

平成21事業年度
業務実績報告書

自 平成21年4月 1日

至 平成22年3月31日

独立行政法人労働者健康福祉機構

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>(1) 外部有識者による業績評価委員会を年2回開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>(1) 業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の運営方針に反映させるとともに、内部業績評価制度による業務改善の効果について検証しつつ、制度の定着を図る。</p> <p>また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度運営方針に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>(1) 業績評価の実施</p> <p>内部業績評価の実施及び制度の定着に向けた取組</p> <p>ア 内部業績評価実施要領に基づき、全ての事業(8事業)、施設(98施設)においてバランス・スコアカード(以下「BSC」という。)を作成した。</p> <p>なお、労災病院については急激な医療環境の変化に的確に対応する必要があることから、BSCの作成前に課題の明確化を図るため「SWOT分析」を実施し、BSCの作成に取り組んだ。</p> <p>イ 内部業績評価として上半期評価と決算期評価を2回実施した。上半期評価では目標と実績に乖離がある事項に関してフォローアップを行うとともに、下半期のBSCの進捗管理に反映させた。また決算期評価では目標と実績に乖離がある事項に関しては原因分析を行うとともに、翌年度の業務改善に反映させた。</p> <p>ウ BSC制度の定着及び職員の理解度向上のため、本部集合研修等において計2回の講義を行った。</p> <p>業績評価委員会における意見・提言の業務への反映</p> <p>ア 前年度の業務実績に関する評価と次年度の運営に係る意見・提言を各々タイムリーに審議するため、平成19年度からは業績評価委員会を年2回開催することとし、7月と12月の2回開催した。当該委員会において指摘された事項及び意見・提言については業務改善に反映させるとともに、翌年度の運営方針に盛り込んだ。</p> <p>イ 評価結果の総括として、「今後、労災病院グループのスケールメリットを活かした労災病院間や地域医療機関との連携、病院情報システム等IT化の推進、疾病の治療と職業生活との両立支援に係る研究の推進、産業保健推進センターにおけるメンタルヘルス対策支援や実地研修等の推進、海外勤務健康管理センターで蓄積されてきた知見の普及、診療体制・機能の整備により自前収入による機器整備・増改築計画を踏まえた繰越欠損金の解消、診療報酬上の人員基準や医療の質の確保の観点から踏まえた総人件費改革への対応、医師確保に資するための適正な給与水準やインセンティブを与える給与制度の見直し、ガバナンスの強化等を行うことにより、機構の政策的任務でもある働く人々の健康と福祉の増進に一層取り組むことを期待する」とされた。</p> <p>ウ また、業績評価の結果及び評価により指摘された事項の改善策についてはホームページで公表した。</p> <p>業績評価制度による具体的改善効果 労災病院事業において以下の改善効果が得られた。</p> <p>ア 財務の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常損益(サブプライムローン等の影響による厚生年金基金資産の減少に見合う費用の増を除く)の改善 <p>【20年度】 5億円 【21年度】 4億円・・・対前年比9億円の改善</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	<p>(2) 毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p>	<p>(2) 業務の透明性を高めるため、決算終了後速やかに業務実績をホームページ等で公開するとともに、業務内容の充実を図るため、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営へ反映させる。</p>	<p>イ 利用者の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者からの高い評価 満足度調査において満足のいく医療が受けられたとの評価 【20年度】82.5% 【21年度】81.9%・・・80%以上を確保 <p>ウ 質の向上の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 質の高い医療の提供 クリニカルパスの策定件数 【20年度】3,619件 【21年度】3,731件・・・対前年度比 112件増 DPC対象病院 【20年度】19施設 【21年度】30施設 病院機能の向上 地域医療支援病院 【20年度】12施設 【21年度】17施設 地域がん診療連携拠点病院 【20年度】11施設 【21年度】11施設 <p>エ 効率化の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の縮減 【20年度】 3.4% 【21年度】 3.4%・・・対前年縮減額6.4億円 後発医薬品採用率(購入金額ベース) 【20年度】6.5% 【21年度】8.3%・・・対前年度比1.8ポイント増 23年度で15%の達成を目標としている <p>オ 学習と成長の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の資質向上(職員研修受講後のアンケート調査における有益度) 【20年度】81.5% 【21年度】84.1%・・・対前年度比2.6ポイント増 職員のモチベーション向上(職員アンケート調査における職員満足度) 理念・基本方針への共感 【20年度】61.8% 【21年度】64.1%・・・対前年度比2.3ポイント増 <p>(2) 業務実績の公表 事業の業務実績は、ホームページで公表し、電子メールにより広く機構の業務に対する意見・評価を求めた。また、業務実績に関する意見・評価を求めやすくするために、ホームページに「当機構の業務実績に対する御意見の募集について」のページを平成19年度から設けている。</p> <p>(3) 事務・事業の見直しについて、以下のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労災リハビリテーション千葉作業所については、平成23年度末までに廃止することを決定した。その他の作業所についても、順次廃止していくこととしている。 労働安全衛生融資については、繰上償還や経営状態等により約定償還の回収計画に変更が生じるため、回収計画の見直しを行っている。 以下のような取組により経費の縮減を図った。 広報、パンフレット、イベント等の点検 産業保健推進センターで発行していた地方情報誌を廃止し、ホームページ等の媒体に集約し、

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<p>52、704千円の削減を図った。</p> <p>IT調達の点検 システム導入に向け情報システム委員会等で課題や仕様等を検討した。また、コンサルタントを導入し、仕様書の内容等について検証し、適正な競争入札を通じてより安価で有用なシステムを調達した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年度は1施設において実施し約60百万円の削減を図った。 ・22年度は9施設において実施予定であり、約460百万円の削減を見込んでいる。 <p>法人所有車数の台数削減、車種の変更 独法移行後に、使用頻度、費用対効果、必要性、小型化、更新時期の延長等に取り組んできた。その結果、独法に移行した平成16年度に比べて17台削減し、現在保有している43台のうち、本部所有の2台を除く41台については、労災病院等の施設保有のものである。また、現在保有している車両の殆どは耐用年数経過後も継続使用している車輛であり、新たに更新時期を迎える車両についても、引き続き合理化の検討を行うこととしている。</p> <p>庁舎の移転及び賃借料の引下げ 産業保健推進センターの事務所を19か所移転し、面積縮小及び単価引下げにより、約109百万円の事務所賃借料の削減に取り組んだ。</p> <p>電気料金に関する契約の見直し 以前から契約の見直し及び節電に取り組んできており、21年度においても以下のとおり実施した結果、約67百万円削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約電力種別の見直し ・一般競争入札の実施 ・空調を夜間も含めた省エネタイプへ変更 ・省エネパトロールの実施 ・エアコン設定温度の見直し、節電シール貼付等による設定温度の厳守 ・事務所の縮小化移転に伴う消費電力の減等 <p>複写機等に関する契約の見直し 以前から契約の見直し及び経費節減に取り組んできており、21年度においても以下のとおり実施した結果、約11百万円削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安価な機種への契約変更 ・コピー枚数の多いものについて、コピー機より安価な輪転機を使用 ・カラーコピーの使用抑制の励行 ・両面コピーの推進 ・コピーミス防止の注意徹底 <p>また、リバースオークション(競り下げ方式による電子入札)を実施し、21年度に比べて22年度は4,645千円の削減を予定している。</p> <p>備品の継続使用及び消耗品の再利用 器具・備品については、耐用年数経過後も真に必要性を認めたもののみを更新しており、21年度末で保有するもののうち、件数見合いで耐用年数経過後も継続使用しているものが約7割強はあり、その割合は前年度と比較して約1ポイント増加している。</p> <p>また、診療科休止等により遊休化した器具・備品については、定期的に実態調査を実施し、他施設への管理換えを行い有効活用を図っている。</p> <p>タクシー利用の点検 タクシー使用の適正化について再度周知徹底した結果、平成20年度に比べ平成21年度は約25,000千円の減となった</p> <p>その他コスト削減について検討し、取り組んだもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定電話通信サービスの本部・施設による共同入札を実施し、8,757千円削減した。

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>第1期中期目標において取り上げた、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病である13分野の課題は引き続き重要な課題であることから、これら分野について労災疾病等に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を引き続き行うこと。</p> <p>特に、昨今の労働災害の動向や職場のニーズを踏まえ、かつ労働災害防止計画等に照らし、「アスベスト関連疾患」、「勤労者のメンタルへ</p>	<p>各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>中期目標に示された13分野ごとに別紙1のとおり研究テーマを定め労災疾病等に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及を着実に実施するため次のとおり取り組む。</p> <p>ア 中期目標に示された13分野の労災疾病等に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を引き続き実施するため、平成21年度中に13分野ごとに新たな臨床研究・開発、普及計画を作成し、これに基づいて労災疾病等13分野臨床医学研究を推進する。</p>	<p>各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>中期計画に定めた13分野ごとの研究テーマに係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を着実に実施するため次のとおり取り組む。</p> <p>ア 13分野ごとの研究者会議を開催して、臨床研究・開発、普及計画を策定し、業績評価委員会医学研究評価部会の事前評価及び医学研究倫理審査委員会の倫理審査を受け、研究を開始する。</p>	<p>各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>中期計画に定めた13分野ごとの研究テーマに係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を着実に実施するため次のとおり取り組んだ。</p> <p>ア 労災疾病等13分野医学研究・開発、普及計画策定にあたり以下の取組を行った。</p> <p>研究内容の選定にあたっては、臨床医学、産業保健、労働政策等専門分野を代表する外部有識者によって構成された労災疾病等13分野医学研究のあり方検討会及び勤労者医療のあり方検討会を開催して、労働災害防止計画等他の労働指標との連動を協議し、また、労使(受益者)の代表を検討会に招き労災疾病等研究に関する意見を聴取した。ここでの意見等を反映させ13分野19テーマごとに臨床研究・開発、普及計画を策定し、外部有識者、分野の専門委員からなる業績評価委員会医学研究評価部会の事前評価及び医学研究倫理審査委員会の審査を受け研究を開始した。また、業績評価委員会医学研究評価部会及び医学研究倫理審査委員会の議事概要等について、機構ホームページに掲載した。</p> <p>第2期労災疾病等13分野医学研究・開発、普及計画は第1期の研究成果を基に中期目標で示された重点分野を中心に新たな勤労者医療の確立を目指す。</p> <p>・医療材料費削減への取組として、後発医薬品の共同購入については平成20年度より取り組み、平成19年度に比べ21年度は165,107千円削減削減した。また、医療消耗品・手術材料等の共同購入については平成17年度より取り組み、平成16年度に比べ74,887千円削減削減した。</p> <p>・器具備品の調達費用削減への取組として、高額放射線医療機器等の共同購入を実施し、計画額に比べて581,358千円削減した。</p> <p>・労災病院グループのリース調達物件を集めた共同入札によりリース料率を削減し、計画額に比べて99,950千円削減した。</p> <p>・消耗品の調達費用削減への取組として、リバースオークション(競り下げ方式による電子入札)を実施し、インクカートリッジ・トナーの調達については20年度に比べて12,970千円削減した。また、トイレトーパー・蛍光灯等については21年度に比べて22年度は17,078千円の削減予定である。</p> <p>・以前からコスト削減に取り組んできており、21年度においても以下のとおり実施した。</p> <p>ア 井水浄化システムの導入(4,800千円の削減)</p> <p>イ 節水の呼びかけ、トイレを節水タイプに変更等(13,665千円節減)</p> <p>ウ 事務所縮小化移転に伴う清掃委託料の減</p> <p>エ 契約の見直し(院内観葉植物の契約本数の減、秘書・図書業務中止、PHS台数の減、印刷発注単位の見直し等)</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>ルス」、「業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)」及び「化学物質の曝露による産業中毒」の分野を最重点分野とし、これらの分野に資源を重点的に配分すること等により、時宜に合った研究成果をあげるよう取り組むこと。</p> <p>また、これまで労災病院で培われた労災疾病等に関する症例、知見、技術、職業と疾病との関連性に係る情報等を活かしつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病も含め、就労の継続が可能な治療と療養後における医療の視点から行う円滑な職場復帰を支える疾病の治療と職業生活の両立を図るモデル医療及び労働者個人の特性と就労形態や職場環境等との関係等についての研究開発を分野横断的に行うこととし、この研究にも資源を重点的に配分して研究環境の整備充実を図ること。</p> <p>なお、研究の推進に当たっては、労災疾病等に係る研究を効果的かつ効率的に実施する観点から、現行1研究センターにつき1分野として13研究センターを設置している分散型の研究体制について、平成21年度末までに診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況等を勘案した集約化を検討し、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。</p> <p>さらに、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例の集積が重要であることから、労災病院のネット</p>			<p>1.アスベスト関連疾患、産業中毒等新たな労災疾病等の早期診断・治療法の研究・開発、普及 2.うつ病等の客観的診断法・職場における心理・社会的要因の客観的評価法の研究・開発、普及 3.過労死の機序を解明するための研究・開発、普及 4.早期職場復帰・疾病の治療と就労との両立のための研究・開発、普及</p> <p>また、海外で働く日本人の健康管理対策及び海外への高度労災医療の伝承(特にアジア諸国)に取り組む。 なお、第2期労災疾病等13分野医学研究・開発、普及計画は以下のとおり。 研究内容が多岐にわたる分野については複数のテーマを設定しテーマごとに主任研究者を配置した。</p> <p>「アスベスト関連疾患分野」 第2期の研究テーマ 中皮腫等のアスベスト関連疾患の救命率の向上を目指した早期診断、予防法、治療法に係る研究・開発、普及</p> <p>アスベスト関連疾患の患者の病理組織を遺伝子解析することによる発症前診断法の開発 中皮腫に対する手術療法、化学療法、放射線療法などを組み合わせた標準的治療法の確立</p> <p>研究成果の普及 【学会発表】国内40件、国外6件 国外：「Asbestos exposure and mesothelioma and asbestos-related lung cancer. Asia Asbestos Initiative Second International Seminar, Bangkok, Thailand, Dec 21, 2009」ほか 【論文】和文14件、英文7件 英文：「Accuracy of pathological diagnosis of mesothelioma cases in Japan. Clinicopathological analysis of 382 cases. Lung Cancer 66 : 191-197, 2009」「Epigenetic profiles distinguish malignant pleural mesothelioma from lung adenocarcinoma. Cancer Res. 69 : 9073-9082, 2009」「Clinical study of asbestos-related lung cancer in Japan with special reference to occupational history. Cancer Sci. 101 : 1194-1198, 2010」ほか 【講演】44件 【新聞・雑誌・インターネット等への掲載】6件 「読売新聞「アスベスト肺がん 問われる診断技術」2009年5月17日」ほか</p> <p>「粉じん等による呼吸器疾患分野」 第2期の研究テーマ じん肺に合併した肺がんのモデル診断法の研究 じん肺合併症の現状と客観的評価法に係る研究 じん肺の労災認定に係る研究 新たな粉じん(例：チタン、タンゲステンなどからなる超硬合金によるもの)により発症するじん肺の実態調査に係る研究 デジタル画像によるじん肺標準写真の作成、普及 「じん肺」に関する豊富な知見を「じん肺」問題が懸念されるアジア諸国へ伝承するための共同研究</p> <p>研究成果の普及 【学会発表】国内11件 【論文】和文5件、英文1件 和文：「労働者健康福祉機構13分野研究「粉じん等における呼吸器疾患」現行のじん肺肺がんの診断法の有効性の研究、日本職業・災害医学会会誌 57:147-151、2009」「じん肺症における呼気中一酸化窒素濃度の検討、日本職業・災害医学会会誌 57:304-307、2009」「じん肺合併症「続発性気管支炎」に対する鑑別診断について、日本職業・災害医学会会誌 57 : 246-250、2009」「最近のじん肺検診の問題点、産業医学ジャーナル 33 : 80-86、2010」ほか 英文：「Comparison of MET-PET and FDG-PET for differentiation between benign lesion and lung</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>ワークの活用のみならず、労災指定医療機関である国立病院等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を図ること。</p> <p>加えて、密接に関連する研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう一体的な実施について検討すること。</p>			<p>cancer in pneumoconiosis. Ann Nucl Med 21:331-337、2007」</p> <p>【講演】16件 「木村清延：「じん肺関係法令と労災補償」第36回地方じん肺診査医研修会、川崎市、2010年1月14日～15日」「木村清延：「じん肺に関連する諸問題（特に合併症を中心に）」中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会（第3回）、東京、2010年1月22日」ほか</p> <p>「高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患分野」 「化学物質の曝露による産業中毒分野」 第2期の研究テーマ 原因物質の特定、診断が困難な職業性皮膚炎について全国の病院、診療所の医師が、患者診療時に活用できるデータベースの構築 皮膚科専門医および産業医を対象とした職業性皮膚疾患に対する職場作業環境管理の進め方に関するガイドラインの作成 職業性皮膚疾患の原因物質の化学的組成の分析と産業中毒データベースの充実</p> <p>研究成果の普及 【学会発表】国内19件、国外4件 【論文】和文17件、英文6件 「理美容師の職業性接触皮膚炎、Visual Dermatology 8：498-500、2009」「理美容師の職業性接触皮膚炎におけるパッチテスト成績、皮膚病診療 31：1335-1341、2009」「職業性皮膚疾患の症状、日本医事新報 4458：65-68、2009」「職業性皮膚炎の臨床と原因抗原、アレルギー・免疫 16：1714-1719、2009」「職業性皮膚疾患NAVI（皮膚科医のための臨床トピックス）、臨床皮膚科 63：131-134、2009」「職業性皮膚疾患NAVI」による登録と利用、Monthly Book Derma 154：60-65、2009」ほか</p> <p>【講演】5件 「織茂弘志：職業性皮膚疾患NAVI第108回日本皮膚科学会総会教育講演」ほか</p> <p>【出版物】「理・美容師の手あれ予防ガイドブック、独立行政法人労働者健康福祉機構、勤労者物理的因子疾患研究センター、2009」</p> <p>「振動障害分野」 第2期の研究テーマ 頸部脊髄症、頸椎性神経根症、絞扼性神経根症、糖尿病がFSBP%値に及ぼす影響に関する研究 振動障害の末梢神経障害の客観的評価法に係る研究</p> <p>研究成果の普及 【学会発表】国内1件 【講演】1件 「那須吉郎：振動障害の病像・検査法・評価の問題点および診断票の見方、福井労働局講演会、福井市、2009年9月25日」</p> <p>「勤労者のメンタルヘルス分野」 第2期の研究テーマ SPECTや唾液中ホルモンを用いた、うつ病の早期発見と自殺予防に役立つ「睡眠障害」の客観的評価法の研究・開発 MENTAL-ROSAIを用いて、 1.多数の企業を対象に、フィールドワークを行い、勤労者のメンタルヘルスチェックに対する有用性を証明</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<p>2. 職場における心理・社会的要因とうつ病との関連を検討 3. 海外で働く日本人労働者のメンタルヘルスチェックを施行</p> <p>研究成果の普及 【学会発表】国内10件 【論文】和文3件 和文：「産業医に役立つ最新の研究報告 うつ病の客観的診断は可能か 脳血流SPECTを用いた検討から、産業医学ジャーナル 32：94-101、2009」「労働者健康福祉機構が進める労災疾病13分野研究「勤労者のメンタルヘルス」分野の研究・開発、普及事業について、産業精神保健17：290-295、2009」ほか 【講演】91件 「小山文彦：「メタボに効くストレス解消」香川県主催、平成21年度心の健康講座、2009年3月11日」「山本晴義：「メンタルタフネス 激変する環境に負けない心と身体」日本生産性本部職場活力向上セミナー、東京都、2009年7月22日」ほか 【新聞・雑誌・インターネット等への掲載】97件 「毎日新聞夕刊「仕事をめぐる相談急増」2010年2月16日」ほか 【出版物】「冊子、働く人のうつ、疲労と脳血流の変化 - 画像で見る うつ、疲労の客観的評価 - 保健文化社、2009」</p> <p>「身体への過度の負担による筋・骨格系疾患分野」 第2期の研究テーマ 脳のSPECT、PETなど画像診断法を用いた職場の心理・社会的要因による職業性腰痛の客観的診断法を確立、脳の血流、脳内神経伝達物質の状況から、発症機序を解明 デスクワーカーおよび看護師における腰痛予防を目的とする前向き介入研究 介護労働者を対象とした実態調査および腰痛予防を目的とする前向き介入研究</p> <p>研究成果の普及 【学会発表】国内18件、国外2件 【論文】和文12件、英文5件 英文：「The efficacy of prostaglandin E1 derivative in patients with lumbar spinal stenosis. Spine 34：115-120、2009」「Modified fenestration with restorative spinoplasty for lumbar spinal stenosis. J Neurosurgery Spine 10：587-594、2009」「Prevalence and correlates of regional pain and associated disability in Japanese workers. Occupational and Environmental Medicine in press 2010」「Comparison of physician's advice for non-specific acute low back pain in Japanese workers: advice to rest versus advice to stay active. Industrial Health in press 2010」ほか 【講演】15件 「松平浩：知っておきたい腰痛の知識、日本医師会認定産業医制度指定研修会、川崎市、2009年11月28日」ほか 【新聞・雑誌・インターネット等への掲載】7件 「NHKテレビ：今日の健康 特集「腰痛に負けない」2009年11月9 - 13日放送」ほか</p> <p>「せき髄損傷分野」 第2期の研究テーマ MRI計測による日本人の腰椎形態に関する調査研究 非骨傷性頸髄損傷の予防法に関する研究・開発</p> <p>研究成果の普及 【学会発表】国内87件、国外16件</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<p>【論文】和文12件、英文15件 英文：「"Ten second step test" as a new quantifiable parameter of cervical myelopathy. Spine 34:82-86、2009」「Spinal myxopapillary ependymoma : neurological deterioration in patients treated with surgery. Spine 34 : 1619-1624、2009」「Image classification of idiopathic spinal cord herniation based on symptom severity and surgical outcome : a multicenter study. J Neurosurg Spine 11 : 310-319、2009」ほか</p> <p>【講演】12件 「湯川泰紹：Cervical pedicle screw fixation with pedicle axis view by fluoroscopy. Invited lecture in German Scoliosis Center,Bad Wildugen Germany, June 8, 2009」ほか</p> <p>【出版物】「冊子、頸椎ドックにおけるMRI計測による日本人の頸椎部脊柱管及び頸髄の標準値の設定及び日本人の正常頸椎単純X線所見 20歳から70歳までの加齢による変動、労働者健康福祉機構、勤労者脊椎・脊髄損傷研究センター、2009」</p> <p>「働く女性のためのメディカル・ケア分野」 第2期の研究テーマ 低下したQWL (Quality of Working Life)改善に対する薬剤投与による効果の検証 深夜・長時間労働が内分泌系全体に与える影響についての詳細な検討 働く女性の各種症状の原因となっているストレスに関する客観的評価法の検討 働く女性の介護ストレスの軽減、介護うつ予防法の検討</p> <p>研究成果の普及 【学会発表】国内9件、国外1件 【論文】和文4件 和文：「産業における性差とメンタルヘルス、2009年度版「産業人メンタルヘルス白書」126-135、2009」 「深夜・長時間労働が女性の内分泌環境に及ぼしている影響、産業医学ジャーナル33：40-46、2010」 ほか 【講演】28件 「星野寛美：ヘルシーキャリアづくり - 働く女性専門外来担当としての見えてきた働く女性の現状と課題とは、早稲田大学 ウーマン・キャリアクリエイト講座、2010年1月15日」ほか 【新聞・雑誌・インターネット等への掲載】10件</p> <p>「業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）分野」 第2期の研究テーマ 長時間労働がメタボリックシンドローム発症に与える影響を尿中微量アルブミンや唾液中ホルモンなどの客観的な指標を用いて検討し、長時間労働がメタボリックシンドロームを引き起こす機序を解明 労働者の範囲を拡大。多業種について検討するため、労働、心理ストレスと脳・心臓疾患発症の関係に関する人口3万人の都市（宮城県亘理町）をフィールドとするコホート研究 上海で働く日本人労働者の長時間労働と脳・心臓疾患発症の関連に関する日中共同研究 過重労働が健康障害を引き起こす機序の解明に関する研究</p> <p>研究成果の普及 【学会発表】国内8件、国外3件 【論文】和文19件、英文2件 和文：「メタボリックシンドロームにおける幼少時の行動学的特徴と現在の食行動との関係（J - S T O P - M e t S ）、糖尿病 52 : 93-101、2009」「若年勤労者における長時間労働とメタボリックシンドロームの密接な関係 労災過労死研究、日本職業・災害医学会誌 57 : 285-292、2009」 「長時間労働がメタボリックシンドロームのリスクを増加させているー職場におけるメタボリックシンドロームの予防管理と将来展望 - ,宗像正徳,産業医学ジャーナル 32:90-96,2009」「メタボリックシ</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<p>ドローンを呈する勤労男性の減量と聴取による身体活動量の関係性について、日本職業・災害医学会会誌、58:9-14、2010」「循環器疾患に潜むうつ病 Depression Frontier 8:57-65,2010」ほか 英文：「Higher brachial-ankle pulse wave velocity as an independent risk factor for future microalbuminuria in patients with essential hypertension : the J-TOPP study、Journal of Hypertension 27:1466-1471、2009」「Comparison between carotid-femoral and brachial-ankle pulse wave velocity as measures of arterial stiffness.Journal of Hypertension 27:2022-2027,2009」</p> <p>【講演】28件 「宗像正徳：身体科からみたうつ病：循環器疾患に潜むうつ病,第6回日本うつ病学会総会シンポジウム,東京都,2009年7月30日」ほか</p> <p>【新聞・雑誌・インターネット等への掲載】2件</p> <p>「騒音、電磁波等による感覚器障害分野」 第2期の研究テーマ 就労支援のための入院期間1週間以内の低侵襲硝子体手術法の開発とトレーニングセンター開設による普及活動 硝子体手術後の患者の就労状況等の追跡調査 研究成果の普及 【学会発表】国内17件、国外1件 【論文】和文2件、英文1件 英文：「Severe intraocular inflammation after intravitreal injection of bevacizumab. Ophthalmology 117 : 152-156、2010」 【講演】9件 「恵美和幸：Surgical management of severe complicated cases in retinal disease.20th Anniversary Symposium of St.Marys Eye Hospital,Korea,Oct 9,2009」ほか 【出版物】「糖尿病網膜症の治療段階と就業、あたらしい眼科、26:255-259、2009」</p> <p>「職場復帰リハビリテーション及び勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援（両立支援）分野」 第2期の研究テーマ 就労と治療の両立・職場復帰支援の研究・開発、普及 【糖尿病分野】 企業における糖尿病患者の実態に関する調査研究 就労と治療の両立・職場復帰支援（糖尿病）ガイドラインに関する研究・開発 【がん分野】 主治医・産業医・企業を対象としたがん罹患勤労者の実態調査研究 がん罹患勤労者の職場復帰に必要な能力の回復度の判断指標となるクリニカルスコアの研究・開発 患者・医療提供者・企業が患者の治療経過、回復状態等の情報を共有し、各がん罹患勤労者の復職のためのプログラムを作成するためのクリニカルパスの研究・開発 【共通】 がん等勤労者の罹患率の高い疾病の治療と就労の両立支援に係る社会的効用とコストパフォーマンス測定に関する研究 研究成果の普及 【講演】2件 【新聞・雑誌・インターネット等への掲載】3件 【出版物】「冊子「勤労者医療研究1「がんの治療と職業の両立支援に向けて」」：外部有識者を招き、がん罹患勤労者の治療と就労の両立支援のあり方と費用対効果について行ったパネルディスカッション（2010年1月8日開催）の内容、及び、主治医・産業医・企業を対象としたがん罹患勤労者の実態調</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	<p>イ 中期目標において最重点分野とされた「アスベスト関連疾患」、「勤労者のメンタルヘルス」、「業務の過重負</p>	<p>イ 専任の研究者が必要な分野を選定するとともに、機構本部に総括研究ディレクターを補佐する研究員を配置</p>	<p>査結果をまとめた報告書、独立行政法人労働者健康福祉機構本部、2009」「冊子「勤労者医療研究2」：上記報告書の内容を受け、患者団体代表、患者支援NPO代表、医療提供側代表、企業側代表、外部有識者をパネラーとして招き、一般がん患者参加形式で2010年3月18日開催した「第1回勤労者医療フォーラム」の内容、及び、同フォーラムで取り上げられた課題に関する論文をまとめた研究報告書、独立行政法人労働者健康福祉機構本部、2010」</p> <p>「四肢切断、骨折等の職業性外傷分野」 第2期の研究テーマ いつでも、どの地域でも、多数指切断が発生した場合に、手指の再接着手術を可能とするため地域の拠点病院に手の外科専門医を集める連携体制整備の検討 第1期研究の成果物である手指外傷に対するスコアリングシステムを活用したマイクロサージャンの集約化による職場復帰のための連携医療パスの研究・開発 切断指（肢）再接着に関する調査研究症例集の作成 研究成果の普及 【学会発表】国内7件 【論文】和文1件、英文2件 英文：「Predicting functional recovery and return to work after mutilating hand injuries : usefulness of hand injury severity score. J Hand Surg、34A:880-885、2009」「A Blauth IIIb hypoplastic thumb reconstructed with a vascularised metarophalangeal joint transfer: A case report with 28 years of follow up. Hand Surgery 14:63-68,2009」 【講演】2件 「松崎浩徳：マイクロサージャリーによる四肢組織欠損の再建法について 三条労働基準監督署勉強会、三条市、2010年2月26日」ほか 【新聞・雑誌・インターネット等への掲載】1件</p> <p>「職場復帰リハビリテーション及び勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援（リハビリ）分野」 第2期の研究テーマ 職場復帰率を向上させるため、MSW等を介した主治医と職場との連携体制の確立による、リハビリテーションのモデル医療の研究・開発、普及 研究成果の普及 【学会発表】国内2件 【論文】和文3件、英文2件 和文：「脳卒中患者の復職における産業医の役割 労災疾病等13分野医学研究・開発、普及事業における「職場復帰のためのリハビリテーション」分野の研究から、日本職業・災害医学会会誌 57：29-38、2009」ほか 英文：「Determinants of early return to work after first stroke in Japan. J Rehabil Med Preview 42: 1-5, 2010」ほか 【講演】3件 「豊永敏宏：勤労者医療における「就労」の課題 治療医と産業医の役割、福岡県産業医認定研修会、福岡市、2009年11月18日」ほか 【新聞・雑誌・インターネット等への掲載】3件</p> <p>イ 専任の研究者を配置するとともに本部研究支援体制の強化にあたり以下の取組を行った。 振動障害、身体への過度の負担による筋・骨格系疾患、アスベスト関連疾患等の分野に専任の研究者を配置した。また、労災病院の臨床機能は維持したまま本部管理体制を強化する方策として、総括研究ディレクターを補佐する目的で、定員・人件費増を伴わない兼務のかたちで、本部に医師からなる特任研究ディレクター及び本</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	<p>荷による脳・心臓疾患（過労死）」及び「化学物質の曝露による産業中毒」の分野並びに「職場復帰のためのリハビリテーション及び勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援」の分野については、必要に応じて専任の研究者を配置するとともに、機構本部の研究支援体制を強化する等研究環境の整備充実を図る。</p> <p>ウ 労災疾病等に係る研究を効果的かつ効率的に実施する観点から、現行1研究センターにつき1分野として13研究センターを設置している分散型の研究体制について、平成21年度末までに診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況及び研究開発等を勘案して見直し案を策定する。</p> <p>エ 労災疾病等に係る研究開発の推進を図るため、労災指定医療機関である国立病院等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を図る。</p> <p>オ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾患の病因、診断、予防等に関する総合的な調</p>	<p>して、機構本部の研究支援体制の強化を図る。</p> <p>ウ 分散型の研究体制についての見直しを検討する検討会を立ち上げ、年度末までに診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況及び研究開発等を勘案して見直し案を策定する。</p> <p>エ 独立行政法人国立病院機構との調整会議を開催し、症例データ収集方法等について検討する。</p> <p>オ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）との調整会議を開催し、研究所との統合後における統合メリットが発揮できるような一体的な研究の</p>	<p>部研究ディレクターを配置した。</p> <p>ウ 分散型の研究体制について見直しの検討を行った。 13分野19テーマを各研究センターが有する臨床研究機能を維持しながら、管理業務を本部に集約化した。 また、本部の研究管理及び研究施設支援体制を強化するため、定員・人件費増を伴わない兼務のかたちで本部に特任研究ディレクター及び本部研究ディレクターを配置した。 なお、労災疾病のような特異な臨床医学研究を行うには、長年の専門的な労災疾病の臨床経験を有する医師を中心とする研究スタッフが、実際の患者を対象にして実施する必要があることから、テーマごとに主任研究者を配置するとともに、本部と主任研究者が所属する施設長とが協議し、分担研究者、共同研究者を配置した。研究者の内訳は以下のとおり。（平成22年3月31日現在） ・主任研究者：19名（医師） ・分担研究者：69名（医師：64名、看護師：1名、コ・メディカル等：4名） 上記には機構外：2名、海外研究者：1名を含む。 ・共同研究者：100名（機構職員：39名、機構外：58名、海外研究者：3名）</p> <p>エ 独立行政法人国立病院機構等からの症例データ収集について検討を行った。 国立病院機構職員・大学教授等が共同研究者として研究に参画し、症例データの収集を行った。国立病院機構職員・大学教授等の共同研究者への配置状況は以下のとおり。（平成22年3月31日現在） ・「四肢切断、骨折等の職業性外傷分野」：1名 ・「せき髄損傷分野」：1名 ・「高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患分野」：2名 ・「身体への過度の負担による筋・骨格系疾患分野」：13名 ・「振動障害分野」：1名 ・「化学物質の曝露による産業中毒分野」：1名 ・「紛じん等による呼吸器疾患分野」：3名 ・「働く女性のためのメディカル・ケア分野」：1名 ・「職場復帰のためのリハビリテーション及び勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援分野」：6名 ・「アスベスト関連疾患分野」：6名</p> <p>オ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合に向けた取組については、平成19年12月24日付け閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」に沿って検討を開始し、産業中毒分野において統合メリットが発揮できるような研究計画の策定のための調整会議を、平成21年12月18日に機構本部にて開催した。 なお、平成21年11月19日に開催された「第3回行政刷新会議」において、当該閣議決定が当面凍結する旨の決定があったことから、その後は特段の取組を行っていない。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																																				
<p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、本部、労災病院、産業保健推進センター等の有機的連携により、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対し研修等を通じて、積極的な情報の発信及び医療現場、作業現場等への定着を図ること。</p> <p>また、密接に関連する研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討すること。</p>	<p>査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう一体的な実施についての検討を行う。</p> <p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組む。</p> <p>ア 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を20万件以上(参考：平成19年度実績130,638件)を得る。</p> <p>イ 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導</p>	<p>実施のあり方について検討する。</p> <p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組む。</p> <p>ア 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を13万1千件以上(参考：平成19年度実績130,638件)を得る。</p> <p>イ 労災疾病等に係るモデル医療等を効果的かつ効果的</p>	<p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>ア 労災疾病等13分野普及サイトに最新情報として以下を掲載した。 第1期研究報告書及び研究冊子を掲載した。また、海外の学会等からのアスベスト関連疾患の研究者に対する講演依頼の増加から、「我が国における石綿ばく露による中皮腫の調査研究」の英語版について掲載した。</p> <p>【データベースのアクセス件数の推移】</p> <table border="1" data-bbox="1567 1003 2754 1157"> <thead> <tr> <th colspan="6">【単位：件数】</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14,630</td> <td>38,260</td> <td>99,043</td> <td>130,638</td> <td>216,117</td> <td>498,688</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td colspan="5">270,204</td> </tr> </tbody> </table> <p>【各分野のデータ・ベース(ホームページ)及びアクセス件数(21年度)】</p> <table border="1" data-bbox="1644 1234 2469 1759"> <tbody> <tr><td>四肢切断、骨折等の職業性外傷</td><td>17,659件</td></tr> <tr><td>せき髄損傷</td><td>51,274件</td></tr> <tr><td>騒音、電磁波等による感覚器障害</td><td>3,765件</td></tr> <tr><td>高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患</td><td>9,120件</td></tr> <tr><td>身体への過度の負担による筋・骨格系疾患</td><td>4,709件</td></tr> <tr><td>振動障害</td><td>27,437件</td></tr> <tr><td>化学物質の曝露による産業中毒</td><td>26,280件</td></tr> <tr><td>粉じん等による呼吸器疾患</td><td>67,658件</td></tr> <tr><td>業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)</td><td>1,877件</td></tr> <tr><td>勤労者のメンタルヘルス</td><td>15,308件</td></tr> <tr><td>働く女性のためのメディカル・ケア</td><td>2,519件</td></tr> <tr><td>職場復帰のためのリハビリテーション</td><td>6,496件</td></tr> <tr><td>アスベスト関連疾患</td><td>7,412件</td></tr> <tr><td>その他(トップページ、英文サイト、研究報告書等)</td><td>60,004件</td></tr> </tbody> </table> <p>1回のホームページアクセスで複数の分野へアクセスする可能性があることから、各分野のアクセス件数の合計と年間アクセス件数の合計は一致しない。</p> <p>イ 労災疾病等に係るモデル医療等を効果的かつ効果的に普及するため以下の取組を行った。 石綿関連疾患関係の研究者を中心に「石綿関連疾患 診断のポイント」のDVDを作成し、呼吸器系の疾患を</p>	【単位：件数】						16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	14,630	38,260	99,043	130,638	216,117	498,688	21年度	270,204					四肢切断、骨折等の職業性外傷	17,659件	せき髄損傷	51,274件	騒音、電磁波等による感覚器障害	3,765件	高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患	9,120件	身体への過度の負担による筋・骨格系疾患	4,709件	振動障害	27,437件	化学物質の曝露による産業中毒	26,280件	粉じん等による呼吸器疾患	67,658件	業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)	1,877件	勤労者のメンタルヘルス	15,308件	働く女性のためのメディカル・ケア	2,519件	職場復帰のためのリハビリテーション	6,496件	アスベスト関連疾患	7,412件	その他(トップページ、英文サイト、研究報告書等)	60,004件
【単位：件数】																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																																																		
14,630	38,260	99,043	130,638	216,117	498,688																																																		
21年度	270,204																																																						
四肢切断、骨折等の職業性外傷	17,659件																																																						
せき髄損傷	51,274件																																																						
騒音、電磁波等による感覚器障害	3,765件																																																						
高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患	9,120件																																																						
身体への過度の負担による筋・骨格系疾患	4,709件																																																						
振動障害	27,437件																																																						
化学物質の曝露による産業中毒	26,280件																																																						
粉じん等による呼吸器疾患	67,658件																																																						
業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)	1,877件																																																						
勤労者のメンタルヘルス	15,308件																																																						
働く女性のためのメディカル・ケア	2,519件																																																						
職場復帰のためのリハビリテーション	6,496件																																																						
アスベスト関連疾患	7,412件																																																						
その他(トップページ、英文サイト、研究報告書等)	60,004件																																																						

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	<p>医育成の教育研修を実施する。</p> <p>ウ 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、13分野の研究・開発テーマに関し、分野ごとに国外2件以上、国内10件以上の学会発表を行う。</p> <p>エ 労災病院と産業保健推進センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。</p> <p>オ 研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討する。</p> <p>カ 勤労者の罹患率の高い疾病と職業の両立支援に関する研究・開発の成果等、勤</p>	<p>に普及する観点から、研究者の協力を得て教育研修の具体的手法を検討する。</p> <p>ウ 日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、13分野の研究・開発テーマに関して研究成果の得られたものから順次学会発表を行う。</p> <p>エ 労災病院と産業保健推進センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を13回以上実施する。</p> <p>オ 研究所との統合後における統合メリットが発揮できるような効果的・効率的な普及について検討する。</p> <p>カ 勤労者医療の実践に有用な情報を提供するための機構本部、労災病院、産業保健</p>	<p>取り扱う労災指定医療機関等における石綿関連疾患の的確な診断に資するため、全国約2万の労災指定医療機関に配布した。</p> <p>ウ 関連学会等において研究成果等を発表した。 第1期の研究成果及び第2期の研究・開発、普及事業計画について以下のとおり発表を行った。 学会発表：国内228件、国外：33件 論文発表：和文89件、英文40件 講演会等：254件 新聞・雑誌・インターネット等への掲載：129件</p> <p>【主な発表実績】 学会発表 国内：日本・職業災害医学会、日本手の外科学会、日本呼吸器学会 ほか 国外：ヨーロッパ高血圧学会 ほか 論文発表 和文：小山文彦「労働者健康福祉機構が進める労災疾病13分野研究「勤労者のメンタルヘルス」分野の研究・開発、普及事業について、産業精神保健17：290-295、2009」ほか 英文：松崎浩徳「Predicting functional recovery and return to work after mutilating hand injuries：usefulness of hand injury severity score. J Hand Surg, 34A:880-885、2009」ほか 講演会等 恵美和幸「Surgical management of severe complicated cases in retinal disease.20th Anniversary Symposium of St.Marys Eye Hospital,Korea,Oct 9,2009」ほか 新聞・雑誌・インターネット等への掲載 松平浩：「NHKテレビ：今日の健康 特集「腰痛に負けない」2009年11月9-13日放送」「冊子、今日の治療指針vol52-私はこう治療している-、医学書院、2010」ほか</p> <p>エ 労災病院と産業保健推進センターが協働でアスベスト関連疾患症例活用、共同研究で明らかになった過労死・メタボリックシンドローム予防対策、健康障害を抱えた勤労者の職場復帰など計38回研修を実施した。</p> <p>オ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所との調整会議を平成21年12月18日に開催し、産業中毒分野において統合メリットが発揮できるような研究計画の策定について検討した。 なお、平成21年11月19日に開催された「第3回行政刷新会議」において、平成19年12月24日付け閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」が当面凍結する旨の決定があったことから、その後は特段の取組を行っていない。</p> <p>カ 労災病院、産業保健推進センター等での研修会において研究成果等の症例検討会、研修会を積極的に開催した。 また、勤労者の罹患率の高い疾病と職業の両立支援に関しては、がんの治療と就労の両立支援をテーマとした勤労者医療フォーラムを平成22年3月18日に開催し、これまでの研究成果や調査結果を発表するとともに、</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>勤労者医療の中核的役割の推進のために、上記「1」の研究開発と併せ、以下のとおり着実に取り組むこと。</p> <p>特に、労災病院等においては、勤労者医療の中核的役割を推進するため、職業に関連した負傷又は疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成、活用して疾病の治療と職業生活の両立支援を図るとともに、労災病院グループのネットワークを通じて労災指定医療機関等に普及していくこと。</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な</p>	<p>労者医療の実践に有用な情報を提供するための機構本部、労災病院、産業保健推進センター、地域産業保健センター、労災指定医療機関、産業医、行政等によるネットワーク構築のための検討を行う。</p> <p>キ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を開催し、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映させる。</p> <p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療</p>	<p>推進センター、地域産業保健センター、労災指定医療機関、産業医、行政等によるネットワーク構築のための委員会を開催し検討を開始する。</p> <p>キ 新たな臨床研究・開発、普及計画の事前評価を行うため、外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)を踏まえた評価を実施する。</p> <p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療</p>	<p>患者(労働者)、使用者、医療提供者、患者支援団体、労働・医療政策の専門家等のネットワークの構築とがん患者等の就労と治療の両立支援のあり方を検討した。</p> <p>キ 労災疾病等13分野医学研究・開発、普及計画策定にあたり業績評価委員会医学研究評価部会を平成22年9月16日、17日及び18日と、11月16日に機構本部にて開催し、各分野の研究開発の事前評価を行い、研究計画の承認を得た。</p> <p>なお、医学研究評価部会の開催概要については、機構のホームページに掲載した。</p> <p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																																																																																
<p>医療の提供等</p> <p>ア 労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。特に、アスベスト関連疾患や化学物質の曝露による産業中毒等、一般的に診断が困難な労災疾病については積極的に対応すること。</p> <p>また、勤労者医療を継続的、安定的に支えるためにも、基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核的医療機関を目指すこと。</p> <p>さらに、近年、大規模労働災害が増加していることを踏まえ、かかる場合における緊急な対応を速やかに行えるようにすること。</p>	<p>の提供等</p> <p>ア 労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関する医療について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。</p> <p>また、勤労者医療を継続的、安定的に支えるため、基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核医療機関を目指す。</p>	<p>の提供等</p> <p>ア 労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関する医療について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。</p> <p>また、勤労者医療を継続的、安定的に支えるため、基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核医療機関を目指す。</p>	<p>ア</p> <p>地域の中核的役割の推進</p> <p>地域における中核的役割の推進のため、体制を構築・強化し、地域がん診療連携拠点病院や地域医療支援病院の承認・指定に積極的に取り組むとともに、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急、災害、へき地、周産期、小児）の診療機能の充実を図った。</p> <p>地域がん診療連携拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="1656 516 2472 600"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4施設</td> <td>4施設</td> <td>8施設</td> <td>10施設</td> <td>11施設</td> <td>11施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域医療支援病院</p> <table border="1" data-bbox="1656 678 2472 762"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3施設</td> <td>3施設</td> <td>5施設</td> <td>9施設</td> <td>12施設</td> <td>17施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>急性期医療への対応</p> <p>急性期化に対応した診療体制の構築</p> <p>看護師を確保して急性期化に対応した診療体制の構築を図り、急性期医療に努めたことにより、平均在院日数の短縮が見られた。</p> <p>一般病棟入院基本料上位算定</p> <table border="1" data-bbox="1656 989 2525 1157"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7対1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1施設</td> <td>5施設</td> <td>5施設</td> <td>9施設</td> </tr> <tr> <td>10対1</td> <td>15施設</td> <td>15施設</td> <td>30施設</td> <td>27施設</td> <td>27施設</td> <td>23施設</td> </tr> <tr> <td>13対1</td> <td>17施設</td> <td>17施設</td> <td>1施設</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>平均在院日数</p> <table border="1" data-bbox="1656 1192 2460 1276"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.6日</td> <td>17.5日</td> <td>16.2日</td> <td>16.1日</td> <td>15.4日</td> <td>15.2日</td> </tr> </tbody> </table> <p>救急医療体制の強化</p> <p>労働災害、大規模災害への対応を含めた救急体制の強化を行った。</p> <p>救急搬送患者数（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="1656 1392 2472 1476"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64,472</td> <td>66,699</td> <td>67,942</td> <td>68,206</td> <td>64,272</td> <td>67,703</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域医療連携の強化</p> <p>地域の医療機関との間であらかじめ特定の疾患に関する連携パスを策定することにより、労働災害への対応を含めた地域医療連携体制の構築を図った。</p> <p>地域連携パス</p> <table border="1" data-bbox="1656 1629 2516 1797"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脳卒中</td> <td>3件</td> <td>8件</td> <td>19件</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td>大腿骨頸部骨折</td> <td>11件</td> <td>13件</td> <td>17件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>その他（糖尿病、がん等）</td> <td>4件</td> <td>8件</td> <td>10件</td> <td>25件</td> </tr> </tbody> </table> <p>急性期リハビリテーションの推進</p> <p>被災労働者、勤労者をはじめとした入院患者の早期社会復帰・職場復帰を図るため、体制を充実し、リハビリテーションの急性期化を図った。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	4施設	4施設	8施設	10施設	11施設	11施設	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	3施設	3施設	5施設	9施設	12施設	17施設	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	7対1	-	-	1施設	5施設	5施設	9施設	10対1	15施設	15施設	30施設	27施設	27施設	23施設	13対1	17施設	17施設	1施設	-	-	-	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	18.6日	17.5日	16.2日	16.1日	15.4日	15.2日	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	64,472	66,699	67,942	68,206	64,272	67,703	区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	脳卒中	3件	8件	19件	19件	大腿骨頸部骨折	11件	13件	17件	16件	その他（糖尿病、がん等）	4件	8件	10件	25件
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																																																														
4施設	4施設	8施設	10施設	11施設	11施設																																																																																														
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																																																														
3施設	3施設	5施設	9施設	12施設	17施設																																																																																														
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																																																													
7対1	-	-	1施設	5施設	5施設	9施設																																																																																													
10対1	15施設	15施設	30施設	27施設	27施設	23施設																																																																																													
13対1	17施設	17施設	1施設	-	-	-																																																																																													
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																																																														
18.6日	17.5日	16.2日	16.1日	15.4日	15.2日																																																																																														
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																																																														
64,472	66,699	67,942	68,206	64,272	67,703																																																																																														
区 分	18年度	19年度	20年度	21年度																																																																																															
脳卒中	3件	8件	19件	19件																																																																																															
大腿骨頸部骨折	11件	13件	17件	16件																																																																																															
その他（糖尿病、がん等）	4件	8件	10件	25件																																																																																															

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脳血管疾患リハ</td> <td>29施設</td> <td>32施設</td> <td>32施設</td> <td>32施設</td> </tr> <tr> <td>心大血管リハ</td> <td>2施設</td> <td>4施設</td> <td>5施設</td> <td>6施設</td> </tr> <tr> <td>運動器リハ</td> <td>32施設</td> <td>32施設</td> <td>32施設</td> <td>32施設</td> </tr> <tr> <td>呼吸器リハ</td> <td>28施設</td> <td>28施設</td> <td>29施設</td> <td>29施設</td> </tr> </tbody> </table>					区分	18年度	19年度	20年度	21年度	脳血管疾患リハ	29施設	32施設	32施設	32施設	心大血管リハ	2施設	4施設	5施設	6施設	運動器リハ	32施設	32施設	32施設	32施設	呼吸器リハ	28施設	28施設	29施設	29施設																				
区分	18年度	19年度	20年度	21年度																																																
脳血管疾患リハ	29施設	32施設	32施設	32施設																																																
心大血管リハ	2施設	4施設	5施設	6施設																																																
運動器リハ	32施設	32施設	32施設	32施設																																																
呼吸器リハ	28施設	28施設	29施設	29施設																																																
			<p>医療の高度・専門化</p> <p>学会等への積極的な参加 大学・学会との連携強化を図り、最新技術、知識の修得及び実践を通じて高度な医療を提供した。 ・各種学会認定施設数671施設（日本内科学会、日本外科学会等84学会） ・学会認定医数999人、専門医数1,596人、指導医数687人</p> <p>専門センター化の推進 従来の診療科別から、臓器別・疾病別の専門センターを設置することにより、高度専門的医療を提供するとともに、診療科の枠を超えたチーム医療の提供を行った（脳卒中センター、循環器センター、糖尿病センター、消化器センター、脊椎外科センター等 専門センター数146）。</p> <p>専門センター数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78</td> <td>107</td> <td>121</td> <td>129</td> <td>137</td> <td>146</td> </tr> </tbody> </table> <p>多職種の協働によるチーム医療の推進 医療関係職の専門性を高め、職種の枠を超えたチーム医療を推進することにより、短時間でより効果的な医療の実践と診療機能の充実を図った。 ・チーム医療の実践</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>がんセンターボード</td> <td>11施設</td> </tr> <tr> <td>ICT（感染対策チーム）</td> <td>32施設</td> </tr> <tr> <td>NST（栄養サポートチーム）</td> <td>32施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>高度医療機器の計画的整備 高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、より高度で正確な治療・診断機器等の整備を自己資金により行った。 ・平成21年度自己資金投入による機器整備（更新）状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 器</th> <th>21年度</th> <th>整備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンギオグラフィー（血管撮影装置）</td> <td>4施設更新</td> <td>32施設整備済</td> </tr> <tr> <td>ガンマナイフ</td> <td>-</td> <td>2施設整備済</td> </tr> <tr> <td>リニアック</td> <td>1施設更新</td> <td>21施設整備済</td> </tr> <tr> <td>CT（コンピュータ断層撮影装置）</td> <td>4施設更新</td> <td>32施設整備済</td> </tr> <tr> <td>MRI（磁気共鳴画像診断装置）</td> <td>4施設更新</td> <td>32施設整備済</td> </tr> <tr> <td>PET（陽電子放射断層撮影装置）</td> <td>-</td> <td>2施設整備済</td> </tr> <tr> <td>CRシステム</td> <td>-</td> <td>32施設整備済</td> </tr> <tr> <td>PACSシステム</td> <td>2施設更新</td> <td>17施設整備済</td> </tr> </tbody> </table>					16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	78	107	121	129	137	146	がんセンターボード	11施設	ICT（感染対策チーム）	32施設	NST（栄養サポートチーム）	32施設	機 器	21年度	整備状況	アンギオグラフィー（血管撮影装置）	4施設更新	32施設整備済	ガンマナイフ	-	2施設整備済	リニアック	1施設更新	21施設整備済	CT（コンピュータ断層撮影装置）	4施設更新	32施設整備済	MRI（磁気共鳴画像診断装置）	4施設更新	32施設整備済	PET（陽電子放射断層撮影装置）	-	2施設整備済	CRシステム	-	32施設整備済	PACSシステム	2施設更新	17施設整備済
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																															
78	107	121	129	137	146																																															
がんセンターボード	11施設																																																			
ICT（感染対策チーム）	32施設																																																			
NST（栄養サポートチーム）	32施設																																																			
機 器	21年度	整備状況																																																		
アンギオグラフィー（血管撮影装置）	4施設更新	32施設整備済																																																		
ガンマナイフ	-	2施設整備済																																																		
リニアック	1施設更新	21施設整備済																																																		
CT（コンピュータ断層撮影装置）	4施設更新	32施設整備済																																																		
MRI（磁気共鳴画像診断装置）	4施設更新	32施設整備済																																																		
PET（陽電子放射断層撮影装置）	-	2施設整備済																																																		
CRシステム	-	32施設整備済																																																		
PACSシステム	2施設更新	17施設整備済																																																		
	<p>(ア) それぞれの研究分野の専門医からなる検討委員会にて策定した分野ごとの臨床評価指標により、医療の質に</p>	<p>(ア) それぞれの研究分野の専門医を構成員とする「勤労者医療臨床評価指標検討委員会」を開催し、臨床評価指標</p>	<p>(ア) 本部研究ディレクターを招集して「勤労者医療臨床評価指標検討委員会」を開催し、現行指標の問題点や研究分野共通の指標と固有の指標について検討した。</p>																																																	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>イ 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のIT化を推進すること。</p>	<p>関する自己評価を行う。</p> <p>(イ) 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。</p> <p>(ウ) 職業に関連した負傷又は疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成する。</p> <p>(エ) メディカルソーシャルワーカー等を活用し、勤労者の治療を受けながらの就労の継続、療養後又は療養中の円滑な職場復帰を図ることについて、具体的な試行を行い、その成果等を活かして国の政策等との連携を図る。</p> <p>(オ) 大規模労働災害に備えて、緊急対応が行えるよう災害対策医療チームを直ちに編成できる危機管理マニュアルを整備する。</p> <p>イ 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、オーダリングシステム、電子カルテシステム等の導入を進めることにより医療情報のIT化を推進する。</p>	<p>の検討を行う。</p> <p>(イ) 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で順次実践し、これに係る症例検討会等での評価結果については、当該分野の研究者にフィードバックすることにより研究に反映させる。</p> <p>(ウ) 職業に関連した負傷又は疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成するための委員会を開催し、検討を行う。</p> <p>(エ) 勤労者の治療を受けながらの就労の継続、療養後又は療養中の円滑な職場復帰を図ることについて、メディカルソーシャルワーカー等を活用したモデル事業を試行するため、メディカルソーシャルワーカー等スタッフの育成を行うカリキュラム等作成のための検討を行う。</p> <p>(オ) 大規模労働災害に係る危機管理マニュアルの作成に当たり、記載内容の検討及び医療機関の活動事例に係る情報収集を行う。</p> <p>イ 医療情報のIT化を推進するため、オーダリングシステムを2労災病院に、電子カルテシステムを3労災病院に新規に導入する。</p>	<p>(イ) 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し普及するため、労災指定医療機関等の医師及び産業医等に対して症例検討会等(参加人数:20,715人)を実施し、参加者からの意見等については、当該研究分野の研究者に情報提供するなど研究に反映させた。</p> <p>(ウ) ガイドライン作成にむけて、平成22年1月8日に「職場復帰と両立支援(がん)」分野において、有識者、産業医等を含む「両立支援(がん)分野」のパネルを開催し、その議論を受けて平成22年3月18日には、更に患者支援団体を加え「勤労者医療フォーラム」を開催し検討した。</p> <p>(エ) メディカルソーシャルワーカー(以下「MSW」という。)の業務については、昭和59年に策定した業務基準に基づき実施してきたが、経年による医療ニーズの多様化等に対応するため、改めて平成21年7月1日付けで「MSW業務要領」を策定し、その業務内容に「勤労者の疾病と職業生活の両立支援」を明文化した。 また、平成21年度に厚生労働省より公示された、「治療と職業生活の両立支援手法の開発一式」事業に向けて、疾患別に中心となる医師とMSWによる打合せを行った。</p> <p>(オ) 各病院で備えている災害対策マニュアルにおける危機管理対応部分について、大規模災害時等にチームとして派遣対応が可能かどうか、スタッフ数を含め内容等を確認した。 また、国内で新型インフルエンザ患者が確認されたことに伴い、機構本部と各施設が一体となって迅速に対策を講じるため、機構本部に「新型インフルエンザ対策本部」(本部長:理事長)を設置し、各施設へ必要な支援を行った。さらに、厚生労働省からの「新型インフルエンザ対策への協力依頼」については、近郊の労災病院を中心に協力要請を行い、成田検疫所に5月から6月初旬までの22日間で、医師(延べ28名)、看護師(延べ29名)の派遣を実施した。</p> <p>イ 医療情報のIT化を推進するため、オーダリングシステムを1労災病院に、電子カルテシステムを3労災病院に新規に導入した。 オーダリング(電子カルテ)システムの導入状況 導入目的 オーダリング(電子カルテ)システムについては、医療の質の向上と効率化の観点から、主に次の3点を目的として導入の促進を図った。 医療の質の向上(医療安全対策の強化、チーム医療の推進等)</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績						
<p>ウ 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築する上で不可欠となる優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組むこと。</p>	<p>ウ 次の(ア)及び(イ)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>(ア) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムの作成や臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療を実践できる医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p>	<p>ウ 次の(ア)及び(イ)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>(ア) 国の医師臨床研修制度の見直しを踏まえた新たな臨床研修プログラムに、勤労者医療に関する内容を盛り込む。</p> <p>また、労災病院の医師の中から臨床研修指導医講習会世話人(講習会企画責任者が行う企画、運営、進行等に協力する医師)を育成し、機構独自の指導医講習会を開催するとともに、初期臨床研修医を対象とした集合研修を実施し、優秀な医師の育成、</p>	<p>患者サービスの向上(情報伝達の円滑化・迅速化による待ち時間の減少、理解しやすい診療の説明等) 経営基盤の強化(フィルム等消耗品の使用量削減等) 推進体制 病院情報システムの導入推進体制として、本部にCIO(経営企画担当理事)、CIO補佐官(医師)及び情報企画課(システム担当課)を置き、病院にはシステムに詳しい医師をトップに各部門の代表者を集めた情報システム委員会等を設置し、本部と病院が連携を取りながら導入を推進している。</p> <p>導入状況 オーダリングシステムを1労災病院に、電子カルテシステムを3労災病院に導入した。</p> <p>なお、残る1病院(オーダリング1病院)については、仕様の見直しを行った結果、平成22年9月の稼働となる予定である。平成21年度末における全労災病院におけるオーダリング(電子カルテ含む)システムの導入割合は、90.6%である。(29施設/32施設)</p> <p>導入後の効果の検証 導入結果の検証については、導入時に合わせて、医療の質の向上、患者サービスの向上、経営基盤の強化の3つの視点から自己評価を行っていくよう検討を進める。また、導入の計画段階においても、上記の3つの視点ごとに目標を掲げ、本部・病院間で連携してその達成に向けて努力しよう検討を進める。</p> <p>なお、横浜労災病院を例にとると、患者待ち時間の減(1時間以上短縮)、フィルム購入費の減(年間約55百万円)等の効果がみられた。</p> <p>コンサルタントの導入による調達コストの削減 上記のシステム導入に際し、調達コストの削減を図ることを目的に、1病院において試行的にコンサルタントを導入した。その結果、専門的な見地から有効なアドバイスを受けることができ、システムの安価な調達の面で有効であった。(約60百万円削減)</p> <p>今後は、システムの更新に当たり、大手だけでなく中小のシステムメーカーを含めたより多くの業者が応札可能な仕様書の作成等を目的として、コンサルタントを適宜導入することとしている。</p> <p>なお、平成22年度は5病院に導入する。</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図った。</p> <p>(ア) 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の改正(平成21年4月28日施行)に伴い、各労災病院において平成22年4月採用の研修医から適用の臨床研修プログラムの見直しを行った。</p> <p>また、厚生労働省の開催指針に則って機構が主催する「第4回全国労災病院臨床研修指導医講習会」を平成21年5月に、「第5回全国労災病院臨床研修指導医講習会」を平成22年1月にそれぞれ実施した。第4回において労災病院の医師40名、第5回において労災病院の医師38名が勤労者医療に関する講義を含め、3日間受講した。開催にあたっては、労災病院の医師から臨床研修指導医講習会世話人として10名(新規5名を含む)を任命し、世話人会を4月、5月及び9月に開催した。</p> <p>なお、初期研修医を対象とした集合研修「平成21年度初期臨床研修医集合研修」は、平成21年11月6日から7日に開催し、45名の研修医が参加した。</p> <p>初期臨床研修マッチ率比較</p> <table border="1" data-bbox="1673 1780 2208 1860"> <thead> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65.1%</td> <td>68.8%</td> <td>71.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>マッチ率：マッチ者数÷募集定員×100%</p>	19年度	20年度	21年度	65.1%	68.8%	71.6%
19年度	20年度	21年度							
65.1%	68.8%	71.6%							

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																					
<p>エ 労災看護専門学校においては、近年の看護師不足等の中で、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。</p>	<p>(イ) 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種ごとの勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実させることにより、職員個々の資質の向上を図る。</p> <p>エ 労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病の関連性等に関するカリキュラムを充実することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。</p>	<p>確保に努める。</p> <p>(イ) 研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、より効果的かつ効果的な専門研修内容及び研修カリキュラムの充実に繋げることとする。</p> <p>また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。</p> <p>さらに、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者の受講後における伝達研修を行い、研修の実践と展開を図る。</p> <p>エ 労災看護専門学校において、勤労者医療の役割・機能を理解するため、職業性疾病に関する理解、メンタルヘルスマネジメント、災害看護等の講義を含むカリキュラムに基づき、勤労者医療を推進するために必要な知識や技術の習得のため、特色ある教育を行うとともに、勤労者医療を推進する労災病院における臨地実習を通じ、日常の看護実践を勤労者医療の視点も持って実践していくために必要な専門的知識を有する看護師を育成する。</p> <p>また、勤労者医療に関するカリキュラムの更なる充実を図るため、勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援等の新たな教育内容の検討を行う。</p>	<p>(イ) 研修終了後のアンケート調査等の検証に基づいた研修カリキュラムの見直しを行い、新たに「病院長から事務職員に期待するもの」、「経営戦略とバランス・スコアカード」、「看護師のためのビジネススキル」、「看護管理に必要なコミュニケーション」、「ナレッジマネジメント」、「院内暴力対策」等の講義科目を追加するとともに、新規採用事務職員研修では顧客満足について、新任管理職研修ではサービス組織の特長とリーダーシップに重点を置いた研修内容とする等、研修カリキュラムの充実を図り、研修有益度調査において、全研修平均で84.1%（前年度81.5%）の有益度が得られた。</p> <p>また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療のあり方検討会報告書による勤労者医療の新たな定義や実践状況、勤労者医療の中核的医療機関として労災病院が果たすべき役割等を説明し、89.1%（前年度88.9%）の理解度が得られた。</p> <p>研修効果を上げるための各施設における伝達研修については、本部集合研修受講後の受講報告書に伝達研修実施日の記載を義務付けており、伝達研修実施率は94.5%（前年度90.6%）であった。</p> <p>エ 労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため、勤労者医療概論やメンタルヘルスマネジメント等の特別講義を含むカリキュラム（75時間4単位）に基づき、労災病院における勤労者医療の役割や勤労者の職業と疾病の関連性等に関する教育を行うとともに、勤労者の作業環境見学や勤労者医療を推進する労災病院における臨地実習を実施した。</p> <p>また、勤労者の疾病と職業生活の両立支援について、新たに教育内容に取り入れ、勤労者医療カリキュラムの更なる充実を図った。</p> <p>労災看学生の看護師国家試験合格率</p> <table border="1" data-bbox="1596 1264 2677 1381"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合格率</td> <td>98.2%</td> <td>96.7%</td> <td>98.7%</td> <td>99.0%</td> <td>97.1%</td> <td>98.6%</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>91.4%</td> <td>88.3%</td> <td>90.6%</td> <td>90.3%</td> <td>89.9%</td> <td>89.5%</td> </tr> </tbody> </table>		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合格率	98.2%	96.7%	98.7%	99.0%	97.1%	98.6%	全国平均	91.4%	88.3%	90.6%	90.3%	89.9%	89.5%
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																		
合格率	98.2%	96.7%	98.7%	99.0%	97.1%	98.6%																		
全国平均	91.4%	88.3%	90.6%	90.3%	89.9%	89.5%																		

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																						
<p>オ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。</p>	<p>オ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供し、全病院平均で80%以上の満足度を確保する。</p>	<p>オ (ア) 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上得る。</p>	<p>オ (ア) 患者満足度調査については、患者の目線に立ち労災病院のサービス向上を目的として、平成21年度も実施した。調査は、入院は調査期間(平成21年9月7日から平成21年10月4日)において退院された患者のうち協力を了承された8,292人、外来は調査日(平成21年9月7日から平成21年9月11日)のうち病院任意の2日間)において通院された外来患者のうち協力を得られた17,934人を対象に行い、診療・病院環境・職員の接遇等、入院136項目、外来105項目について、「たいへん満足」・「やや満足」・「どちらでもない」・「やや不満」・「たいへん不満」の5段階で評価する、無記名方式によるアンケート調査にて実施した。</p> <p>平成21年度調査の結果としては、全労災病院平均で、80%以上の患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を得ていると共に、「安全な治療の実施」や「病院への信頼度」等の項目について高い満足度を得られている。</p> <p>平成21年度調査結果が、平成20年度と比較して0.7ポイント下がった理由としては、建替工事にかかる施設の利用状況の悪化に伴う満足度低下や、DPC導入(平成21年度11施設導入)に伴う医療費についての周知不足による満足度低下が影響していると考えられる。</p> <p>なお、これらの項目を含め、満足度の低い項目や前年度に比して低下した項目については、各病院において、さわやか患者サービス委員会等で検討し、以下のような改善を図った。</p> <p>患者満足度</p> <table border="1" data-bbox="1641 890 2718 968"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78.6%</td> <td>78.9%</td> <td>78.7%</td> <td>80.6%</td> <td>82.5%</td> <td>81.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【個別項目】 <平成21年度実績></p> <table border="0" data-bbox="1694 1045 2564 1230"> <tr> <td>治療の結果に満足している</td> <td>77.8%</td> </tr> <tr> <td>安全な治療の実施</td> <td>81.3%</td> </tr> <tr> <td>この病院の医師や職員の説明はわかりやすい</td> <td>81.1%</td> </tr> <tr> <td>受けている治療に納得している</td> <td>80.9%</td> </tr> <tr> <td>病院への信頼度</td> <td>85.0%</td> </tr> </table> <p><患者満足度向上のための各病院における取組例></p> <p>調査では、以下のような意見・要望等が寄せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、看護師の対応が良く、親切である。 ・ 医師の説明がわかりやすく、安心できる。 ・ 受付での待ち時間が短くなった。 ・ 入院に係る費用について説明してほしい。 ・ 自分の病気や治療方法について調べる手段がない。 ・ 清掃(トイレ等)を丁寧にしてほしい。 <p>これらの対応として、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治療に当たっては、クリニカルパスを積極的に用いた説明を行うことにより、患者の方針や経過等についての理解が深まった。さらに、理解しやすいものとなるようクリニカルパスを随時見直している。 ・ また、患者及び家族同席のもと、カンファレンスや看護計画の策定を行い、治療方針が決定するまでの経緯を明らかにし、患者の理解を深められるよう取り組んだ。 ・ 各診療科の診断群分類について、「入院期間、医療費総額及び保険種別の患者負担金」等を記載したリストを掲示し情報提供を行い、さらに、開放型相談窓口を設置することにより、入院時における治療費等の不安を解消し、安心と信頼を得られるよう改善を図った。 	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	78.6%	78.9%	78.7%	80.6%	82.5%	81.8%	治療の結果に満足している	77.8%	安全な治療の実施	81.3%	この病院の医師や職員の説明はわかりやすい	81.1%	受けている治療に納得している	80.9%	病院への信頼度	85.0%
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																				
78.6%	78.9%	78.7%	80.6%	82.5%	81.8%																				
治療の結果に満足している	77.8%																								
安全な治療の実施	81.3%																								
この病院の医師や職員の説明はわかりやすい	81.1%																								
受けている治療に納得している	80.9%																								
病院への信頼度	85.0%																								

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																																																		
<p>また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一</p>	<p>また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に</p>	<p>(イ) 良質な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価について更新時期を迎えた施設及び未受審の施設にあっては受審に向けた準備を行う。</p> <p>(ウ) チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のためクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。</p> <p>(エ) 安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」と「労災病院間医療安全</p>	<p>・ 医療知識（自身の病気や治療方法等）について調べられるように、図書コーナーや情報提供室における従来の設備（図書、机、イス、テレビ、ビデオ等）に加え、「自由にインターネット検索を可能にするパソコンの設置」「診療科別の図書の配置」等、希望者が情報を入手しやすい環境の整備を行った。</p> <p>・ 清掃回数の増や利用者の多い時間帯の清掃等、改善を図るとともに、職員一人一人が患者の視点に立って意識的にチェックを行うことで、院内が清潔に保たれるよう取り組んだ。</p> <p>なお、従前より院内に設置している投書箱に寄せられた患者の苦情、意見や要望をより積極的に取り入れ、それらの内容とその対策について院内に掲示し、組織で対応している旨を公開している。</p> <p>(イ) 外部評価機関による病院機能評価 良質な医療提供を目的として、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審し、認定された施設のうち平成21年度に更新時期を迎えた5施設が再受審し、全て認定を受けた。</p> <p>病院機能評価の認定施設数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1644 737 2573 863"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定</td> <td>21施設</td> <td>25施設</td> <td>28施設</td> <td>28施設</td> <td>30施設</td> <td>30施設</td> </tr> <tr> <td>(認定率)</td> <td>65.6%</td> <td>78.1%</td> <td>87.5%</td> <td>87.5%</td> <td>93.8%</td> <td>93.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>認定施設数には、ISO認定の1施設を含む 全国病院認定率：29.3%（平成22年5月7日現在）</p> <p>(ウ) 医療の標準化（高度医療のモデル化）の推進 すべての労災病院に設置するクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、平成21年度末までに3,731件のクリニカルパスを作成した。</p> <p>なお、既存パスの見直しについても、より分かりやすく、患者の高い理解を得られる内容とするため順次見直しを進め、662件のパスの見直しを実施した。</p> <p>クリニカルパス導入状況</p> <table border="1" data-bbox="1644 1203 2573 1329"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パス件数</td> <td>2,163件</td> <td>2,684件</td> <td>3,303件</td> <td>3,685件</td> <td>3,619件</td> <td>3,731件</td> </tr> <tr> <td>パス適用率</td> <td>79.6%</td> <td>77.9%</td> <td>85.0%</td> <td>85.9%</td> <td>86.8%</td> <td>87.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、医療の標準化及び収入確保の観点から、DPCを積極的に導入し、平成21年度は導入を計画していた全ての病院がDPC対象病院となった。</p> <p>DPC病院の状況</p> <table border="1" data-bbox="1644 1444 2448 1608"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象病院</td> <td>0施設</td> <td>9施設</td> <td>9施設</td> <td>19施設</td> <td>30施設</td> </tr> <tr> <td>準備病院</td> <td>11施設</td> <td>10施設</td> <td>21施設</td> <td>11施設</td> <td>0施設</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11施設</td> <td>19施設</td> <td>30施設</td> <td>30施設</td> <td>30施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>さらに、本部においては、DPC分析ソフトを活用して30施設のベンチマークを行い、各施設に分析結果のフィードバックを行うとともに、各施設の分析担当者を対象にDPC分析の精度向上と分析結果の活用をテーマとした研修会（参加者31名）を開催した。</p> <p>併せて、DPCの円滑な導入に資するため、診療情報管理士の資格取得を推進し、当該資格取得者は110名、通信教育受講者は58名を数える状況となっている。</p> <p>(エ) 労災病院（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを含む。以下同じ。）共通の「医療安全チェックシート」を用いた取組を継続し、各労災病院の未達成項目についてそれぞれ「医療安全確保のための改善計画書」を策定し改善に取り組んだことにより、チェックシートの項目達成率は、平成</p>	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	認定	21施設	25施設	28施設	28施設	30施設	30施設	(認定率)	65.6%	78.1%	87.5%	87.5%	93.8%	93.8%	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	パス件数	2,163件	2,684件	3,303件	3,685件	3,619件	3,731件	パス適用率	79.6%	77.9%	85.0%	85.9%	86.8%	87.9%	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対象病院	0施設	9施設	9施設	19施設	30施設	準備病院	11施設	10施設	21施設	11施設	0施設	合計	11施設	19施設	30施設	30施設	30施設
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																															
認定	21施設	25施設	28施設	28施設	30施設	30施設																																																															
(認定率)	65.6%	78.1%	87.5%	87.5%	93.8%	93.8%																																																															
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																															
パス件数	2,163件	2,684件	3,303件	3,685件	3,619件	3,731件																																																															
パス適用率	79.6%	77.9%	85.0%	85.9%	86.8%	87.9%																																																															
区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																																
対象病院	0施設	9施設	9施設	19施設	30施設																																																																
準備病院	11施設	10施設	21施設	11施設	0施設																																																																
合計	11施設	19施設	30施設	30施設	30施設																																																																

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																												
<p>一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。</p>	<p>関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。</p>	<p>相互チェック」を活用した取組を継続するとともに第三者による取組の評価を行い、標準化された医療水準の維持に努める。</p> <p>また、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、引き続きすべての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間の取組の定着を図る。</p> <p>なお、労災病院における医療事故・インシデント事例のデータの公表を継続するとともに原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を図る。</p> <p>さらに、医療安全管理者の質の向上を図るため、「労災病院医療安全管理者の業務指針」の策定を行う。</p>	<p>21年度1回目(5月)98.5%、2回目(11月)99.0%となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>17年5月</th> <th>18年5月</th> <th>19年7月</th> <th>20年5月</th> <th>21年5月</th> <th>21年11月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目数</td> <td>225</td> <td>257</td> <td>286</td> <td>286</td> <td>286</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>81.2%</td> <td>91.3%</td> <td>95.6%</td> <td>97.3%</td> <td>98.5%</td> <td>99.0%</td> </tr> <tr> <td>対前回</td> <td>-</td> <td>+10.1</td> <td>+4.3</td> <td>+1.7</td> <td>+1.2</td> <td>+0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成18年度より全労災病院に導入した「労災病院間医療安全相互チェック」を3～4病院を1グループとした11グループにおいて引き続き実施した。自院では見落としがちな問題点や課題をグループ内で共有できること、他院からの指摘は受け入れやすく改善につなげることが容易なこと、他院の優れているところを吸収できること等により、医療安全に関する問題点の改善と質の向上を図った。また、外部のリスクマネジメント担当者による取組の評価を行い、共通テーマの設定等について助言を得た。</p> <p>職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、すべての労災病院において職員を対象とした医療安全に関する研修(転倒転落防止、患者誤認防止、針刺し事故防止等)を年2回以上実施した。また、厚生労働省が主催する「医療安全推進週間(平成21年11月22日(日)～11月28日(土))」(医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を行うとともに国民の理解と認識を深めることを目的とし、11月25日を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全対策の推進を図る。)に参加し、労災病院のテーマ「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」のもと、すべての労災病院において患者・地域住民を対象とした院内の医療安全対策の紹介と、医療安全コーナー(医薬品情報の提供、転倒転落防止用具の展示と実演等)の設置を行った。このほか、患者・地域住民を対象とした転倒転落防止講習、インフルエンザ等感染防止に関する講習(19病院(26回)、参加2,400人余)や、患者に自ら名乗ってもらう誤認防止対策への協力の呼びかけなど、患者・地域住民が広く関わる取組を行った。また、医療安全パトロール(医療安全委員会メンバー等による院内巡視(30病院、うち5病院は病院ボランティア参加))を実施するとともに、「転倒転落防止」「患者誤認防止」等をテーマとした研修・講演会(30病院(51回、うち24回は外部講師を招聘)、参加4,159人)を実施した。</p> <p>医療の安全性及び透明性の向上のため、平成20年度の労災病院における医療上の事故等の発生状況をホームページ上で公表するとともに、各労災病院において重要課題を取り上げ、再発防止と情報の共有化を図った。</p> <p>「労災病院医療安全管理者の業務指針」については、厚生労働省の医療安全関係の動きを待って策定することとした。</p> <p>また、新型インフルエンザの流行に対して、厚生労働省のガイドラインに則り、各施設においてマニュアル及び診療継続計画の策定を行い、患者・職員への感染拡大を防ぐとともに、医療提供体制の充実に努めた。</p>	区分	17年5月	18年5月	19年7月	20年5月	21年5月	21年11月	項目数	225	257	286	286	286	286	達成率	81.2%	91.3%	95.6%	97.3%	98.5%	99.0%	対前回	-	+10.1	+4.3	+1.7	+1.2	+0.5
区分	17年5月	18年5月	19年7月	20年5月	21年5月	21年11月																									
項目数	225	257	286	286	286	286																									
達成率	81.2%	91.3%	95.6%	97.3%	98.5%	99.0%																									
対前回	-	+10.1	+4.3	+1.7	+1.2	+0.5																									
<p>(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理等を推進することとし、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ76万人以上(1)、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ11万人</p>	<p>(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者に対する過労死・メンタルヘルス不調予防等の推進に関して示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p>	<p>(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理等を確実に推進するため、平成21年度における実施数を勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ15万2千人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ2万2千人以上、講習会を延べ</p>	<p>(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、勤労者予防医療センター(部)において、次の取組を行った。</p> <p>【勤労者の過労死予防対策の指導人数】計画数延べ152,000人以上 実績延べ159,308人 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80,876</td> <td>113,672</td> <td>135,238</td> <td>157,032</td> <td>156,762</td> <td>643,580</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>159,308</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> <p>過労死予防対策として医師、保健師、管理栄養士、運動療法士が企業へ赴き、検査測定結果を基に勤労者に対して指導・相談を実施すると共に、労務管理者、産業保健師等に対し、指導方法等に関する指導を約16万人に対し実施した。</p> <p>【過労死予防指導人数内訳】</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	80,876	113,672	135,238	157,032	156,762	643,580	21年度						159,308									
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																										
80,876	113,672	135,238	157,032	156,762	643,580																										
21年度																															
159,308																															

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																																		
<p>以上(2)、講習会を延べ1万2千人以上、勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ2万人以上(3)実施すること。</p> <p>また、これらの実施に当たっては、実施時間帯の設定に配慮する等利便性の向上も図ること。</p> <p>さらに、指導や相談実施後、利用者へのアンケートを行い、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得ること。</p> <p>加えて、指導や相談の結果の分析を行い、産業保健推進センターで行う研修等に活かすこと。</p> <p>(参考1:平成16年度から平成19年度までの平均121,705人×5年間の25%増)</p> <p>(参考2:平成16年度から平成19年度までの平均17,634人×5年間の25%増)</p> <p>(参考3:平成16年度から平成19年度までの平均3,288人×5年間の25%増)</p>		<p>2千4百人以上、勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ4千人以上実施する。</p> <p>また、指導や相談実施後、利用者へのアンケートを行い、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。</p> <p>なお、勤労者に対する過労死・メンタルヘルス不調予防等の推進に関して示された中期目標を達成するために次のような取組を行う。</p>	<p>講習会・研修会参加延数45,122人(講習会37,250人、研修会7,872人) 過労死予防のための健康電話相談 633件 個別指導者数延べ113,553人</p> <p>【勤労者心の電話相談等人数】計画数 延べ22,000人以上 実績延べ25,727人 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="1596 436 2585 596"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,878</td> <td>15,249</td> <td>18,580</td> <td>23,829</td> <td>24,076</td> <td>94,612</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>25,725</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> <p>【心の電話相談等人数内訳】 心の電話相談延べ 19,559人 勤労者心の電話相談は、午後2時から午後8時、平日及び土、日に専門の産業カウンセラーによって実施し、延べ19,559人の相談に対応した。 電子メール相談 延べ6,166人 電話相談のほか、専門医師による電子メール相談を24時間体制で実施し、延べ6,166人の相談に対応した。 電話相談の内容のうち職場の問題の上位5は次のとおり 上司との人間関係 2,669人 同僚との人間関係 1,917人 その他の人間関係 1,575人 職場環境 1,009人 仕事の質的負荷 798人 など</p> <p>【講習会】計画数延べ2,400人以上 実績延べ21,135人 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="1596 1121 1760 1199"> <tbody> <tr> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>21,135</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2期では第1期における活動成果を活用したメンタルヘルス不調に関する講習会を実施した。企業からのメンタルヘルス不調予防対策講習会開催の依頼は多く、中期計画年間延べ2,400人以上の計画に対し、延べ214回企業等に専門医師を講師として派遣し、延べ21,135人に対して、講習会を実施した。</p> <p>【勤労女性に対する保健師による生活指導人数】計画数延べ4,000人以上 実績延べ4,415人 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="1596 1423 2585 1583"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,122</td> <td>3,280</td> <td>3,884</td> <td>3,864</td> <td>3,910</td> <td>17,060</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>4,415</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> <p>医師と保健師による専門チームによる 女性外来を開設して延べ4,415人に対して指導・相談を行った。</p> <p>働く女性に対する心と身体に関するサポートを目的とした「女性医療フォーラム」を平成21年9月12日(土)、釧路労災病院主催において開催し、458人の参加者を得て、医療側、企業経営側、勤労女性側の立場からの報告、提言を行った。第1部は岡山労災病院の女性専門外来の医師が研究報告を行い、第2部では女性医師、行政側担当者、勤労女性が「女性の働きやすい環境について」シンポジウムを行った。</p> <p>平成21年7月25日開催された「全国相談担当者研修会」において、各都道府県男女共同参画室の相談担当者(看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士、産業カウンセラー、心理相談員、チャレンジ支援相談員など)49人を対象に、女性外来医師による「健康から考える働く女性へのサポート」の講義を行</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	12,878	15,249	18,580	23,829	24,076	94,612	21年度						25,725						21年度	21,135	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	2,122	3,280	3,884	3,864	3,910	17,060	21年度						4,415					
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																																																
12,878	15,249	18,580	23,829	24,076	94,612																																																
21年度																																																					
25,725																																																					
21年度																																																					
21,135																																																					
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																																																
2,122	3,280	3,884	3,864	3,910	17,060																																																
21年度																																																					
4,415																																																					

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																								
	<p>ア 労働安全衛生関係機関との連携や、予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。</p>	<p>ア 利用者に対して質の高い指導・相談を提供するため、労働安全衛生関係機関との連携を図るなどして予防医療における方向性を得る。さらに得られた情報を踏まえ、予防医療関連学会が実施する研修会、講習会等に参加するなどして予防医療に係る最新の情報を取得し実務者のスキルアップを図る。さらに予防医療に関する効果的、効率的な指導法のための調査研究を実施し、指導に活用するほか、各種学会等で発表する。</p>	<p>った。</p> <p>【利用者の満足度調査】 計画80%以上 実績91.8%</p> <table border="1" data-bbox="1596 325 2605 485"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>81.7%</td> <td>90.6%</td> <td>90.9%</td> <td>90.6%</td> <td>88.0%</td> <td>88.4%</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>91.8%</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者満足度調査を実施し、2,393人(回答者の91.8%)から職場における健康確保に関して有用である旨の評価を得た。この満足度調査で把握した利用者の意見を分析し、利用者のニーズに合わせた指導メニューや検査内容、利用しやすい実施時間への変更等の迅速な対応を行った。</p> <p>ア 利用者に対して質の高い指導・相談を提供するため次のような取組を行った。</p> <p>労働安全衛生関係機関との連携及び予防医療関連学会への参加状況 (財)中央労働災害防止協会主催講演会などに延べ115回、講師や指導者を派遣した。</p> <p>予防医療関連学会等が実施する研修会参加状況 地方公共団体主催予防セミナー研修会などに延べ178回参加して実務者のスキルアップを図った。</p> <p>予防医療に関する効果的、効率的な指導のため、勤労者予防医療センターで指導・相談に携わる120名以上のスタッフ(医師、保健師、管理栄養士、理学療法士)が、第1期メタボリックシンドロームの研究成果をもとに、第1期64万人以上に対して行った企業出張指導、研修会、講習会等で培った指導ノウハウ(スライド集、各種グラフ、各種調査表等)を基に指導、研修会、講習会等の際に使用するための支援ツールを開発した。支援ツールはWeb上でスタッフが共同作成し、指導や講習会等に活用できるシステムを開発した。</p> <p>また、職域の産業保健スタッフや地域医療機関の特定保健指導者のための支援ツールとしてDVDを作成して指導ノウハウを普及することとしている。</p> <p>適正な事業実施を検証するための業務指導を3施設(東北、東京、中部)に対して実施し、業務の参考となる好事例、指摘事項を各施設に配布して事業の活性化を図った。</p> <p>予防医療に関する効果的、効率的な指導法のための調査研究状況と学会、研修会等発表状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究 42テーマ ・学会、研修会等発表 105回 <p>代表的な調査研究</p> <p>【メタボリックシンドロームに関する生活指導の効果と指導効果阻害要因の検討】共同研究 メタボリックシンドロームに対する適切な生活指導法を確立するための全国規模の横断的共同研究。</p> <p>《研究概要》</p> <p>第1期の同調査研究(MetS研究)から職場でのストレスが強いと食事量及び飲酒量が有意に高くなることが明らかとなった。この結果は、メタボリックシンドローム発症の背景因子としてストレスが重要なことを示している。</p> <p>平成21年度は第1期の追跡調査を行い、1回指導より複数回指導を行う方が糖尿病予防効果に優れることが明らかとなった。この成果により、メタボリックシンドローム有所見者に対する生活指導、栄養指導、運動指導には体組成分析や脈派伝搬速度測定、問診票に加えて、ストレス度のチェック表の活用や複数回の指導プログラムを組むなど指導に活用すると共に、研修会等を開催して指導方法を普及した。</p> <p>《これまでの研究成果》</p> <p>学会発表 第32回高血圧学会総会ほか28の関連学会で発表 論文 日本語論文：「若年勤労者における長時間労働とメタボリックシンドローム」ほか8編</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期平均	81.7%	90.6%	90.9%	90.6%	88.0%	88.4%	21年度						91.8%					
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期平均																						
81.7%	90.6%	90.9%	90.6%	88.0%	88.4%																						
21年度																											
91.8%																											

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<p>英語論文：Japanese Study to Organize Proper Lifestyle Modifications for metabolic-Syndrome(J-STOP-MetS):Design and Method Vascular Health and Riisk Management 2008:4(2)371-376 Japanese Study to Organize Proper Lifestyle Modifications for metabolic-Syndrome(J-STOP-MetS):Finalresults</p> <p>講演 福山市深安地区医師会特別講演ほか18回 新聞・雑誌・インターネット等への掲載 河北新聞、産業医学ジャーナルほか掲載 冊子 「よくわかるメタボリックシンドローム対策実践ガイド」ほか 普及活動 宮城県保健福祉部の指導講演ほか38回</p> <p>【職場で働くメンタルヘルス不調者の職場訪問型職場復帰支援に関する調査研究】 横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター</p> <p>《研究概要》 これまでの当センターのカウンセリング、講習会等の活動で、中小企業では、産業医・保健師等の専門職を常時配置することが困難であり、復職支援に十分な体制を整えることが難しいことや復職支援には再発防止等に関する継続的かつ専門性の高い取組が求められることがわかった。 本研究では専門のスタッフを中小企業に派遣してメンタルヘルス不調者に対する復職支援の在り方を調査研究し、職場復帰支援体制を確立するとともに、復職支援のための専門スタッフを育成することを目的としている。</p> <p>《具体的な研究方法》 第1期の研究成果を基に、復職支援に関する専門スタッフ(医師、臨床心理士)を企業に派遣して、復職支援活動を試行する。休職者に対してカウンセリング(休職した経緯の振り返り、復帰への目標等)を実施するとともに、各対象者の状態に合わせた生活リズムの確保、体調管理の指導を行う。産業保健スタッフとは“カルテ”の作成によって情報を共有し、スタッフ間の連携を強化する。労務管理担当者には支援対象者に関する情報を個人が特定されない状態に加工して、必要に応じて報告する。 職場訪問は週1回、3時間のカウンセリング等を目安に試行する。</p> <p>《調査研究成果》 21年度計画のE メンタルヘルス不調者への職場復帰支援体制の《活動内容》のとおり。</p> <p>《成果物》 ・平成21年度横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター活動報告書 ・「働く人の心身の健康と快適職場づくりをサポートする勤労者医療を实践」編：山本晴義ほか</p> <p>【職場で働く男性従業員の運動自己効力感に関する横断的共同研究】全国勤労者予防医療センター</p> <p>《研究概要》 第1期MetS研究の成果としてメタボリックシンドローム発症とストレスの関与が究明できたことに着目し、生活習慣病予防講習会に参加した職場で働く男性従業員396人を対象に次の二点について比較研究を実施した。得られた成果は学会発表し、今後の指導・研究に活用する。 年代別及び運動習慣の有無別での比較研究 運動指導前後での自己効力感(運動することが確かに健康に有意であると実感し継続しようと感じること)の比較研究</p> <p>《具体的な研究方法》 平成20年3月から12月までに実施した講習会参加者のうち、20歳から59歳までの職場で働く男性従業員396人を対象に講習会前後で運動をしようという意欲を五段階自己評価するアンケート調査を実施し、集計結果を解析して比較研究を行う。</p> <p>《研究成果》 青壮年群は125人、中高年群は271人であり、運動習慣者はそれぞれ38人(30%)、87人</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<p>(32%)であった。運動習慣者及び習慣を有さない者の運動指導前後の自己効力感(Exercise Self-Efficacy:ESE)を向上させるには行動変容の一つのモデルであるTranstheoretical Model(TTM)に基づく介入が効果的であり、今回、TTMに基づく理学療法士の運動指導によって青壮年期および中高年期の職場で働く男性従業員のESEを有意に向上させることが可能であった。</p> <p>しかし運動習慣を有さない者への複数回の運動指導については行動変容を検討する必要があることも分かった。</p> <p>《学会発表等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第82回日本産業衛生学会 ・働く職場で出来る職種別のエクササイズDVDの普及 <p>【神奈川県が施行した受動喫煙防止条例が職場における非喫煙従業員に及ぼす健康障害に関する研究】 東京労災病院、関東労災病院勤労者予防医療センター共同研究</p> <p>《研究概要》</p> <p>平成22年4月から全国に先駆けて神奈川県が施行した受動喫煙防止条例に着目し、神奈川県下の事業所に従事する非喫煙従業員を対象に、条例の施行による非喫煙従業員の健康への影響を検証するため、職場環境測定、受動曝露測定等を行い分析する。得られた成果は産業衛生学会、日本禁煙学会等で発表し、禁煙指導に活用する。</p> <p>《研究方法等》</p> <p>神奈川県たばこ対策担当者へのインタビュー。 神奈川県下の産業職場(第1種施設、第2種、特例第2種施設)の喫煙対策担当者に対するアンケート調査の実施。</p> <p>なお、条例では第1種施設(百貨店、スーパー等物品販売業)は禁煙、第2種施設(飲食店)は禁煙又は分煙、特例第2種(パチンコ業、カフェ等風営法第2条第1項第1号から第7号までの施設などは努力義務)となっている。</p> <p>産業職場における受動喫煙暴露濃度の評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境測定：受動喫煙暴露の指標として世界各国で採用されている微細粒子(PM2.5)の測定可能なデジタル粉じん計を用いての測定 ・個人曝露測定：従業員の胸元に粉じん計(PDS-2柴田科学)を装着し測定 ・個人曝露測定：従業員の唾液中コチニン量の測定 <p>・急性心筋梗塞による入院患者数の施行前後の比較(平成18年以降神奈川県下DPC疾患別件数：厚生労働省DPC評価分科会資料による比較)</p> <p>調査対象：アンケート調査 第1種施設2社100人、第2種10社50人、 特例第2種10社50人</p> <p>環境測定等：第1種施設2社2人、第2種10社10人、特例第2種10社10人</p> <p>《研究成果》</p> <p>産業衛生学会、日本禁煙学会等で発表予定。</p> <p>【働く人の生活習慣病予防の指導効果を指導期間の比較で明らかにする調査研究】 北海道中央予防医療センター</p> <p>《研究概要》</p> <p>平成21年1月から平成22年3月までの期間で、保健師、管理栄養士、理学療法士が行う生活習慣病予防の指導前後で行うアンケートを点数化し血液検査数値との相関を解析して、行動変容と生活習慣改善の阻害要因等を明らかにする。研究結果は生活習慣病予防指導法の確立に活用する。</p> <p>《具体的な研究方法》</p> <p>個人指導(3ヶ月コース、半日コース、運動指導)の新規利用者を対象に血液検査(GOT,GPT,-GTP,血清コレステロール,血清トリグリセライド,血糖,Hb-A1C,尿酸,クレアチニン)、体組成成分測定、栄養摂取量、生活習慣記録器による活動量等の検査結果と指導前後のアンケートによる相関から行動変容を分析して、指導がもたらす効果を研究する。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	<p>イ 勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、その結果を指導・相談内容に反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>エ メンタルヘルス不調者への職場復帰支援体制を整備する。</p>	<p>イ 勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯について17時以降や、土、日、祝日にも実施する。さらに企業等の要望により出張による指導も積極的に行う。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査を実施し、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、その結果を指導・相談内容に反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>エ メンタルヘルス不調者への職場復帰支援体制を整備するため、専任の医師、心理判定員等の専門スタッフを配置する等の検討を行う。</p>	<p>《学会発表》日本職業・災害医学会で発表予定</p> <p>イ 勤労者の利便性の向上を図るため次のような取組を行った。 【平日時間外、土、日、祝日の指導相談等実施件数】 ・実施延べ件数 3,636件 (前年度 3,024件) ・実施延べ人数 42,064人 (前年度 34,773人) 【企業や地域イベント等に出向いて実施した研修会・講習会実施件数】 ・実施回数 761回 (前年度 762回) ・参加者延べ数 49,166人 (前年度 47,748人) その他の好事例 ・遠方の企業に出張して心理カウンセラーによるカウンセリングを実施した。(青森)</p> <p>ウ 利用者満足度調査結果は次のとおり。 満足度調査 利用者満足度調査を実施し2,393人(回答者の91.8%)から職場における健康確保に関して有用である旨の評価を得た。(前年度 88.0%) 満足度調査内容は 施設までの交通の便、受付対応、説明、指導のサービス、総合評価(健康確保に役立ったか)を調査しており、91.8%は 総合評価の数値である。 昨年度実施した満足度調査のうち寄せられた意見は各施設に配布し、実施時間帯等の見直しや出張指導の強化などを実施しており、その結果、平成21年度は高い評価を得た。 平成21年度は設備、機器等に関しては「運動器具をもっと増やして欲しい」、指導内容に関しては「講習会での写真入り実技指導がわかりやすかった」、指導時間に関しては「夜間を多く増やして欲しい」などの意見が寄せられた。寄せられた要望等32例をまとめて施設に配布した。指導・相談内容に反映した改善事例は次のとおり。 ・メンタルヘルス不調者は自身のほか、支援する家族からのセミナー開催要望も意見が多く、調査後から家族にもセミナーを開設した。(横浜) ・公開講座の要望に応え、駅前で公開講座を実施した。(浜松) ・スーパーで健康相談等を行った。(旭)</p> <p>エ メンタルヘルス不調者に対する職場復帰支援体制を整備するため、次のような取組を行った。 平成21年度計画では専門スタッフ配置の検討であったが、専門医師による講習会を実施したところ、事業所等からのメンタルヘルス不調者への支援依頼は多く、講習会の当初計画数延べ2,400人に対して、実績は延べ21,135人となった。 こうした状況下、横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンターに専任の医師、心理判定員等を試行的に配置するとともに、企業に派遣して産業医及び産業看護師と協同でメンタルヘルス不調者の職場復帰のためのケーススタディ事業をスタートさせた。 【専任の医師、心理判定員等の専門スタッフの配置】 ・専門医師(専任)1名、臨床心理士(専任)2名、心理カウンセラー(専任)2名、事務員(兼任)1名 【メンタルヘルス不調予防対策の講習会の開催】 ・21年度計画数延べ2,400人以上 実績は延べ21,135人 【専門スタッフの職場介入による職場復帰支援の試行】 活動実績 ・支援対象者 47名(休職者含む) ・支援対象者のうち休職者(27名)に延べ122回の復職支援を実施し、うち復職者(15名)に復職後のフォローを130回実施した。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(3) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者予防医療センターにおいて、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。</p> <p>(4) 勤労者医療の地域支援の推進</p>	<p>オ 指導や相談の結果分析を行い、産業保健推進センターで行う研修等において活用する。</p> <p>(3) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者予防医療センターにおいて、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成を目指し、産業医科大学と連携を図りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の整備、構築を行う。</p> <p>(4) 勤労者医療の地域支援の推進</p>	<p>オ 勤労者予防医療センターで得られた効果的、効率的な指導法や調査研究で得られた成果を、産業保健推進センターで行う研修等において活用するための検討を行う。</p> <p>(3) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成を図るため、産業活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援対策の整備、構築を行うための検討を行う。</p> <p>(4) 勤労者医療の地域支援の推進</p>	<p>・支援対象者のうち休職には至らないメンタルヘルス不調者(20名)に対して延べ75回の指導・相談を実施した。</p> <p>・一般職、管理職を対象としたメンタルヘルス研修を延べ5回開催した。</p> <p>・管理監督者に対して延べ15回の面談を行い、産業保健師等スタッフのサポートを123回実施した。</p> <p>オ 勤労者予防医療センターで得られた効果的、効率的な指導法や共同研究、個別研究で得られた成果を産業保健推進センターで行う研修等において活用するために次のような取組を行った。</p> <p>産業保健推進センターが主催する研修会等に講師等を次のとおり派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣延べ数 56人 ・研修会等開催数 117回 ・研修延べ人数 4,458人 <p>代表的な活用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業医を対象とした「快適職場づくりの普及・啓発活動」について講演(青森産業保健推進センター) ・勤労者を対象とした健康講演会を開催(いわき地域産業保健センター) ・保健指導担当者を対象に「結果につながる効果的な保健指導」について講演(東京産業保健推進センター) ・禁煙サポートセミナー(10回)(東京産業保健推進センター) ・「働く人のメタボについて」講演(栃木県衛生管理者協議会) ・勤労者や事業所管理者を対象とするメンタルヘルス研修(神奈川産業保健推進センター) ・「指導者のための生活習慣病予防研修会」で講演(愛知産業保健推進センター) ・「指導者のための生活習慣病予防研修会」で講演(三重産業保健推進センター) ・「単身者への食生活指導ポイント」で講演(奈良産業保健推進センター) ・「禁煙指導方法」について講演(兵庫産業保健推進センター) ・「産業医、保健師、衛生管理者のための腰痛再発予防セミナー」で講演(徳島産業保健推進センター) ・「メンタルヘルス対策」について講演(岡山産業保健推進センター) ・「産業医に対する産業保健セミナー」で講演(山口産業保健推進センター) <p>(3) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>4者協議会(厚生労働省、産業医学振興財団、産業医科大学、労働者健康福祉機構)を開催し、産業医の育成の検討を行った。</p> <p>労災病院等における教育カリキュラムの検討(労働者健康福祉機構と産業医科大学の2者協議)を行った。</p> <p>(4) 勤労者医療の地域支援の推進</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																																												
<p>労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関等との連携を強化するとともに、労災指定医療機関等を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災疾病等に係る診断・治療について労災指定医療機関等が利用しやすいマニュアル等資料の提供、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。</p>	<p>労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 患者紹介に関する労災指定医療機関等との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに患者紹介率を60%以上（参考：平成19年度実績49.8%）、逆紹介率を40%以上とする。</p> <p>イ 勤労者医療に係るモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ10万人以上（平成16年度から平成19年度までの平均19,475人×5年間の3%増）に対し講習を実施する。</p> <p>また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。</p> <p>ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実</p>	<p>地域医療連携室を中心として次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった（役に立った）旨の評価を75%以上得る。</p> <p>ア 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を50%以上、逆紹介率を40%以上確保する。</p> <p>イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p> <p>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームペ</p>	<p>地域医療連携室において、次のような取組を行い連携を一層推進した結果、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査では、診断結果等の報告状況、緊急時・時間外の受入体制、逆紹介状況といった設問全ての満足度が向上し、総合的に診療や産業医活動を実施する上で有用であった（役に立った）旨の評価を77.9%得た。</p> <p>診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78.6%</td> <td>77.0%</td> <td>74.4%</td> <td>77.7%</td> <td>76.8%</td> <td>77.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>政策医療として地域の労災指定医療機関との連携を強化した結果、紹介率等を承認要件とする「地域医療支援病院」について、平成21年は5施設（合計17施設）が承認され、地域の中核医療機関としてのポジションを更に確固たるものとした。</p> <p>地域医療支援病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3施設</td> <td>3施設</td> <td>5施設</td> <td>9施設</td> <td>12施設</td> <td>17施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 地域医療連携室において、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携パスの導入など労災指定医療機関との医療連携に取り組んだ結果、55.0%の紹介率、42.2%の逆紹介率を確保した。</p> <p>患者紹介率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38.6%</td> <td>42.3%</td> <td>44.7%</td> <td>49.8%</td> <td>53.1%</td> <td>55.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>逆紹介率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25.1%</td> <td>29.6%</td> <td>31.9%</td> <td>37.4%</td> <td>42.3%</td> <td>42.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにするなどの相談方法の多様化を図り、労災指定医療機関の医師及び産業医等20,715人を対象にモデル医療の普及を行った。</p> <p>症例検討会・講習会参加人数（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,386</td> <td>18,681</td> <td>22,395</td> <td>20,436</td> <td>20,404</td> <td>20,715</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ31,704件の受託検査を実施した。</p> <p>受託検査件数（単位：件）</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	78.6%	77.0%	74.4%	77.7%	76.8%	77.9%	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	3施設	3施設	5施設	9施設	12施設	17施設	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	38.6%	42.3%	44.7%	49.8%	53.1%	55.0%	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	25.1%	29.6%	31.9%	37.4%	42.3%	42.2%	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	16,386	18,681	22,395	20,436	20,404	20,715
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																										
78.6%	77.0%	74.4%	77.7%	76.8%	77.9%																																																										
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																										
3施設	3施設	5施設	9施設	12施設	17施設																																																										
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																										
38.6%	42.3%	44.7%	49.8%	53.1%	55.0%																																																										
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																										
25.1%	29.6%	31.9%	37.4%	42.3%	42.2%																																																										
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																										
16,386	18,681	22,395	20,436	20,404	20,715																																																										

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績												
<p>また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得ること。</p> <p>(5) 行政機関等への貢献</p> <p>国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。</p>	<p>施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ15万件以上(平成19年度実績29,082件×5年間の5%増)実施する。</p> <p>エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得るとともに、地域支援業務の改善に反映させる。</p> <p>(5) 行政機関等への貢献</p> <p>ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の</p>	<p>ージ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。</p> <p>エ ニーズ調査・満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を各労災病院の地域支援業務の改善に反映し、より高い評価が得られるよう努める。</p> <p>(5) 行政機関等への貢献</p> <p>ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するた</p>	<table border="1" data-bbox="1629 218 2430 302"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23,092</td> <td>27,119</td> <td>27,538</td> <td>29,082</td> <td>29,713</td> <td>31,704</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 平成20年9月1日から平成21年8月31日までの期間中に紹介実績のある医師に対して、ニーズ調査(医療情報の提供、医療水準、診療時間対等のアンケート調査)を実施した。この調査結果に基づいて労災指定医療機関の医師及び産業医等から示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映し、紹介患者の受付時間の延長やFAX、メール、連携システム等による受付媒体の多様化を図った。</p> <p>(5) 行政機関等への貢献</p> <p>ア 国の設置する委員会等への出席 国(地方機関を含む。)の要請に応じて、労災病院の医師等が審議会、委員会及び検討会等に積極的に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供した。 (参考)平成21年度実績 ・27の検討会(中央環境審議会、中央じん肺診査医会等)等に34名が出席した。 ・地方労災医員(90名)・労災保険診療審査委員(35名)・地方じん肺診査医(6名)・労災補償指導医(84名) ・4月に開催された労働基準法施行規則第35条専門検討会において機構の研究成果を提出した。 また、新型インフルエンザ発生時には機構本部に「新型インフルエンザ対策本部」(本部長:理事長)を設置し、国や自治体からの依頼を受け、発熱外来の設置や成田検疫所への職員派遣などについて迅速な対応を行なうとともに、行政機関や医師会等が開催する対策会議等に公的病院の代表として参画し、助言・指導を積極的に行う等、地域の主導的役割を担った。 【実績】・発熱外来の設置 12病院 発熱外来患者数 6,919人 ・地方行政機関等が開催する会議への参画実績として 名古屋市医療圏新型インフルエンザ対策会議(中部労災病院) 尼崎市医師会新型インフルエンザ対策本部会議(関西労災病院) 兵庫県新型インフルエンザ対応緊急会議(神戸労災病院) など ・成田検疫所への職員派遣 派遣協力病院 12施設 派遣医師延べ数 28名 派遣看護師延べ数 29名 さらに、新型インフルエンザの流行に対して、厚生労働省のガイドラインに則り、各施設においてマニュアル及び診療継続計画の策定を行い、患者・職員への感染拡大を防ぐとともに、医療提供体制の充実に努めた。 (業務実績第1の2の(1)のオの(エ)参照)</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にした結果、アスベストやメンタルヘルス等、新たな産業関連疾患に係る依頼が増加する中で、平成21</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	23,092	27,119	27,538	29,082	29,713	31,704
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度										
23,092	27,119	27,538	29,082	29,713	31,704										

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績														
<p>また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。</p> <p>さらに、アスベスト関連疾患に対して、引き続き、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。</p>	<p>診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。</p> <p>ウ 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。</p> <p>エ 今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。</p>	<p>め、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にする。</p> <p>ウ 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、行政機関の要請に応じ、速やかに情報を提供する。</p> <p>エ 今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を全国で開催する。</p> <p>また、当該関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、アスベストを原因とする中皮腫、肺がんの鑑別診断の根拠となるアスベスト小体の計測検査について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。</p>	<p>年度は16.0日となった。</p> <p>意見書処理日数</p> <table border="1" data-bbox="1611 289 2487 373"> <thead> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29.3日</td> <td>20.7日</td> <td>19.2日</td> <td>14.4日</td> <td>13.5日</td> <td>16.2日</td> <td>16.0日</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業で得られた知見について、平成22年3月18日に開催した「勤労者医療フォーラム」において作成した、「勤労者医療研究 ～がんの治療と職業の両立支援に向けて～」を厚生労働省へ提出するとともに、産業医学振興財団、財団法人労災サポートセンター、社団法人日本経済団体連合会等へ配布した。</p> <p>【勤労者医療フォーラム講演者及びパネリスト：外部のみ】</p> <p>今村 肇 東洋大学経済学部総合政策学科 教授 岡山 慶子 NPO法人キャンサーリボンズ 副理事長 下妻 晃二郎 立命館大学総合理工学院生命科学部 教授 高橋 信雄 (株)JFEスチール 安全衛生部長 山口 建 静岡県立静岡がんセンター 総長 吉田 道雄 NPO法人がん患者団体支援機構 理事</p> <p>エ アスベスト関連疾患への対応</p> <p>平成17年6月に表面化したアスベストばく露による健康問題に関し、政府の閣議決定（平成17年7月）に基づく「アスベスト問題への当面の対応」（アスベスト問題に関する関係閣僚会合とりまとめ）として、平成17年度以降アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関として25労災病院に「アスベスト疾患ブロックセンター」「アスベスト疾患センター」を設置した。</p> <p>これまでの取組の成果により、アスベストに関する国民への周知が進んだことにより、相談件数等は減少しているが、診断技術を確立して維持しなければ、現在も継続し、またいつ拡大するとも知れぬアスベスト禍に対応していくことが難しくなる。このことから、従来の取組を継続するだけに留まらず、平成21年度は新たに石綿関連疾患解説DVDの製作・配布を行うとともに、労災病院に蓄積された知見を活用して石綿の確定診断を行い、さらに石綿肺症例の解析によって石綿健康被害救済法施行令の見直しに大きく寄与した。</p> <p>【新たな取組】</p> <p>医療機関向けDVDの製作・配布</p> <p>呼吸器系の疾患を取り扱う労災指定医療機関等における石綿関連疾患の的確な診断に資するため、医療機関向けの石綿関連疾患の診断等を解説したDVDを製作し、全国約2万の労災指定医療機関に配布した。</p> <p>石綿確定診断等事業の実施</p> <p>全国の労働基準監督署で石綿による疾患であるか医学的に判断できない事案に対する医学的判断について、石綿肺がん・良性石綿胸水・中皮腫など計67件の確定診断を実施した。</p> <p>豊富な症例経験と検査体制を有する当機構が実施することで、被災労働者に対して迅速かつ適正な労災給付が行われることに大きく貢献した。</p> <p>指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査業務の実施</p> <p>石綿健康被害救済法の見直しのために必要な基礎情報を整理するため、当機構内外の専門医による検討会を組織し、全国労災病院等から119例の石綿肺症例を収集して詳細な解析（石綿ばく露の評価、呼吸機能の評価）を行い、石綿肺の病像の概要を把握し、これを環境省へ報告し、石綿健康被害救済法施行令の見直しに寄与した。</p> <p>【継続した取組】</p> <p>アスベスト小体計測検査への取組</p> <p>平成18年から全国7カ所のアスベスト疾患ブロックセンター及び3カ所の労災病院、計10カ所において1,461件の石綿小体計測検査を実施（平成21年度小体計測検査件数272件）。石綿労災</p>	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	29.3日	20.7日	19.2日	14.4日	13.5日	16.2日	16.0日
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
29.3日	20.7日	19.2日	14.4日	13.5日	16.2日	16.0日											

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																																									
			<p>認定に係る当該検査の大部分を当機構で実施しており、迅速かつ公正な診断で当該認定に大きく貢献している。</p> <p>石綿小体計測件数（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小体計測検査</td> <td>372</td> <td>344</td> <td>473</td> <td>272</td> <td>1,461</td> </tr> </tbody> </table> <p>アスベスト健診及び健康相談への取組 「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組む（平成21年度アスベスト健診件数7,926件）とともに、労災病院及び産業保健推進センター等に設置した健康相談窓口において、引き続き地域住民等からの健康相談に対応した（平成21年度相談件数1,602件）。</p> <p>なお、相談件数等は、これまでの取組の結果、周知が進んだことにより減少傾向にある。</p> <p>アスベスト疾患センター等における相談等件数（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健診</td> <td>15,169</td> <td>13,202</td> <td>8,982</td> <td>6,733</td> <td>7,926</td> <td>52,012</td> </tr> <tr> <td>相談</td> <td>24,402</td> <td>9,254</td> <td>3,343</td> <td>2,162</td> <td>1,602</td> <td>40,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>アスベスト関連疾患診断技術研修への取組 喫緊の課題となっている石綿（アスベスト）関連疾患に係る医師を対象としたアスベスト関連疾患診断技術研修（基礎研修・病理医師、検査技師を対象としたアスベスト小体計測検査技術研修を含む専門研修）を開催。平成18年度以降延べ3,770人の労災指定医療機関の医師及び産業医等がこの研修を修了した。</p> <p>アスベスト関連疾患診断技術研修修了者数（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎研修</td> <td>352</td> <td>722</td> <td>712</td> <td>222</td> <td>2,008</td> </tr> <tr> <td>専門研修</td> <td>430</td> <td>297</td> <td>552</td> <td>483</td> <td>1,762</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>782</td> <td>1,019</td> <td>1,264</td> <td>705</td> <td>3,770</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 地域障害者職業センターと労災病院の連携について、本部においては独立行政法人高齢・職業者雇用支援機構との連絡会を8月に実施した。また、メンタルヘルスセンター設置労災病院と地域障害者職業センターとの打合会を5病院にて6回実施するとともに、精神障害者雇用支援連絡協議会からの委員委嘱に3名の医師が対応するなど積極的に協力した。その結果、6人の患者に対し「精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援）」を実施することができた。</p>	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	計	小体計測検査	372	344	473	272	1,461	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計	健診	15,169	13,202	8,982	6,733	7,926	52,012	相談	24,402	9,254	3,343	2,162	1,602	40,763	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	計	基礎研修	352	722	712	222	2,008	専門研修	430	297	552	483	1,762	合計	782	1,019	1,264	705	3,770
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	計																																																							
小体計測検査	372	344	473	272	1,461																																																							
区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計																																																						
健診	15,169	13,202	8,982	6,733	7,926	52,012																																																						
相談	24,402	9,254	3,343	2,162	1,602	40,763																																																						
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	計																																																							
基礎研修	352	722	712	222	2,008																																																							
専門研修	430	297	552	483	1,762																																																							
合計	782	1,019	1,264	705	3,770																																																							
<p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患</p>	<p>オ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。</p> <p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上</p>	<p>オ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。</p> <p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し対象患者に対して高度専門的医療を提供す</p>	<p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p>																																																									

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																								
<p>者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的な医療を提供し、更に地域との連携を密にして、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上（ ）確保すること。</p> <p>また、高度・専門的な医療を提供することによる患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保すること。 (参考:平成19年度実績 医療リハビリテーションセンター80.4% 総合せき損センター 85.0%)</p>	<p>確保するとともに、高度・専門的な医療を提供することにより、患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保することとし、次のような取組を行う。</p> <p>ア 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上を図る観点から、生活支援機器の研究開発の実施及び職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。</p>	<p>ることにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。</p> <p>また、患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保する。</p> <p>ア 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的な医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進を図る。 また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム等の研究開発成果の活用等を通じて対象患者のQOLの向上に取り組む。</p>	<p>ア 患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、患者の職場・自宅復帰を支援した。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療リハビリテーションセンターの患者は、重度の四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺等が主であり、肺炎、排尿障害・感染症、褥瘡等の様々な病気を併発することが多いため、主治医の他に複数診療科の医師、リハビリテーション技師、MSW、栄養士等も加わり、相互に連携し治療方法の検討及び治療結果の評価等を行い、より一層治療効果を高めていくとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアにチーム医療で的確に取り組んだ。 職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者ごとのプログラム改良及び退院後のケアを実施した。 職業リハビリテーションセンター入所者の受診・緊急時の対応・医療相談などを実施するほか、医療リハビリテーションセンター入院患者に対し、職場復帰を目的とし職業リハビリテーションセンターにおいて技能向上・職種転換訓練などを実施し、連携を図った。 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作の支援、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の在宅就労を支援するためのプログラムを実施した。 <p>この結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合である社会復帰率が84.8%を達成するとともに、患者からの満足度は90.2%(特に「たいへん満足」が60.1%)と去年に引き続き高い評価が得られた。</p> <p>医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合</p> <table border="1" data-bbox="1596 1745 2353 1829"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80.2%</td> <td>80.5%</td> <td>81.1%</td> <td>80.4%</td> <td>80.4%</td> <td>84.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>患者満足度</p> <table border="1" data-bbox="1596 1864 2353 1948"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>79.8%</td> <td>81.5%</td> <td>88.7%</td> <td>88.0%</td> <td>84.5%</td> <td>90.2%</td> </tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	80.2%	80.5%	81.1%	80.4%	80.4%	84.8%	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	79.8%	81.5%	88.7%	88.0%	84.5%	90.2%
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																						
80.2%	80.5%	81.1%	80.4%	80.4%	84.8%																						
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																						
79.8%	81.5%	88.7%	88.0%	84.5%	90.2%																						

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																		
	<p>イ 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報の発信に努める。</p>	<p>イ 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携により受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努める。 また、総合せき損センターにおいて実践している高度専門的医療の手法等に関する研修会の開催及び実施マニュアル・DVDの配布等を通じてせき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援・情報提供に努める。</p>	<p>【個別項目】 <平成21年度実績> 安全な治療の実施 88.3% この病院の医師や職員の説明はわかりやすい 91.8% 受けている治療に納得している 89.9% 病院内の設備や環境に満足している 91.7% 病院への信頼度 92.6%</p> <p><患者満足度向上のための取組例> 中庭へのテーブル・椅子及び花壇の整備するなど、療養環境の向上に努めた。 新規採用者はもちろんのこと、全職員を対象に接遇研修会を開催し意識の向上を図った 入院患者の荷物運搬用にカートを設置、売店の日曜営業を開始、岡山県に申し入れを行い県道・国道の5ヶ所に道路案内標識を設置するなど、患者の利便性向上を図った。 院内に投書箱を設置し、患者の苦情、意見や要望を取り入れ、迅速に改善を図っている。また、それらの内容とその対策について院内に掲示し、組織で対応している旨を公開している。</p> <p>医療リハビリテーションセンターの特徴として、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者等は、かつては寝たきりと言われ自立が困難な重度の障害を有していることから、職場復帰を望みながらも原職復帰が困難であり、かつ長期療養が必要な患者である被災労働者に対して、日常生活動作回復等のための身体能力を回復させるリハビリ及び残存機能の向上を図るリハビリを実施し、職場・社会復帰を進めることを目的とし、急性期医療が終了した患者を受け入れており、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を実施している。</p> <p>(参考)せき損患者の平均在院日数</p> <table border="1" data-bbox="1596 1037 2706 1150"> <thead> <tr> <th>医療リハビリテーションセンター</th> <th>7年度</th> <th>～</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>117.3</td> <td>～</td> <td>97.5</td> <td>87.9</td> <td>92.4</td> <td>111.4</td> <td>107.1</td> <td>113.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、患者の職場・自宅復帰を支援した。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合せき損センターは、外傷による脊椎・脊髄損傷患者を対象とした特定の診療科に特化した専門医療施設であり、患者は肺炎、排尿障害・感染症、褥瘡等の様々な病気を併発することが多いため、主治医の他に複数診療科の医師、リハビリテーション技師、MSW、栄養士等も加わり、相互に連携し治療方法の検討及び治療結果の評価等を行い、より一層治療効果を高めていくとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアにチーム医療で的確に取り組んだ。 受傷直後の外傷による脊椎・脊髄損傷患者を、西日本一円からヘリコプターにより緊急受け入れし(実績：20年度・35件、21年度43件)、早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療を提供した。 治療だけではなく個々の患者に対し、自動車への移乗方法の指導等を実施することにより職場・自宅復帰を支援した。 患者の障害に応じた車いすや福祉用具の改良、住宅改造支援を実施した。 総合せき損センターから社会復帰し自立した患者との交流や講演会により社会復帰をサポートするピアサポートを実施した。 <p>この結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合である社会復帰率が80.7%を達成するとともに、患者からの満足度は83.8%(特に「たいへん満足」が50.8%)と去年に引き続き高い評価が得られた。 なお、医療従事者や患者等を対象としたせき損医療に関する研修会の開催、DVD配布(実績・平成21年</p>	医療リハビリテーションセンター	7年度	～	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		117.3	～	97.5	87.9	92.4	111.4	107.1	113.9
医療リハビリテーションセンター	7年度	～	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度													
	117.3	～	97.5	87.9	92.4	111.4	107.1	113.9													

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																										
<p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>労災リハビリテーション作業所については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生</p>	<p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>ア 各人に適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立し、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上にする。</p>	<p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>ア 入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社</p>	<p>1月改訂版を300ヶ所に配布)等の普及活動を積極的に行い、医療スタッフや患者等に対する支援・情報提供に努めた。</p> <p>医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合</p> <table border="1" data-bbox="1596 327 2356 411"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> <tr> <td>82.9%</td> <td>83.9%</td> <td>82.5%</td> <td>85.0%</td> <td>84.8%</td> <td>80.7%</td> </tr> </table> <p>患者満足度</p> <table border="1" data-bbox="1596 485 2356 569"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> <tr> <td>89.7%</td> <td>82.4%</td> <td>83.6%</td> <td>82.1%</td> <td>85.6%</td> <td>83.8%</td> </tr> </table> <p>【個別項目】 <平成21年度実績></p> <p>安全な治療の実施 84.6%</p> <p>この病院の医師や職員の説明はわかりやすい 82.9%</p> <p>受けている治療に納得している 80.1%</p> <p>病院内の設備や環境に満足している 67.6%</p> <p>病院への信頼度 87.1%</p> <p><患者満足度向上のための取組例></p> <p>ボランティアによるコンサートや花壇の手入れ、近隣保育園児による発表会、患者制作作品展などを実施し、精神的なサポート、療養環境の向上を図った。</p> <p>患者同士やOB患者との交流、社会との接点になるサロンの空間を設置しピアサポート機能の充実を図った。</p> <p>外来待ち時間調査を実施し、その結果を反映させ患者の利便性改善を図った。</p> <p>院内に投書箱を設置し、患者の苦情、意見や要望を取り入れ、迅速に改善を図っている。また、それらの内容とその対策について院内に掲示し、組織で対応している旨を公開している。</p> <p>総合せき損センターの特徴として、外傷による脊椎・脊髄損傷患者は、かつては寝たきりと言われ自立が困難な重度の障害を有していることから、職場復帰を望みながらも原職復帰が困難であり、かつ長期療養が必要な患者である被災労働者に対して、日常生活動作回復等のための身体能力を回復させるリハビリ及び残存機能の向上を図るリハビリを実施し、職場・社会復帰を進めることを目的とし、職場・社会復帰が困難な頸損患者及び高齢の患者が増える中で、医用工学研究部門も含めたチーム医療により受傷直後の早期治療からリハビリテーション、退院後のケア(社会復帰)まで一貫した医療を行っている。</p> <p>(参考)せき損患者の平均在院日数</p> <table border="1" data-bbox="1596 1388 2706 1465"> <tr> <th>総合せき損センター</th> <th>7年度</th> <th>～</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td>128.0</td> <td>～</td> <td>106.8</td> <td>127.3</td> <td>125.2</td> <td>138.2</td> <td>127.5</td> <td>142.8</td> </tr> </table> <p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>ア 入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者ごとに社会復帰プログラム(社会復帰に関する意向や本人の適性を踏まえ作成した社会復帰に向けた指導方針)を作成し、定期的(3か月に1回)にカウンセリングを実施する等の支援を行い、社会復帰意欲を喚起した。</p> <p>その結果、社会復帰率は、33.6%となった。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	82.9%	83.9%	82.5%	85.0%	84.8%	80.7%	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	89.7%	82.4%	83.6%	82.1%	85.6%	83.8%	総合せき損センター	7年度	～	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		128.0	～	106.8	127.3	125.2	138.2	127.5	142.8
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																								
82.9%	83.9%	82.5%	85.0%	84.8%	80.7%																																								
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																								
89.7%	82.4%	83.6%	82.1%	85.6%	83.8%																																								
総合せき損センター	7年度	～	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																					
	128.0	～	106.8	127.3	125.2	138.2	127.5	142.8																																					

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績												
<p>活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上()とすること。 (参考:平成19年度実績30.4%)</p> <p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める産業保健活動の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、地域社会や産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を行うこと。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>産業保健推進センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容について、メンタルヘルスや過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導等の実践的かつ専門的な研修を強化しつつ、延べ1万7千回以上(1)の研修を実施すること。また、第1期中期目標期間において実施した研修を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。 産業保健関係者からの相</p>	<p>イ 都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p> <p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>(ア) 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに、中期目標期間中に延べ1万7千回以上の研修を実施する。</p>	<p>会復帰率を確保する。</p> <p>イ ハローワーク、地域障害者職業センター等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職説明会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p> <p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>(ア) 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、研修内容の質の維持・向上を図るため、研修内容等の改善を図る仕組み(計画-実施-評価-改善を継続的に実施する仕組み)を継続的に運用する。 また、各研修については、次のように取り組む。 ・事業場における産業保健推進体制の活性化の観点から、産業医、衛生管理者及び人事労務担当者等の産業保健関係</p>	<p>イ ハローワーク及び地域障害者職業センター等と連携し、入所者に対する就職情報の提供(289件)、障害者合同就職説明会への参加奨励等を行い、社会復帰を支援した。</p> <p>社会復帰率の推移</p> <table border="1" data-bbox="1576 478 2279 562"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22.1%</td> <td>23.7%</td> <td>26.0%</td> <td>30.4%</td> <td>32.6%</td> <td>33.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化した。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>(ア) 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、研修内容等の改善を図る仕組み(計画-実施-評価-改善を継続的に実施する仕組み)を継続的に運用するとともに、ニーズ調査やモニター調査の結果等を踏まえ、研修業務の効果的・効率的な実施を図る観点から、次の取組を行った。 【産業保健関係者間の連携促進に重点を置いた体系的な研修】 産業保健活動はチームワークで進めていくことが重要であることから、産業医をはじめとする産業保健関係者がそれぞれの役割と連携のあり方を体系的にとりまとめ、各産業保健関係者が効果的な産業保健活動を実施できるよう研修を行った。具体例を次に示す。 「メンタルヘルスに関わる内外スタッフの連携」 - 目的 - メンタルヘルスの問題を抱えた労働者に対応するには、事業場内では上司、産業医、衛生管理者、人事労務担当者等、また、事業場外では労働者の家族、主治医、EAP等様々な関係者が関わっていく。その関係者の役割・特徴を知った上で、本人及び職場の状況に応じて外部資源を含む包括的な連携が重要であることについて研修を通じて学ぶ。 - 内容 - 産 業 医：メンタルヘルスに係る労使間トラブルの法的検討、主治医・人事労務担当者等との調整、</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22.1%	23.7%	26.0%	30.4%	32.6%	33.6%
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度										
22.1%	23.7%	26.0%	30.4%	32.6%	33.6%										

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																														
<p>談について、中期目標期間中、7万2千件以上(2)実施すること。また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効に活用できるよう検討すること。</p> <p>なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、相談、指導を行った産業保健関係者等に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。</p> <p>(参考1:平成19年度実績 3,291回×5年間の5%増)</p> <p>(参考2:平成19年度実績 13,725件×5年間の5%増)</p>		<p>者間の連携促進に重点を置いた体系的な研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業保健関係者の実践的能力の向上のため、作業現場における実地研修、ロールプレイング等を取り入れた参加型研修、事例検討等の実践的研修の拡大とともに、テーマに応じたシリーズ研修を実施する。 労働災害防止計画における重点対策である過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策に関する研修を実施する。 新型インフルエンザ対策、アスベスト対策等の時宜を得た研修を実施する。 ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに研修ニーズに対応した開催地域の選定、休日・夜間の開催の拡充等、利用者の利便性にも配慮しつつ、3千4百回以上の研修を実施する。 	<p>復職判定と職場復帰等 産業看護職：メンタルヘルス不調事例、カウンセリング技法等 衛生管理者・人事労務担当者：傾聴技法、事例検討、復職支援、事業外資源の活用、労使間トラブルの法的検討、ラインケアの実務的な進め方等</p> <p>【実践的研修の拡充】 単なる知識の付与にとどまらず、討議・実習等を通じて現場で実践できるスキルを体得させることを目的に、次のとおり実践的研修を拡充した。具体的には事例検討、職場巡視による実地研修、ロールプレイング等の双方向・参加型研修を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1632 514 2255 598"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実践的研修</td> <td>1,485回</td> <td>1,544回</td> </tr> </tbody> </table> <p>【シリーズ研修の実施】 新任衛生管理者等を対象に体系的な知識を付与することを目的として、シリーズ研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 具体例 - 労働衛生管理の基礎「新任衛生管理者のやるべきこと」「新任衛生管理者のためのメンタルヘルス対策」「定期健康診断の受診率を高める工夫」「全国労働衛生週間の実施事項」「衛生委員会の進め方」「職場復帰支援の実際」「職場巡視の進め方」「VDT作業の労働衛生管理」「メンタルヘルスケア施策の動向と企業の対応」「雇い入れ時安全衛生教育と取り組み事例」 <p>【過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策に関する研修の実施】 過重労働による健康障害防止対策及び職場のメンタルヘルス対策に関する研修については、本部で一括してテキストを作成・配付し、各推進センターで研修を実施した。(開催回数427回、受講者数15,102人)</p> <p>【利用者ニーズを踏まえた研修の実施】 社会的関心の高い、職場での新型インフルエンザ対策の研修及びアスベストによる健康障害の防止の研修を全国でそれぞれ63回(受講者数3,283人)、59回(受講者数1,780人)実施した。また、モニター調査の結果等を踏まえ、仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)の研修や非正規労働者の健康管理の研修を実施した。</p> <p>【ホームページ・メールマガジンによる研修案内・申込受付】 各推進センターのホームページに研修案内及び申込受付のコーナーを設けるとともに、メールマガジンを活用して研修の案内を行い、インターネット上で研修申込が容易にできるようにした。</p> <p>【土日・夜間の研修の拡充等】 利用者の利便性の向上を図るため、利用者からの要望の多いものについては、休日・夜間に研修を実施した。(休日・夜間研修の開催回数765回)</p> <p>【その他の取組】 各推進センターが実施した研修のうち、受講者からの評価が高かったもの、受講者数の多かったもの等の研修テーマを本部で研修好事例として取りまとめ、各推進センターに情報提供することにより、研修の質的・量的な実績の向上に努めた。</p> <p>このような取組により、平成21年度において延べ3,544回(対計画比104.2%)の研修を実施した。</p> <p>産業保健関係者に対する研修回数 (単位:回)</p> <table border="1" data-bbox="1632 1669 2404 1837"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,623</td> <td>2,844</td> <td>3,058</td> <td>3,291</td> <td>3,439</td> <td>15,255</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>3,544</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table>		平成20年度	平成21年度	実践的研修	1,485回	1,544回	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	2,623	2,844	3,058	3,291	3,439	15,255	21年度						3,544					
	平成20年度	平成21年度																															
実践的研修	1,485回	1,544回																															
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																												
2,623	2,844	3,058	3,291	3,439	15,255																												
21年度																																	
3,544																																	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																														
<p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>インターネットの利用その他の方法により産業保健に関する情報や労災疾病等に係る研究によるモデル予防医療等に係る情報を提供するとともに、さらなる情報の質の向上、利便性の向上を図ること。</p> <p>また、事業主に対する</p>	<p>(ウ) 研修、相談については、インターネット等多様な媒体での受付等により、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。</p> <p>(エ) 産業保健推進センター利用者に対し、センター事業が与えた効果の評価するための追跡調査を実施して、有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。</p> <p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>(ア) 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を900万件以上(平成</p>	<p>(ウ) 研修、相談については、全センターにおいてホームページ、FAX、メールマガジン等により案内、申込受付を実施し、引き続き質及び利用者の利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。</p> <p>(エ) 産業保健推進センター利用者に対し、研修、相談等のセンター事業が、労働者の健康状況の改善に寄与した効果等を把握するため、平成18年度に引き続き、第2回追跡調査を実施する。</p> <p>また、その調査結果を分析し、研修、相談等の事業運営に反映させる。</p> <p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>(ア) 情報誌「産業保健21」、ホームページ、メールマガジン等により提供する産業保健に関する情報の質の向上を図るため専門家による編集会議を開催し検討する。</p> <p>さらに、これまでに蓄積された産業保健に関するQ&Aや実務・専門的な情</p>	<p>(ウ) 研修については、全推進センターのホームページ上に研修受講申込コーナーを設け、利用者が簡便に研修受講の申込ができるようにするとともに、メールマガジン購読者には研修等の案内を随時行った。また、相談については、推進センターのホームページ上からのメール又はFAXを用いて、常時受付を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="1632 367 2611 441"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メールマガジン延べ配信件数</td> <td>121,204件</td> <td>223,581件</td> </tr> </tbody> </table> <p>このような取組により、平成21年度において研修で有益であった旨の評価は93.9%(対計画比117.4%)、相談で有益であった旨の評価は99.7%(対計画比124.6%)であった。</p> <p>研修利用者の有益であった旨の評価</p> <table border="1" data-bbox="1632 619 2329 703"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>92.7%</td> <td>91.2%</td> <td>91.2%</td> <td>92.5%</td> <td>92.1%</td> <td>93.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>相談利用者の有益であった旨の評価</p> <table border="1" data-bbox="1632 777 2329 861"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.0%</td> <td>95.9%</td> <td>97.9%</td> <td>98.3%</td> <td>99.0%</td> <td>99.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 利用者に対して産業保健推進センター事業が与えた効果の評価するための追跡調査の結果産業保健推進センターから提供された産業保健支援サービスによる効果を調査した結果、次のとおりであった。</p> <p>第1次効果 産業保健スタッフの能力向上の効果あり 84.3%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「労働者への健康教育での指導力向上」が最も多く、次いで「メンタルヘルスに関する助言・指導能力向上」であった。 <p>第2次効果 事業場内の産業保健活動活性化の効果あり 77.2%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康診断事後措置の徹底指導等健康管理が進展」が最も多く、次いで「セルフケア、ラインによるケア等メンタルヘルス対策が充実」であった。 <p>第3次効果 労働者の健康状況改善の効果あり 74.1%(中期計画70%以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康に対する意識が向上」が最も多く、次いで「職場環境の改善を通して職場の快適感が向上」であった。 <p>人事労務担当者に対する第1次効果(産業保健関係者の能力向上)が他の職種に比べて相対的に低いことから、各職種別のニーズ等をより詳細に把握し、効果の更なる向上を図ることとする。</p> <p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>(ア) 産業保健に関する情報について、質の向上及び利便性の向上を図るため、次の取組を行った。</p> <p>【産業保健情報誌「産業保健21」の発行】</p> <p>有識者による産業保健情報誌編集委員会を4月に開催し、産業保健情報誌の編集方針を決定した。また、年度末に実施した読者アンケートの結果を次年度の編集委員会に報告することにより、読者ニーズの編集方針への反映に努めた。</p> <p>【ホームページの全面リニューアルによる有用な情報の提供】</p> <p>さらに、本部及び全推進センターでホームページを次のとおり全面的にリニューアルし、掲載情報の充実と利用者の利便性の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トピックスを頻繁に更新し、積極的に最新の情報提供に努めた。(更新回数は4,668回) ・利用者の声や講師・相談員からメッセージをホームページに掲載し、気軽に相談でき、役立つもので 		平成20年度	平成21年度	メールマガジン延べ配信件数	121,204件	223,581件	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	92.7%	91.2%	91.2%	92.5%	92.1%	93.9%	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	99.0%	95.9%	97.9%	98.3%	99.0%	99.7%
	平成20年度	平成21年度																															
メールマガジン延べ配信件数	121,204件	223,581件																															
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																												
92.7%	91.2%	91.2%	92.5%	92.1%	93.9%																												
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																												
99.0%	95.9%	97.9%	98.3%	99.0%	99.7%																												

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																																																								
<p>ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実</p> <p>地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、メンタルヘルスや過重労働による健康障害の防止のための産業医の面接指導技術の向上等の支援を含め、域内の地域産業保健センターの活動に対する支援を充実すること。</p>	<p>ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実</p> <p>各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行う。また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上研修を実施するとともに、地域産業保健センターに登録している産業医に対し研修を実施する。</p> <p>さらに、地域産業保健センターとの連携による研修を都道府県庁所在地以外で開催することにより、利用者の利便性の向上を図る。</p>	<p>ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実</p> <p>(ア) 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し、地域センターの具体的な支援ニーズを把握した上で、必要な支援を行う。</p> <p>(イ) 地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上研修を実施するとともに、コーディネーター間の情報交換を目的とした交流会を開催する。</p> <p>(ウ) 地域産業保健センターに登録している産業医に対し研修を実施する。</p> <p>(エ) 地域産業保健センターが把握している地域のニーズに応じた研修を都道府県庁所在地以外で開催することにより、地域の利用者の利便性の向上を図る。</p>	<p>ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実</p> <p>(ア) 地域産業保健センター運営協議会に出席し、助言した。(433回)。また、具体的な支援として、次の形態別小規模事業場の経営者のための産業保健マニュアル(5種類)を作成し、広く配付した。 協同組合・商工会議所などの業界団体所属型小規模事業場の経営者のための産業保健マニュアル 元請けや親企業を持つ請負・資本関係型小規模事業場の経営者のための産業保健マニュアル 工業団地、卸団地などの地域集積型小規模事業場企業の経営者のための産業保健マニュアル 営業所・チェーン店などの単独企業分散型小規模事業場の経営者のための産業保健マニュアル 単独型小規模事業場の経営者のための産業保健マニュアル</p> <p>(イ) 地域産業保健センターの新任コーディネーターに対する初任時研修を7月に東京(東日本)と京都(西日本)で開催した。 能力向上研修については、全国で63回実施した。また、情報交換の場としての交流会を全国で1,713回開催し、支援や要望を引き出すように努めている。 また、コーディネーター間の情報交換を目的とした交流会等を全国で45回開催した。</p> <p>コーディネーター能力向上研修開催回数 (単位:回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66</td> <td>75</td> <td>73</td> <td>76</td> <td>67</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>63</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 地域産業保健センター登録医に対する研修を全国で54回実施した。</p> <p>地域産業保健センター登録医研修回数 (単位:回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36</td> <td>53</td> <td>76</td> <td>83</td> <td>70</td> <td>318</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>54</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 地域産業保健センターとの共催を含め、都道府県所在地以外での研修及び事業主セミナーを965回実施し、地域の利用者の利便性の向上を図り、延べ46,254人の受講者があった。</p> <p>研修及び事業主セミナーの開催回数 (単位:回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>732</td> <td>674</td> <td>605</td> <td>533</td> <td>425</td> <td>2,969</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>965</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	66	75	73	76	67	370	21年度						63						16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	36	53	76	83	70	318	21年度						54						16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	732	674	605	533	425	2,969	21年度						965					
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																																																																						
66	75	73	76	67	370																																																																						
21年度																																																																											
63																																																																											
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																																																																						
36	53	76	83	70	318																																																																						
21年度																																																																											
54																																																																											
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																																																																						
732	674	605	533	425	2,969																																																																						
21年度																																																																											
965																																																																											
<p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p>	<p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p>	<p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p>	<p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p>																																																																								

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>産業保健に係る小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務に対する業績評価を実施し、それらを翌年度の業務へ反映させるとともに、評価結果については、積極的に公表し、透明性を確保するとともに、助成金事業の効果の把握に努めること。</p>	<p>産業保健に係る小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務に対する業績評価を行い、業務内容の改善に反映させることにより、効果的・効率的な支給業務を実施するとともに、評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表し、透明性を確保する。</p> <p>また、助成期間終了後、助成金事業の効果について把握する。</p>	<p>産業保健に係る小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金については、支給業務及び助成の効果等について利用者調査を実施し、その結果等の分析を行い、ホームページで公表するとともに効果的・効率的な支給業務を実施する。</p> <p>平成20年度に改正された小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の利用事業場に対しては、産業医との連携の下に、産業保健推進センターから関係資料の提供、情報交換の場の提供、相談員等による助言指導等適宜支援を行う。</p>	<p>(ア) 平成22年1月に、労働者健康福祉機構本部ホームページのリニューアルに併せて、本助成金の利用者を対象とした助成金利用者調査を以下のとおり行い、その結果を、「利用者の声」としてホームページに公表した。</p> <p>a 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金 「従業員の健康に対する意識が変わった」、「従業員への衛生・健康教育が充実した」、「従業員の健康診断受診率が向上した」等役に立ったという回答が73.3%を占め、本助成金における産業保健活動に対する高い評価を得た。</p> <p>b 自発的健康診断支援促進助成金 この制度を利用して「健康上の不安解消に役立った」が85.4%と昨年に引き続き高い割合で具体的な効果が認められた。</p> <p>c 助成金利用者調査 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のアンケート結果 調査対象事業場 平成20年度助成終了事業場(549事業場) 回収率 83.6% 調査結果 満足度 ・満足、まあ満足している(61.9%)。 本事業の具体的な効果 ・「従業員の健康に対する意識が変わった」、「従業員への衛生・健康教育が充実した」、「従業員の健康診断受診率が向上した」等(73.3%)。</p> <p>自発的健康診断受診支援助成金のアンケート結果 調査期間 平成21年4月から平成22年3月まで 対象者 助成金を利用した深夜業従事者(1,558人) 回収率 26.1% 調査結果 満足度 ・「非常に満足している」、「満足している」(77.1%)。 本事業の具体的な効果 ・「健康上の不安解消に役立った」(85.4%)。</p> <p>(イ) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、以下の支援を行った。</p> <p>a 平成21年度に小規模事業場向け「産業保健マニュアル」の内容を改定し、併せて新規登録事業場全てに送付した。</p> <p>b 小規模事業場は産業医の選任義務がなく、産業保健活動への認識が十分ではない可能性があることから、情報交換の場を提供し、登録事業場と産業医との打ち合わせに参加した。</p> <p>c 助成期間終了後の事業場に対し、産業保健活動の有用性を説明し、引き続き産業保健活動を行うよう助言・指導等の支援を行った。</p> <p>(ウ) 自発的健康診断受診支援助成金利用者へのフォローアップ 平成21年度に本年度上半期の自発的健康診断受診支援助成金の利用者及び利用者の所属事業場に対し、自発的健康診断受診後の対応についてアンケート調査を行った。その結果、自発的健康診断結果を事業場へ提出した利用者の割合は64.9%にとどまり、提出された場合も産業医等医師から健診結果の意見聴取を行った事業者の割合も37.5%にとどまったため、利用者に健診結果を提出するよう事業者に要請するとともに、事業者に対しても事業者が産業医等医師からの意見を聴取するよう要請した。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>イ 助成金に関する周知</p> <p>労働基準監督署、地域産業保健センター等及び労災病院、勤労者予防医療センター等とも連携し、助成金の一層の周知を図ること。</p> <p>ウ 手続の迅速化</p> <p>審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、40日以内（1）、自発的健康診断受診支援助成金については、23日以内（2）とすること。（参考1：平成19年度実績 44日）</p>	<p>イ 助成金に関する周知</p> <p>インターネットの利用その他の方法により広報を行うとともに、労働基準監督署、地域産業保健センター、労災病院、勤労者予防医療センター等と連携して周知活動を実施する。</p> <p>ウ 手続の迅速化</p> <p>事務処理方法に関するマニュアルの徹底等により手続の迅速化を図ることにより、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、40日以内、自発的健康診断受診支援助成金については、23日以内とすること。また、不正受給防止を図</p>	<p>イ 助成金に関する周知</p> <p>助成金については本部及び各産業保健推進センターのホームページに掲載するほか、中小企業団体、商工会議所等の会員事業場に対し、各産業保健推進センターが配信するメールマガジンやパンフレット等の配布により周知活動を行うとともに、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行う。さらに労働基準監督署、地域産業保健センター、労災病院、勤労者予防医療センター等と連携して助成金の周知を行うとともに、助成金利用者調査の実施時に紹介（認知）経路を把握し、その結果を効果的な周知活動に反映させていく。</p> <p>ウ 手続の迅速化</p> <p>平成20年度に効率化の観点から見直した小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事務処理用コンピュータシステムの活用及び支給業務マニュアルによる事務処理並びに事務処理等の負担軽減を図るための支給申請様式のプレプリント化を引き続き実施し、不正受給の防止に配慮しつつ、審査業務等の集中化、効率化を図ることにより、小規模</p>	<p>イ 助成金に関する周知</p> <p>(ア) 平成21年度に新たに取組んだ周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 本部及び全産業保健推進センターのホームページに本助成金内容を掲載し、利用勧奨を行った。また、本部のホームページについては平成22年1月に新たに「利用者の声」を載せる等、利用者の視点に立った内容にリニューアルを行った。 b 平成21年度に助成金事業に係るパンフレットを「利用者の声」を載せる等、利用者の視点に立った内容に改訂し、産業保健推進センターを通じて小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業について61,500部、自発的健康診断受診支援助成金助成金事業について95,200部配布し利用勧奨を行った。 c 平成21年度に本部から、全国商工会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会等の関連団体に働きかけ、傘下の支部に対し本助成金の周知協力を依頼した。また、産業保健推進センターから、各都道府県労働基準協会、大手企業が組織する安全衛生協力会等に働きかけ、会員である事業場へ本助成金の周知協力を依頼した。 d 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、平成21年度に産業保健推進センターが実施した利用勧奨活動を取りまとめた結果、事業場に対して訪問や電話等による積極的な活動を行った場合に申請実績の向上に効果が認められたため、この結果を全産業保健推進センターに周知した。 <p>(イ) 従来から継続して行っている周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 産業保健推進センターが発信するメールマガジンに助成金事業の内容を掲載し、利用勧奨を行った。 b 労働基準監督署に対し599回、地域産業保健センターに対し730回の協力依頼を行い、連携して周知活動を行ったほか、3,315事業場に対して利用勧奨を行った。 c 関係団体の発行する機関誌に助成金に関する記事を掲載し、利用勧奨を行った。 d 情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載し、利用勧奨を行った。 e 本助成金の認知経路は、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については平成21年6月に行った助成金利用者調査の結果、「親企業、元請企業より」が39.0%で最も多く、自発的健康診断受診支援助成金については助成金支給申請時に併せて提出いただいた助成金利用者調査の結果、「会社で知った」が92.4%で最も多く、両助成金ともに事業場を通じた周知活動が効果的であることが把握できた。よってこれを全産業保健推進センターあて周知した。 <p>ウ 手続の迅速化</p> <p>(ア) 昨年に引き続き、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給申請書のプレプリント化を実施し、事務処理等の負担軽減を図った。</p> <p>(イ) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金について、平成21年度に申請時の書類整備による支給審査の迅速化及び支給事務処理機関の短縮を図った。</p> <p>(ウ) この結果、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給業務日数は平成20年度実績より2日短縮され42日となり、中期計画期間内の目標である40日以内に向けて着実に短縮が図られつつある。また、自発的健康診断受診支援助成金の支給業務日数は、平成20年度実績より3日短縮され21日となり、中期計画期間内の目標を達成した。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																						
(参考2:平成19年度実績 29日)	るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。	事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の申請書の受付締切日から支給日までの期間について更なる短縮を図る。 また、不正受給防止を図るため実態調査を実施するとともに、不正受給が発生した場合は速やかに公表する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模事業場産業保健活動支援促進助成金</td> <td>51日</td> <td>47日</td> <td>44日</td> <td>44日</td> <td>42日</td> </tr> <tr> <td>自発的健康診断受診支援助成金</td> <td>24日</td> <td>24日</td> <td>24日</td> <td>24日</td> <td>21日</td> </tr> </tbody> </table>						17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金	51日	47日	44日	44日	42日	自発的健康診断受診支援助成金	24日	24日	24日	24日	21日
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																				
小規模事業場産業保健活動支援促進助成金	51日	47日	44日	44日	42日																				
自発的健康診断受診支援助成金	24日	24日	24日	24日	21日																				
5 未払賃金の立替払業務の着実な実施	5 未払賃金の立替払業務の着実な実施	5 未払賃金の立替払業務の着実な実施	<p>(エ) 不正受給の防止等</p> <p>a 不正受給防止を図るため、所長会議、副所長会議及び産業保健研修会等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底を指示した。</p> <p>b 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、29事業場の実態調査を行った結果、不正受給は認められなかった。</p> <p>c 自発的健康診断受診支援助成金について、本助成金の支給対象となる健康診断が事業者が義務づけられている深夜業従事者の年2回の健康診断の代替ではないことを明らかにするため、支給申請書に直近の健康診断の実施年月日及び今後の実施予定月の項目を追加し、事業者に記載させることにより、法定の健康診断の代替防止を図った。</p>																						
(1) 立替払の迅速化	(1) 立替払の迅速化	(1) 立替払の迅速化	<p>5 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 立替払の迅速化</p> <p>リーマン・ショック等による世界的な経済不況を背景に請求件数が増加した中で、過去2番目に多い約68,000件を処理しつつ、支払期間は目標(平均30日以内)を2割以上短縮する「平均23.3日」となり、過去最短を達成した。</p> <p>(参考) 支払期間の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30.1日</td> <td>29.6日</td> <td>28.6日</td> <td>25.6日</td> <td>29.1日</td> <td>23.3日</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 原則週1回の立替払を堅持し、年間計50回の支払を実施した。</p> <p>イ 新任職員研修及び疑義事例検討会の開催回数を拡大(平成20年度計6回 8回)すること等により、立替払担当者間の審査業務に係る知識技能の共有を推進し、審査業務の標準化に努めた。</p> <p>ウ 請求者用パンフレットについて、図表を豊富に使用する等全面的に改訂したほか、新たに管財人・裁判所用を作成した。</p> <p>ホームページも、新たにパソコン上で立替払請求書・証明書等を直接作成できるようにするなど大幅に刷新した。</p> <p>これにより、ホームページのアクセス件数は対前年度比約2割の増加となった。</p> <p>(参考) ホームページアクセス件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58,936件</td> <td>70,149件</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 立替払の処理システムの機器の更新及びプログラムの変更を行い、業務の効率化を図った。</p> <p>オ 大型倒産事案については、あらかじめ管財人等との間で調整を行い、手続きの迅速化を図った。</p>					16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	30.1日	29.6日	28.6日	25.6日	29.1日	23.3日	20年度	21年度	58,936件	70,149件		
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																				
30.1日	29.6日	28.6日	25.6日	29.1日	23.3日																				
20年度	21年度																								
58,936件	70,149件																								
審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内()を維持すること。 (参考:平成19年度実績 25.6日)	審査業務の標準化の徹底を図り、原則週1回払いを堅持するとともに、立替払制度及びその請求手続に関するパンフレットの改訂、ホームページの充実等情報提供の強化を図ることにより、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内を維持する。	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均30日以内」を維持するために、次の措置を講ずる。 ア 原則週1回の立替払を堅持する。 イ 疑義事例を活用した新任職員研修や疑義事例検討会の開催回数の拡大を図り審査業務の標準化を徹底する。 ウ 不備事案の減少を図るため、パンフレットやホームページによる情報提供の充実に努める。 エ 立替払の処理システムについては、OCR化を中心に引き続き検討を進める。	<p>(2) 立替払金の求償</p> <p>事業主等に対して求償等について周知を図り、適切な債権の保全管理や最大限確実な回収を図るため、差押え</p>																						
(2) 立替払金の求償	(2) 立替払金の求償	(2) 立替払金の求償	<p>(2) 立替払金の求償</p> <p>代位取得した賃金債権に</p> <p>立替払の実施に際し、立替払</p> <p>賃金債権の回収を図るため、</p>																						

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																										
<p>ついて適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p>	<p>後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。</p>	<p>立替払の求償について次のような取組を行う。</p> <p>ア 事業主等への求償等周知 事業主等に対し、立替払制度の趣旨や求償権の行使に関して、パンフレットやホームページにより更なる周知徹底を図る。</p> <p>イ 清算型における確実な債権保全 破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加を行うとともに、インターネット等により清算・配当情報を的確に収集する。</p> <p>ウ 再建型における弁済の履行督促 民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等に対して、立替払の申請があった際に再生計画による弁済計画の確認を行い、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出督促や、弁済督促・実地督促を行う。</p> <p>エ 事実上の倒産の適時適切な求償 事実上の倒産の事案(認定事案)については、個々の債権の回収可能性や費用効率も勘案しつつ、事業主に対する適時適切な債務承認書等の提出督促、弁済の履行督促、現地調査を行う。</p> <p>また、必要な場合には、対象となる債権の的確な確認を行った後、差押え等を行う。</p>	<p>などを積極的に推進するなど、次のような取組を行った。</p> <p>ア 事業主等への求償等周知 事業主等に対し、立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使について、ホームページ、パンフレット等の見直しを行い、周知徹底を図った。</p> <p>イ 清算型における確実な債権保全 破産事案については、管財人に対する賃金債権代位取得の事前通知を徹底し、債権届出を要する全3,170事業所について迅速な届出を行い、裁判手続に参加し、平成21年度に配当のあった事業所数は1,581事業所であった。</p> <p>なお、平成21年度末に破産手続参加中の事業所数は2,967事業所となっている。</p> <p>また、インターネットによる官報検索を行い、清算・配当情報を収集して、確実な債権管理を行った。</p> <p>破産債権届出及び配当等状況</p> <table border="1" data-bbox="1567 625 2332 810"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債権届出事業所数</td> <td>2,934</td> <td>3,170</td> </tr> <tr> <td>配当事業所数</td> <td>1,339</td> <td>1,581</td> </tr> <tr> <td>年度末破産手続参加中の事業所数</td> <td>2,457</td> <td>2,967</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 再建型における弁済の履行督促 再建型の事案で債務承認書又は弁済計画書が未提出となっている116事業所すべてについて、206回の提出督促を行った。その結果127事業所の提出がなされた。</p> <p>再建型の事案で弁済不履行となっている72事業所すべてについて、156回の弁済督促を行った。その結果、25事業所の弁済がなされた。</p> <p>提出督促等状況</p> <table border="1" data-bbox="1567 1035 2098 1152"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出督促回数</td> <td>115</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>提出事業所数</td> <td>73</td> <td>127</td> </tr> </tbody> </table> <p>弁済督促等状況</p> <table border="1" data-bbox="1567 1188 2098 1306"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁済督促回数</td> <td>211</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>弁済事業所数</td> <td>34</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 事実上の倒産の適時適切な求償 求償通知を要する全3,721事業所について通知を行った。その結果、558事業所から債務承認書等の提出があり、14事業所の弁済がなされた。</p> <p>のほか、これまでに債務承認書等の提出がなされていない全4,474事業所について、提出督促を行った。その結果、211事業所から債務承認書等の提出があり、5事業所の弁済がなされた。</p> <p>弁済不履行となっている全138事業所について弁済督促を行った。その結果、29事業所からの弁済計画書の提出があり、3事業所の弁済がなされた。</p> <p>売掛金等債権の確認ができた7事業所について差押命令の申立てを行い、9事業所(前年度分を含む)について差押債権額の全額を回収した。</p> <p>現地調査を8事業所行った。</p> <p>求償通知等状況</p> <table border="1" data-bbox="1581 1793 2234 1948"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>求償通知事業所数</td> <td>2,770</td> <td>3,721</td> </tr> <tr> <td>債務承認書等提出事業所数</td> <td>306</td> <td>558</td> </tr> <tr> <td>弁済事業所数</td> <td>5</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	20年度	21年度	債権届出事業所数	2,934	3,170	配当事業所数	1,339	1,581	年度末破産手続参加中の事業所数	2,457	2,967	区 分	20年度	21年度	提出督促回数	115	206	提出事業所数	73	127	区 分	20年度	21年度	弁済督促回数	211	156	弁済事業所数	34	25	区 分	20年度	21年度	求償通知事業所数	2,770	3,721	債務承認書等提出事業所数	306	558	弁済事業所数	5	14
区 分	20年度	21年度																																											
債権届出事業所数	2,934	3,170																																											
配当事業所数	1,339	1,581																																											
年度末破産手続参加中の事業所数	2,457	2,967																																											
区 分	20年度	21年度																																											
提出督促回数	115	206																																											
提出事業所数	73	127																																											
区 分	20年度	21年度																																											
弁済督促回数	211	156																																											
弁済事業所数	34	25																																											
区 分	20年度	21年度																																											
求償通知事業所数	2,770	3,721																																											
債務承認書等提出事業所数	306	558																																											
弁済事業所数	5	14																																											

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																													
<p>6 納骨堂の運営業務</p> <p>産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。</p>	<p>6 納骨堂の運営業務</p> <p>毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談の実施及び環境美化を行う。</p> <p>また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。</p>	<p>6 納骨堂の運営業務</p> <p>産業殉職者合祀慰霊式を挙げるほか、遺族への納骨等に関する相談、霊堂の環境整備に取り組む。</p> <p>また、慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに調査の結果を業務の改善に反映する。</p>	<p>提出督励等状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出督励事業所数</td> <td>4,098</td> <td>4,474</td> </tr> <tr> <td>債務承認書等提出事業所数</td> <td>185</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>弁済事業所数</td> <td>12</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>弁済督励等状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁済督励件事業所</td> <td>140</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>弁済計画書等提出事業所数</td> <td>20</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>弁済事業所数</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>差押え状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差押え件事業所数</td> <td>16</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>回収事業所数</td> <td>10</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 納骨堂の運営業務</p> <p>(1) 平成21年10月7日に、産業殉職者の御遺族及び関係団体等の出席のもと産業殉職者合祀慰霊式を開催した。慰霊式当日は、前年度の満足度調査で要望が強かった高尾駅と霊堂間の送迎用バスを運行(新規)し、高齢者・障害者等に対するアクセスの改善を実現した。</p> <p>(2) 納骨等に関する相談、植栽等による環境美化に努めるとともに、霊堂内の冷暖房の整備・高齢者に配慮したAEDの設置(2か所)(新規)・納骨堂内のカーペットの全面張り替え・納骨堂内祭祀室の椅子の整備等による環境整備等の運営改善に努めた。</p> <p>(3) 上記(1)(2)の取組により、慰霊式参列者及び霊堂参拝者に対して実施した満足度調査で、遺族等の91.8%から慰霊の場にふさわしいとの高い評価を得た。なかでも「非常に満足」については50.7%と前年度に比べて7.7ポイントアップした。</p> <p>慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>87.9%</td> <td>90.1%</td> <td>92.9%</td> <td>90.8%</td> <td>91.3%</td> <td>91.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>(1) 事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点から、本部</p>	区分	20年度	21年度	提出督励事業所数	4,098	4,474	債務承認書等提出事業所数	185	211	弁済事業所数	12	5	区分	20年度	21年度	弁済督励件事業所	140	138	弁済計画書等提出事業所数	20	29	弁済事業所数	13	3	区分	20年度	21年度	差押え件事業所数	16	7	回収事業所数	10	9	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	87.9%	90.1%	92.9%	90.8%	91.3%	91.8%
区分	20年度	21年度																																														
提出督励事業所数	4,098	4,474																																														
債務承認書等提出事業所数	185	211																																														
弁済事業所数	12	5																																														
区分	20年度	21年度																																														
弁済督励件事業所	140	138																																														
弁済計画書等提出事業所数	20	29																																														
弁済事業所数	13	3																																														
区分	20年度	21年度																																														
差押え件事業所数	16	7																																														
回収事業所数	10	9																																														
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																											
87.9%	90.1%	92.9%	90.8%	91.3%	91.8%																																											
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>(1) 事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点から、本部</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の充実</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議 ア 年度開始前の2月から3月にかけて全病院を対象とし、病院毎の協議(施設別病院協議)を重ね、理事長他</p>																																													

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>組織の再編を行うとともに、施設に対する本部の業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。また、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう更なる見直しについて検討すること。</p>	<p>化など、本部の施設運営支援・経営指導體制を強化する。特に、労災病院については、経営基盤の確立に向けたマネジメント機能を強化する。また、事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点から、本部組織の再編を行う。さらに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう更なる見直しについて検討する。</p>	<p>に併せ、経営方針について、職員アンケート結果に基づいた職員への浸透度のフォローアップを行うとともにバランス・スコアカード等の活用による経営基盤の確立に向けたマネジメント機能の強化に努める。</p> <p>さらに、本部に設置している経営改善推進会議において各労災病院の運営計画達成状況のフォローアップを行うとともに、これに基づく経営指導・支援を行う。</p> <p>また、事業等の見直しに当たり、現有する業務量を把握するとともに、見直し後の業務の合理化・効率化に向けた検討を行う。さらに、研究所と連携を図り、統合後の在り方について、検討を行う。</p>	<p>役員が病院長に対して医師確保、収入確保、支出削減の取組を指示した。</p> <p>イ 理事長他役員が直接施設へ赴き病院幹部及び職員に対して労災病院を取り巻く現状と経営改善の必要性を説明し、取組の徹底を指示した。</p> <p>施設の経営分析に基づく指導の充実</p> <p>ア DPC制度への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DPC対象病院が19施設から30施設へ拡大したことに伴い、DPC担当職員による会議を開催し、新たにDPCへ移行した施設に対して、先行してDPCに移行した施設が実施しているDPC分析の好事例を紹介するなどDPC分析手法の指導を行った。 <p>イ 病院の広報機能の強化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全病院を対象に広報機能の強化を内容とする本部主催会議を開催し、病院の情報発信能力の向上を図った。 <p>経営方針について職員アンケート結果に基づいた職員への浸透度のフォローアップ及びバランス・スコアカード等の活用による経営基盤の確立に向けたマネジメント機能の強化</p> <p>ア 中期目標・中期計画を確実に達成するため、平成21年度に各施設が取り組むべき方向性等を示した「独立行政法人労働者健康福祉機構運営方針」を策定し、全職員に配布することにより周知徹底を図った。</p> <p>イ 各病院においては、各種会議等の中で病院長等が各部門に対して病院の運営方針及び課題を周知するとともに課題の達成に向けた取組を指示し、各部門のバランス・スコアカードにて取組の進捗を管理した。</p> <p>また、本部においては各病院の作成したバランス・スコアカードに対して担当理事が個別に評価し、業務の改善に向けた取組を指示した。</p> <p>ウ 全国労災病院長会議を4月及び11月の2回開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月の会議では、第1期中期目標期間を総括するとともに第2期中期目標を達成するための課題を示し、課題達成に向けて取組を徹底するよう指示した。 ・11月の会議では、上半期の実績を踏まえて策定した年間経営目標の達成に向けて取組を徹底するよう指示した。 <p>エ 理事他職員が技師会総会等に出向き、各職種の代表者に対して労災病院を取り巻く現状や運営方針について周知するとともに計画達成に向けた取組の徹底を指示した。</p> <p>オ 本部主催の各種会議(副院長会議等)、研修会(検査技師長研修会等)を開催し(56回)、職種ごとに機構を取り巻く現状や経営方針等を周知するとともにバランス・スコアカードに関する講義を実施した。</p> <p>カ 職員アンケートを実施し、運営方針等の浸透度が低い施設に対しては他院の取組を紹介するとともに、課題としてバランス・スコアカードに取り上げ、浸透度の向上に向けて取り組むよう指示した。</p> <p>本部に設置している経営改善推進会議における各労災病院の運営計画達成状況のフォローアップ及びこれに基づく経営指導・支援</p> <p>ア 隔週開催の経営改善推進会議に加え臨時の経営改善推進会議を開催し、個々の病院の患者数、診療単価等の経営指標を使用した分析を行い、分析結果に基づいた指導・助言を理事長他役員から院長に対して行った。</p> <p>イ 上半期の実績を踏まえ、年間経営目標を設定し直すとともに目標達成に向けた下半期における収入確保策及び支出削減策に関する行動計画を策定させ、フォローアップを行った。</p> <p>ウ 深刻化している医師不足解消に向けた医師確保の取組を以下のとおり実施した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労災病院グループのスケールメリットを活かした労災病院医師派遣制度(25名)、初期臨床研修医集合研修(2回)等の実施 ・育児短時間勤務制度による女性医師の負担軽減(6名) <p>エ 労災病院グループのスケールメリットを活かした共同購入の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療消耗品、高額手術材料、高度放射線医療機器をはじめとする医療機器の共同購入を実施し、支出削減に努めた。(削減額6.6億円) ・リース料率の低減に向けて労災病院グループのリース調達物件を集めた共同入札を実施し、支出削減に努

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進めること。</p>	<p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を構築するため、人事・給与制度の見直しを進める。</p>	<p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を構築するため、国家公務員の給与構造改革を踏まえた人事・給与制度の詳細について検討を行う。</p>	<p>めた。(削減額100百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品への切替による薬品費の削減(削減額1,092百万円) <ul style="list-style-type: none"> うち共同購入での切替削減額165百万円 うち病院単独での切替削減額947百万円 ・インクカートリッジ、トナーについてリバースオークション(競り下げ方式による電子入札)を実施し支出削減に努めた。(削減額13百万円)また、22年度はさらに品目を拡大し、複写機、ペーパータオル等について実施予定である。(削減予定額22百万円) <p>オ コンサルタントの活用により病院情報システムの導入費用削減に努めた。(1施設、削減額約60百万円)また、22年度はさらに9施設に対して基幹システムの更新時期を合わせることやコンサルタントを介在させること等により、競争性を高めながら導入費用の削減を図っていく。(削減予定額9施設、約460百万円)</p> <p>研究所との統合に向けた取組については、平成19年12月24日付け閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」に沿って検討を開始し、平成21年10月に当機構と研究所との間で統合に向けた打合せを行ったが、平成21年11月19日に開催された「第3回行政刷新会議」において、当該閣議決定が当面凍結する旨の決定があったことから、その後は特段の取組を行っていない。</p> <p>(2) 役員報酬については、人事院勧告を踏まえ従来の期末特別手当を、在職期間に応じて一律に支給される期末手当と勤務実績に応じて支給される勤勉手当に改めた。更に本俸月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げた。また、職員給与については国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しとして、給与カーブのフラット化を目的とした俸給表の見直しについて平成22年度中の実施に向けて労使による協議を行ってきた。その結果、平成22年7月1日に俸給表の改定を実施することとなった。</p> <p>(3) 内部統制に関する事項</p> <p>当機構のミッションは、「労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進の適切かつ有効な実施を図ること等により、労働者の福祉の増進に寄与すること」であり、そのミッションを達成するために中期目標が策定された。</p> <p>これを踏まえ、理事長は、国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上について、本部や労災病院をはじめとする各施設が、それぞれにおいて取るべき措置や、財務内容等の改善等について、業績評価の実施、業務運営の効率化等、すべての業務に共通して取り組むべき措置を定めた中期計画を策定した。</p> <p>当機構の役職員は、直接国民生活に影響する病院事業や未払賃金の立替払等の幅広い事業を実施しているため、中立性・公平性を担保して業務が遂行できるよう、高い倫理観で業務に臨むことが求められる。</p> <p>そこで、統制環境の確保に向けて、次の取組を実施している。</p> <p>統制環境</p> <p>ア 中期計画に基づき、理事長自らが、機構を取り巻く情勢、基本的課題、取り組むべき事項及び方向性を明確にするとともに、これを踏まえ、「運営方針」を策定し、全職員に配布している。また、「運営方針」は、後日、職員アンケートを行い、各職員の浸透度をフォローアップしている。</p> <p>イ 「運営方針」を踏まえ、当該年度に達成すべき目標、達成するための行動計画(アクション・プラン)及び達成状況を把握するための評価指標に、「利用者の視点」、「質の向上の視点」、「財務の視点」、「効率化の視点」、「組織の学習と成長の視点」の5つの視点を加えたBSC(バランス・スコアカード)を作成し、PDCAサイクルによるマネジメントシステムを実施している。</p> <p>ウ BSCは、「事業毎」、「施設毎」、「部門毎」に、関係する職員全員が一丸となって作成に参画することとしている。</p> <p>エ 「事業毎」、「施設毎」、「部門毎」のBSCは、互いに有機的に結合するよう調整を図り、5つの視点による「戦略マップ」を作成し、すべての職員に配布・説明するなどの周知徹底を図り、意識付けを行</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<p>うとともに、職員全員が自らの課題として把握し、目標達成に向けた取組を行うことのできる環境を構築している。</p> <p>オ 労災病院等の各施設では、QC活動を実施しており、医療現場における看護師等医療スタッフほか事務部門の職員が自主的にグループを結成し、利用者からの意見、要望等の分析結果や職員の改善提案に基づき、サービスの質の向上、業務の効率化及びコスト削減等を実現している。</p> <p>カ すべての労災病院で職場懇談会を開催し、業務改善につなげられるものについては実施している。</p> <p>キ 機構の広範な業務について、内部統制を強化するための取組等を検証する体制として、平成22年3月に、「リスクマネジメント委員会」を設置した。</p> <p>リスクの識別・評価・対応</p> <p>ア BSCについて、労災病院等の各施設において、定期的に、目標の達成状況の把握や自己評価を行い、行動計画の妥当性や、活動内容等の適切性について検証を行うこととしている。さらに、自己評価に基づき、管理者側と協議を行い、目標と実績に乖離等が認められる場合については、原因の特定、問題解決のための改善策及び改善を実施する時期等を決定することとしている。</p> <p>イ 既に機構内に存在する各種規程や体制をベースに、主なリスクを管理するという観点から、本部内に「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクの回避、低減等について適切な対応を検討する体制を構築している。</p> <p>統制活動</p> <p>ア 法令遵守については、職員就業規則、役職員倫理規程等の諸規程の整備を図っているほか、各施設で設置する「倫理委員会」、「個人情報管理委員会」等により、法令違反行為を未然に防ぐ体制を整備している。</p> <p>イ 組織規程により、役職員の事務分掌、権限及び職責を明確化している。</p> <p>ウ 各施設に、「経営改善委員会」等を設置し、BSCの作成等、各施設において実施すべき具体的な活動や問題点及び改善策について議論を行い、職員全員の認識の共有化等を行っている。</p> <p>エ 本部において、「経営改善推進会議」を開催し、各施設の経営状況を把握している。また、必要に応じて個別に労災病院等の施設別協議を行い、本部主導による経営指導を実施している。</p> <p>オ さらに、毎年度末に、「施設別病院協議」を開催し、理事長はじめ役員自らが直接、病院長等に対して、医師確保、収入確保、支出削減等の具体的な取組を指示している。</p> <p>情報と伝達</p> <p>ア 組織内の情報伝達については、グループウェアを導入し、本部及び施設間において、必要な情報を迅速かつ適切に伝達するほか、広報誌『ろうさいフォーラム』等による定期的な情報発信を各施設に行うことにより、機構を取り巻く課題等について、施設間で必要な情報共有を行っている。</p> <p>イ また、病院長会議をはじめとする施設長会議や、会計課長会議等の事務担当者による会議、MSW（メディカルソーシャルワーカー）等の職種別の会議・研修会等を実施することにより、それぞれに必要な知識、情報について、本部と施設相互の情報伝達・共有を行っている。</p> <p>ウ 組織外の情報伝達については、『勤労者医療』や『産業保健21』の電子媒体による掲載、メールマガジンによる情報発信を行い、利用者の利便性の向上及び効率化に努めている。</p> <p>エ また、ホームページにおける「労災疾病等13分野研究普及サイト」をはじめ、機構の業務実績について積極的に普及を図っているほか、本部ホームページにおいて、業務及び財務等に係る必要な情報を分かりやすく公開している。</p> <p>オ さらに、「当機構の業務実績に対する御意見の募集について」のページを設け、電子メールにより、機構の業務に対する意見・評価を求めるとともに、患者満足度調査や投書箱から寄せられた苦情、意見や要望を積極的に取り入れ、対応に努めている。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<p>モニタリング</p> <p>ア 日常的モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設の業務の運営状況について、毎月、各病院の患者数及び収支状況等に係る報告を受け、本部において運営計画の進捗状況を把握し、必要に応じ個別病院協議を行う等の経営指導を行っている。 契約業務については、各施設の契約の締結状況を定期的に把握し、随意契約見直し計画のフォローアップを行う一方、改善方策の適切な運用等必要な指導を行っている。 BSCについて、上半期及び下半期に、管理者が、目標の妥当性、中長期の展望に基づく今後の取組等について評価を行うこととしている。 <p>イ 独立的評価</p> <ul style="list-style-type: none"> BSC等に基づく法人全体の業務実績については、外部有識者で構成されている業績評価委員会を年2回、本部で開催し、内部実績評価の客観性・公平性・信頼性の確保を行っている。 機構本部及び各施設の業務の適正かつ効率的・効果的な運営及び会計経理等の適正を確保するため、 監事による監事監査 監査員による監査員監査 本部による業務指導 による重層的チェック体制を構築し、～は互いに情報提供を行いつつ監査を実施している。監査における指摘事項については、速やかに監査対象施設から改善報告を受けることとしており、監査結果は、その都度理事長をはじめとする全役員に報告している。その内容を踏まえ、理事長自らが、今後の業務改善に必要な指示を出している。 財務諸表の提出に当たっては、独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、監事及び会計監査人の監査を受け、適正性を確保している。 監事及び外部有識者で構成される「契約監視委員会」において、随意契約及び一者応札の状況を点検・見直しをすることにより、契約事務の適正化に努めている。 <p>ウ 評価プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> 役職員が法令等を遵守し、機構の社会的使命を自覚して行動することを確保し、機構の社会的信頼の維持のさらなる向上を図るため、「コンプライアンスの推進その他内部統制の向上に関する規程」を整備し、内部統制にかかる職員の意識啓発を図っている。 <p>エ 内部統制上の問題点の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 監事等による監査結果、内部業績評価委員会による評価結果、独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会による評価結果において指摘された問題点等について、理事会等で把握・検証を行い、その結果を踏まえ、必要なものは速やかに改善を図るほか、翌年度の年度計画や運営方針に反映させることにより、統制環境の向上を図っている。 <p>ICTへの対応</p> <p>ア 組織内においてグループウェアを導入し、本部及び各施設間における情報共有を行っている。</p> <p>イ テレビ会議システムを導入し、業務打合せや研修等を実施し、効率的かつ効果的な情報交換を行うとともに、経費節減を図っている。</p> <p>ウ 病院において、医療の質の向上と効率化の観点から、オーダーリングシステムや、電子カルテの導入を進めている。</p> <p>エ 情報システムの運用に当たっては、運用規約等を整備し、ID・パスワードの設定を行いアクセス制限を行うなど、ネットワークセキュリティを確保するとともに、ウィルス対策の徹底を実施している。</p> <p>内部統制の確立による成果・課題</p> <p>ア BSCを作成し目標の達成状況の把握や評価を行うことにより、業務改善に向けた取組が明確となった。</p> <p>イ QC活動の実施により、各病院が提供する医療やサービスの質の向上やコスト削減を図った。</p> <p>ウ 契約状況の点検・見直しの観点から契約監視委員会を設置し、その点検等の結果を公表するとともに、</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>中期目標期間の最終年度において、平成20年度に比し、一般管理費(退職手当を除く。)については15%程度、また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については10%程度節減すること。</p>	<p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>一般管理費(退職手当を除く。)については、人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、平成20年度の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、平成20年度の相当経費に比べて10%程度の額を節減する。</p>	<p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>ア 一般管理費(退職手当を除く。)については、業務委託の推進等件費の抑制、契約形態の抜本的な見直しを行うことによる一般競争入札の積極的な実施、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減等に努める。</p> <p>また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については、市場価格調査の積極的な実施、業務委託契約及び保守契約内容の見直し等により節減に努める。</p>	<p>新たな「随意契約等見直し計画」を策定。施設に取組事項を周知徹底し、契約の適正化を一層図ることとした。</p> <p>エ 監事監査等を通じて指摘された事項において、診療費の請求における高額医療材料の保険請求確認については、材料購入金額と医療費請求金額との確認及び照合作業を徹底する等の取組を行っている。</p> <p>オ 運営方針を策定し周知するとともに、各種会議や研修会において、機構を取り巻く現状や経営方針を周知することにより、職員が、当機構を取り巻く情勢及び基本的課題並びに取り組むべき事項及び方向性についての意識が高まった。</p> <p>カ 役職員が法令等を遵守し、機構の社会的使命を自覚して行動することを確保し、機構の社会的信頼の維持のさらなる向上を図るため、「コンプライアンスの推進その他内部統制の向上に関する規程」を整備し、内部統制に係る職員の意識啓発を図っている。</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>ア</p> <p>一般管理費(退職手当を除く。)については、平成20年度に比べ6.4億円節減(対20年度比3.4%の節減)した。主な節減の取組事項は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 人件費の抑制 本部の指導による事務職員数の抑制、期末手当支給月数0.25月カット、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合のカットを実施し、平成20年度に比べ84百万円節減した。</p> <p>(イ) 業務委託費の節減 仕様の見直し及び競争入札の推進等により、平成20年度に比べ71百万円節減した。</p> <p>(ウ) 燃料費の節減 ボイラー燃料の切り替えや適正な契約期間への見直しを図ること等により、平成20年度に比べ24百万円節減した。</p> <p>(エ) 雑役務費の節減 競争入札の推進や仕様の見直し等により、平成20年度に比べ11百万円節減した。</p> <p>(オ) 消耗品費の節減 リサイクル品の活用、購入の取りやめ及び競争入札の推進、リバースオークション(競り下げ方式による電子入札)の活用等により、平成20年度に比べ9百万円節減した。</p> <p>(カ) 印刷製本費の節減 競争入札の推進や印刷物の整理、在庫管理の徹底を図ったこと等により、平成20年度に比べ7百万円節減した。</p> <p>(キ) 賃借料の節減 事務職員数の抑制による宿舍借上料の節減と事務機器等の再リースを行ったこと等により、平成20年度に比べ7百万円節減した。</p> <p>事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については、平成20年度に比べ257百万円節減(対20年度比5.3%の節減)した。主な取組事項は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 賃借料の節減 産業保健推進センターにおいて、平成20年度に引き続き、より安価な事務所への移転を行ったこと等により、平成20年度に比べ約109百万円節減した。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運營業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。</p> <p>さらに、産業保健推進センターについては、業務の効率化の観点から、管理部門等の集約化及び効率化を図ることにより、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金（退職手当を除く。）のおおむね3割削減を図ること。</p>	<p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p> <p>産業保健推進センターについては、産業保健サービスの低下を招かないように、賃借料の削減、庶務・経理業務や報告業務等の間接業務の合理的集約化による人件費の削減及び相談体制の効率化等による業務経費の削減を行うことにより、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金（退職手当を除く。）のおおむね3割を削減する。</p>	<p>イ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場価格調査の積極的な実施、物品の統一化を図ることによる物品調達コストの縮減、業務委託契約及び保守契約内容の見直し等により、その費用のうち運営費交付金の割合について、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p> <p>ウ 産業保健推進センターについては、庶務経理業務、報告業務等の合理的集約化の準備を行うとともに相談体制の効率化、事務所移転による賃借料の削減等による業務経費の削減を行うことにより、運営費交付金（退職手当を除く。）の削減に向けた取組を推進する。</p>	<p>(イ) 印刷製本費の節減 印刷物の見直し及び発注数量の精査等により、平成20年度に比べ32百万円節減した。</p> <p>(ウ) 図書費の節減 DVDの新規整備数の減、手引き等追録書籍契約の取りやめを行ったこと等により、平成20年度に比べ15百万円節減した。</p> <p>(エ) 光熱水費の節減 冷暖房設定温度の見直し、節水の徹底を行ったこと等により、平成20年度に比べ12百万円節減した。</p> <p>(オ) 消耗器材費の節減 什器類の購入中止、事務用品の購入単価の見直しを行ったこと等により、平成20年度に比べ9百万円節減した。</p> <p>(カ) 業務委託費の節減 競争入札の推進や仕様の見直し、契約単価の見直しを行ったこと等により、平成20年度に比べ7百万円節減した。</p> <p>イ 診療収入の増等により自己収入の確保に努めるとともに、契約の適正化の推進等による医療材料費、保守料、業務委託費を節減しつつ、老朽化した医療機器の計画的な更新の結果、平成20年度の運営費交付金割合0.6%を維持しつつ、医療水準の向上に努力した。</p> <p>ウ 下記の取組により、平成20年度に比べ、約14.7%の削減となった。</p> <p>業務等システムの合理的集約化</p> <p>(ア) 利用者名簿データベースの統合 これまで、産業保健推進センター利用者の名簿は相談者データ、研修受講者データ、メールマガジンなど情報提供の対象者毎に管理されてきたが、本部に設置したサーバーで一元管理することにより、データの整合性を確保し、業務の効率化を図った。 また、産業保健推進センター毎に開発し、メンテナンスを行ってきた利用者名簿システムを統一することで低コスト、かつ、個人情報保護の観点からの安全性の高いシステムの構築が図れた。</p> <p>(イ) 利用者名簿データベースを活用した利用者の利便性の向上 単に利用者の名簿を管理するだけでなく、利用者への情報提供の履歴、産業保健推進センターを利用した履歴等も合わせてデータベース化することにより、傾向を分析し、利用者のニーズに合った研修案内等情報をメールマガジン等を用いて提供できるよう設計・開発を行った。</p> <p>事務所移転による賃借料の削減 平成21年度末までに、19センターの移転が完了した。これにより年間約109百万円の削減（対20年度）となった。</p> <p>その他業務経費の削減</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(2) 給与水準の適正化等</p> <p>総人件費については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たしつつ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上削減させるとの基本方針についても、その趣旨の着実な実施を目指すこととし、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。</p> <p>また、機構の事務・技術職員の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表すること。</p> <p>ア 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>イ 給与体系における年功的要素が強いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はない</p>	<p>(2) 給与水準の適正化等</p> <p>総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上削減させるとの基本方針について、着実に取り組むとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。その際、併せて、医療法(昭和23年法律第203号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、労災医療をはじめとした救急医療等の推進のための人材確保とともに、医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>また、事務・技術職員の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>ア 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>イ 給与体系における年功的要素が強いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>ウ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類</p>	<p>(2) 給与水準の適正化等</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえるとともに、医療法(昭和23年法律第203号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、労災医療をはじめとした救急医療等の推進のための人材確保、医療安全の確保を行いつつ、人件費の適正化を行う。</p> <p>また、事務・技術職員の給与水準について、平成20年度における状況の検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。</p>	<p>平成21年度から地方情報誌を本部の「産業保健21」に集約すること等により、対20年度で年間約52,704千円削減した。</p> <p>(2) 給与水準の適正化等</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえるとともに、医療法(昭和23年法律第203号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、労災医療をはじめとした救急医療等の推進のための人材確保、医療安全の確保を行いつつ、以下のとおり人件費の適正化を行った。</p> <p>ア 人件費削減のため、人員数については、労災病院の事務職・技能業務職を中心にアウトソーシング等による人員削減を行った。</p> <p>イ 給与については、次の取組を実施した。</p> <p>(ア) 期末手当支給月数を6月期0.2月削減、12月期0.05月削減</p> <p>(イ) 期末勤勉手当に係る管理職加算割合を半減措置に加え、6月期及び12月期の管理職加算割合を更に100分の2削減(25% 12% 10%、12% 6% 4%)</p> <p>また、事務・技術職員の平成20年度における給与水準は、期末手当カット等の実施により国家公務員の水準を下回るものとなっており、検証結果等についてはホームページに公表(平成21年6月30日)した。</p> <p>なお、福利厚生費の見直し等については、以下のとおり。</p> <p>ア レクリエーションに係る経費については、昨年度に引き続き、国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じ、法人からの支出を行っていない。</p> <p>イ 互助組織について検討を行い、平成22年度から法人支出を引き下げるとともに、リフレッシュツアー補助等のレクリエーション事業の廃止のほか、国に準じた事業内容となるよう、入学祝金、出産祝金等についても廃止することとした。</p> <p>ウ その他の法定外福利については、医師及び看護師等の人材確保並びに業務運営の観点から必要であると判断し、維持することとした。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績															
<p>か。</p> <p>ウ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>エ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>ア 機構が策定した「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないこと。ま</p>	<p>似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>エ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>ア 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としない。また、企画競争や公募を行</p>	<p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)に基づき、契約業務の効率化を図りつつ、より経済性のある契約の締結となるよう、一般競争入札等を原則とし、以下の取組により、更なる随意契約の適正化を推進する。</p> <p>ア 「随意契約見直し計画」に基づく取組の着実な実施に向け、会議等において周知徹底を図るとともに、その取組状況をホームページにて公表する。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、仕様書にあっては、合理的な理由なく特定の業者以外の参</p>	<p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>「随意契約見直し計画」に明記した「随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取組」等を着実に実施することで随意契約割合の改善を図ってきた。その結果、随意契約見直し計画策定時の平成18年度と比較して、平成21年度の随意契約の割合は、件数で48.3ポイント、金額で55.3ポイント改善した。</p> <p>随意契約の割合</p> <table border="1" data-bbox="1567 961 2415 1083"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数割合</td> <td>67.7%</td> <td>43.3%</td> <td>20.8%</td> <td>19.4%</td> </tr> <tr> <td>金額割合</td> <td>71.8%</td> <td>53.8%</td> <td>18.7%</td> <td>16.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>不落・不調の随意契約は、18年度は「随意契約」に、19～21年度は、「競争入札等」に分類している。</p> <p>ア 「随意契約見直し計画」に基づき、本部主催会議等を通じて、競争入札への移行に向けた取組を周知徹底してきた。特に、平成21年6月には、入札公告及び契約締結状況の各施設ホームページへの掲載徹底を指示し、競争性、公平性、明瞭性を確保するよう周知した。</p> <p>また、平成21年12月には、「平成20年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成21年12月9日付け政委第35号)を踏まえ、競争性のある契約に分類される公募について「公募方式実施要領」を整備した。</p> <p>「随意契約見直し計画」に基づく点検・見直し状況及びその後のフォローアップについては、ホームページにおいて公表してきており、平成20年度における随意契約見直し計画のフォローアップは、平成21年7月に公表した。</p> <p>なお、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約、平成21年度末までに契約締結が予定されている調達案件について、1月以降3回の委員会を開催し、その審議結果については、ホームページで随時公表した。</p> <p>契約監視委員会における点検・見直しの結果を踏まえ策定した新たな「随意契約等見直し計画」については、平成22年5月に公表した。</p> <p>イ 一般競争入札等における競争性、公平性確保を図る観点から、一者応札改善への取組として、平成21年5月に取引業者へのアンケート調査を実施し、その結果、入札公告期間の確保、資格要件の緩和、仕様等の制限の見直し、履行期間の確保等の改善方策を取りまとめ、7月にホームページにおいて公表した。</p> <p>また、「平成20年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成21年12月9日付け政委第35号)を踏まえ、平成21年12月に公募方式実施要領</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	件数割合	67.7%	43.3%	20.8%	19.4%	金額割合	71.8%	53.8%	18.7%	16.5%
	18年度	19年度	20年度	21年度														
件数割合	67.7%	43.3%	20.8%	19.4%														
金額割合	71.8%	53.8%	18.7%	16.5%														

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																
<p>た、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p>ウ 監事等による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請すること。</p>	<p>う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>ウ 監事等による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請する。</p>	<p>入を妨げる仕様としないなど、競争性、公平性の確保を図る。</p> <p>また、企画競争や公募を行う場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう契約担当部門を含めた複数の部署の職員によって構成された評価委員会により実施する。</p> <p>ウ 監事等の入札・契約に係る監査にあつては、これまでの随意契約見直しに係る取組状況、重点項目の情報提供により、チェックを行うよう要請する。</p>	<p>を作成し、前回の契約で随意契約や一者応札になっているものについて、競争性の確保及び履行可能者の検証を行う観点から順次、事前確認公募を実施し、一者応札改善策として活用した。</p> <p>企画競争や総合評価方式の実施に当たっては、評価委員会の委員について、契約担当部門を含めた複数の部署の職員による構成とした。また、評価に際しては、現契約業者に偏った評価項目・評価基準としないよう徹底し、競争性、透明性の確保に努めた。</p> <p>さらに、契約監視委員会における指摘事項を踏まえた改善策についても、平成21年度末までに締結する契約においても、対応可能なものから実施した。</p> <p>そうした取組の結果、平成21年度の一者応札の件数割合は、平成20年度に比較して12.9ポイント改善した。</p> <p>一者応札の件数割合 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="1617 590 2362 753"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争入札</td> <td>1,975</td> <td>2,323</td> <td>2,360</td> </tr> <tr> <td>一者応札</td> <td>1,089</td> <td>1,300</td> <td>1,017</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>55.1%</td> <td>56.0%</td> <td>43.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>21年度は不落・不調随契を含む。</p> <p>なお、企画競争等のうち一者応募となった18件については、競争性の有無を広く検証するために公募による調達公告を順次実施した契約であり、医療機器の購入で11件、システムプログラム改修3件等である。</p> <p>ウ 平成21年度における監事等による監査に当たり、年度当初に情報交換を行い、随意契約の見直しに向けた取組状況の検証を要請した。</p> <p>また、監査後の情報提供を受けるなど意見交換を行い、施設への業務指導等の検討材料として活用した。</p> <p>さらに、一者応札や高落札率の改善に向けた指導についても、監査において重点を置いて行われるよう要請した。</p> <p>エ 契約監視委員会からの主な指摘事項</p> <p>(ア) 競争性のない随意契約について</p> <p>既に一般競争入札へ移行済みのものは引き続き一般競争入札を実施すること。</p> <p>より適正な予定価格の算定のため、他メーカーも含めた価格を参考に設定するとともに、引き続き施設間の契約情報の共有化に努めること。</p> <p>医療機器の緊急修理について緊急調達と定期調達の場合の価格を比較し、最適な調達に向けて整理を行うとともに、引き続き施設間の契約情報の共有化に努めること。</p> <p>事務所の賃貸借については、契約条件を満たす相手先が特定されていることから随意契約によらざるを得ないものと判断する。</p> <p>競争性確保の検証のため、公募方式への見直し等については適切であると判断する。</p> <p>リース期間満了後、引き続き使用する必要のある機器の再リース契約であり随意契約によらざるを得ないものと判断する。</p> <p>(イ) 一者応札・一者応募について</p> <p>公告日から開札日までの期間について、十分な確保を行うこと。</p> <p>開札日から履行開始日までの期間について、十分な確保を行うこと。</p> <p>競争性確保の検証のため、公募方式への見直しを実施する等自らの改善項目を実行するとともに、引き続き施設間の契約情報の共有化に努めること。</p> <p>仕様書において、業務量が把握できるように改善すること。</p> <p>次回の契約時においては、再リースした場合と新機種を導入した場合の費用対効果について検証すること。</p> <p>(ウ) 平成21年度契約事前点検結果</p>		19年度	20年度	21年度	一般競争入札	1,975	2,323	2,360	一者応札	1,089	1,300	1,017	割合	55.1%	56.0%	43.1%
	19年度	20年度	21年度																
一般競争入札	1,975	2,323	2,360																
一者応札	1,089	1,300	1,017																
割合	55.1%	56.0%	43.1%																

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
			<p>一者応札となった場合においても、その理由を分析・検証し、競争性の確保につなげていくべき。 医療機器等特殊分野の機器であるため、予定価格の設定に当たっては、機種選定を含め、価格情報等の共有化を図ること。</p> <p>オ 契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況</p> <p>(ア) 契約監視委員会以外の審査体制・名称と当該審査体制が対象とする契約案件 特定調達（政府調達）に係る随意契約については、「労働者健康福祉機構特定調達契約事務取扱細則の運用について」（平成7年12月22日）により「随意契約審査会」を設置し審査している。 1件の予定価格が3千万円を超える工事、1千万円を超える設計及び建設コンサルティング業務については契約方式の如何を問わず、「入札・契約手続運営委員会設置要領」（平成7年3月28日）より定めた委員会において調査審議を実施している。 企画競争及び総合評価方式を実施する際は、契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による「評価委員会」を設置し審査している。 上記の他、各契約に当たっては、調達要求部署が起案文書を作成し、契約課を含めた複数の課を経由し、決裁の上、契約課にて契約業務を実施している。 厚生労働大臣依頼を踏まえた審査体制については、平成22年度以降取り組むこととしている。</p> <p>(イ) 執行、審査の担当者（機関）の相互のけん制状況 物品及び役務等の調達にあつては、先ず、調達要求部署が、起案文書を作成し、契約課を含めた複数の課を経由し、決裁の上、契約課において入札及び契約業務を実施しており、さらに特定調達（政府調達）に係る随意契約については、「随意契約審査会」を設置し審査している。 企画競争及び総合評価方式を実施する際は、契約担当部門を含めた複数の部署からなる「評価委員会」を設置し審査している。 営繕工事にあつては、先ず、工事要求部署が、起案文書を作成し、契約課を含めた複数の課を経由し、決裁の上、契約課において入札及び契約業務を実施している。 なお、工事及び建設コンサルティング業務（1件の予定価格が3千万円を超える工事、1千万円を超える設計、建設コンサルティング）に係る業者選定については、契約方式の如何を問わず「入札・契約手続運営委員会」を設置し審査している。</p> <p>(ウ) 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の状況 監事室による監査結果は、当機構理事長宛の監査報告書による報告のほか、指摘事項があった場合は、監事から直接、当該施設への指導及び改善の指示を行い、次回監査において、指摘事項の改善状況に係る確認が行われているところである。 さらに、契約業務の監査結果については、機構本部契約課に逐次、情報提供を受けるなど意見交換を行い、施設への業務指導等の検討材料として活用している。 また、監事室による監査において、機構本部契約課による指導後の施設の取組状況に係る確認が行われている（本部契約課では、監事室との連携を密にし、監事室が監査を実施する際には、監査実施施設の契約締結状況及び当該施設の問題点等最新の情報提供を行うなど、契約の適正化の推進に向け、協力している。）。</p> <p>カ 契約に係る規程類とその運用状況</p> <p>(ア) 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置の状況 随意契約の基準が国と同様となるよう、会計細則の一部を改正した。 予定価格の改正（平成19年4月1日施行） 要件の改正（平成20年1月1日施行） 入札結果の公表基準を厚生労働省と同様の基準（予定価格が100万円（物件の借入については80万円を超える）で公表するよう会計規程及び会計細則の一部を改正した。（平成19年9月1日施行） 一般競争入札に係る公告期間の短縮に関する会計細則の例外規定の削除を行い、国と同様の公告期間と</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(4) 医業未収金の徴収業務の効率化</p> <p>医業未収金の徴収業務については、原則、すべての病院の未収金の徴収業務について、民間競争入札を実施すること。</p>	<p>(4) 医業未収金の徴収業務の効率化</p> <p>すべての労災病院における医業未収金の徴収業務を、本部において一括して民間競争入札を実施し、適正な債権管理業務を行う。</p>	<p>(4) 医業未収金の徴収業務の効率化</p> <p>すべての労災病院における医業未収金の徴収業務を、本部において一括して民間競争入札を実施し、10月より委託を開始する。</p> <p>一定期間経過した債権の支払</p>	<p>した。(平成20年12月19日施行)</p> <p>「平成20年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成21年12月9日付け政委第35号)を踏まえ、平成21年12月に公募方式実施要領を作成し、各施設に周知した。</p> <p>(イ) 総合評価落札方式又は企画競争若しくは公募を行う場合の履行・実施状況</p> <p>企画競争や総合評価方式の実施に当たっては、選定基準を事前公開するとともに入札日までの十分な日程を確保し、評価委員会の委員について、契約担当部門を含めた複数の部署の職員による構成とした。また、評価に際しては、応募業者名が特定できない方法により実施し、競争性、透明性の確保に努めた。</p> <p>また、特定調達(政府調達)に該当するコンピューター製品及びサービスの調達については、平成6年3月29日閣議決定の「対外経済改革要綱」を踏まえ、総合評価落札方式を実施した。</p> <p>キ 再委託している契約の内容と再委託割合(再委託割合が50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託しているもの)</p> <p>第三者への再委託については、契約書に再委託の禁止条項を設け、制限している。</p> <p>なお、平成21年度において再委託の契約は無い。</p> <p>ク 公益法人等との契約の状況</p> <p>(ア) 最低価格落札方式であって、一者入札となった契約の相手先が公益法人であるものについては、次のものがある。</p> <p>電気保安協会(電気設備保安点検)</p> <p>シルバー人材センター(駐車場管理業務等)</p> <p>(イ) 総合評価落札方式、企画競争及び公募による契約の相手先が公益法人等であるものはないが、競争性のない随意契約の主な契約としては、調達内容が特殊なため契約の相手方が特定されている次の契約がある。</p> <p>日本アイソトープ協会(放射線同位元素の購入)</p> <p>日本赤十字社(血液製剤の購入)</p> <p>(ウ) 株式会社オアシスMSCとの契約については、平成20年度以降全て一般競争入札(最低価格落札方式)により契約を締結しており、随意契約による契約締結はない。</p> <p>今後も、引き続き競争性のある契約を実施していくことで、競争性、公平性、明瞭性の確保を徹底していく。</p> <p>ケ 「調達の適正化について」(厚生労働大臣依頼)と異なる契約方式の有無とその改善方策については、以下のとおりである。</p> <p>異なる契約の内容 総合評価落札方式、企画競争、公募 改善策 契約監視委員会における審議を踏まえながら、平成22年度以降取り組むこととしている。</p> <p>(4) 医業未収金の徴収業務の効率化</p> <p>すべての労災病院における医業未収金の徴収業務については、本部において公共サービス改革基本法に基づき民間競争入札を実施し、平成21年10月1日より民間事業者への委託を開始した。</p> <p>なお、債権の支払案内業務に当たっては、保険者(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等)から必ず支払われる医業未収金(平成21年度末の医業未収金427億円のうち393億円)以外の個人に係る発生後4か月以上の債権について委託を行っている。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>3 労災病院の在り方の総合的検討</p> <p>労災病院については、平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な措置を講ずること。</p> <p>その際、労災病院の近隣に国立病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行うこと。</p> <p>また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合</p>	<p>3 労災病院の在り方の総合的検討</p> <p>労災病院については、平成22年度末を目途に個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、労災病院の近隣に国立病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築を始め効率的な運営可能性について検討を行う。</p> <p>また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から総合的な検討を行うに当たり、必要な協力を</p>	<p>案内等の業務を委託することにより、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、徴収業務の効率化を行い、従来、病院職員がこのような未収金対策に要していた業務時間を、未収金の新規発生防止、新規未収金の回収業務及び訴訟等の法的措置実施業務に傾注し、適正な債権管理業務を行う。</p> <p>3 労災病院の在り方の総合的検討</p> <p>個々の労災病院について、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来の政策医療を提供するという機能の発揮状況 ・地域の医療状況及び果たしている役割 ・収支見込みや今後の設備更新の必要性等を含めた経営状況等 <p>の観点から総合的に検証し、個々の病院の内容(実態)を集約する。</p> <p>また、近隣の国立病院がある場合は、実際に行われている診療連携の検証も含め国立病院との診療連携の構築の在り方を検討する。</p>	<p>3 労災病院の在り方の総合的検討</p> <p>個々の労災病院の検証及び公表に向けた取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善の早期実現を図る必要のある病院の院長に対して経営改善計画の策定を指示した。 ・経営改善計画を踏まえて、理事長他役員と各院長が個別に協議を行い、課題を明確化するとともに、その対応策について検討し、課題の達成に向けた取組を徹底することとした。 ・経営改善推進会議において取組の進捗状況についてフォローアップを実施した。 <p>近隣に国立病院がある労災病院では、当該地域における医療連携体制の中で適宜国立病院との連携を図っているが、双方の機能を補完し合う形での医師派遣等の診療応援、それぞれの病院の特性を活かした患者の紹介・逆紹介など、更なる診療連携の構築に向けて検討をすすめている。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																	
<p>的な検討を行うため、機構は必要な協力を行うこと。</p> <p>4 保有資産の見直し</p> <p>事務及び事業の見直しの結果生ずる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行うこと。</p>	<p>う。</p> <p>4 保有資産の見直し</p> <p>事務及び事業の見直しの結果生じる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行う。</p>	<p>4 保有資産の見直し</p> <p>事務及び事業の見直しの結果生じる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行う。</p>	<p>4 保有資産の見直し</p> <p>(1) 保有資産の活用状況とその点検について</p> <p>ア 実物資産について</p> <p>(ア) 機構が保有する土地・建物は、平成16年度の独法化時に機構の業務の目的を達成するために必要な労災病院、看護専門学校等の施設を特殊法人労働福祉事業団から承継したものである。</p> <p>保有資産については、独法化以降、機構法で定めるところにより、休養所等の廃止施設について、売却及び国庫納付の手続きを行っている。その他の資産も、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、機構において、保有資産の利用実態調査を行い、処分可否等について検討を行い、昨年度は、検討の結果、新たに2物件を売却処分することとした。</p> <p>以上の取組を行う中、今般の「省内事業仕分け」及び「刷新会議事業仕分け」においては、不要と指摘された保有資産はないが、今後とも保有資産の点検等に係る取組を継続することとしている。</p> <p>(イ) 当該年度に発生した固定資産の減損又はその兆候に至った要因は、増改築工事及び建物等の老朽化等に伴い、固定資産の全部又は一部を使用しないという決定を行ったことから発生したものが殆どであり、業務運営により、減損又はその兆候に至った資産はない。</p> <p>イ 金融資産について</p> <p>保有資金については、各労災病院における運転資金と医療水準の維持向上を図るための医療機器の整備や増改築費用として必要な資金である。運転資金は、その支払時期等に合わせて、また、医療水準の維持向上のための資金についても、将来の整備時期に合わせて、主として短期で運用しているものであり、通則法第47条に基づき、国債、地方債、定期預金等で運用を行っている。</p> <p>平成22年3月31日現在における運用状況(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1584 1188 2237 1577"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">運用の方法等</th> <th colspan="2">平成21年度末</th> </tr> <tr> <th>資産残高</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有価証券</td> <td>国債</td> <td>3,802</td> <td>3.63</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>2,159</td> <td>2.06</td> </tr> <tr> <td>譲渡性預金</td> <td>41,000</td> <td>39.15</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>46,961</td> <td>44.84</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">預金</td> <td>大口定期</td> <td>10,160</td> <td>9.70</td> </tr> <tr> <td>普通預金</td> <td>47,598</td> <td>45.46</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>57,758</td> <td>55.16</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>104,719</td> <td>100.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 知的財産について</p> <p>知的財産の出願に関する方針については、「職務発明規程」により、これを明確化している。また、出願にあたっては、機構内部に設置している「職務発明審査委員会」において審査を行っている。</p> <p>エ 民間等からの賃貸により使用するものについて</p> <p>(ア) 本部事務所の賃借料については、移転当時から管理会社と、価格交渉を行っている。その結果、平成22年4月からの単価引き下げについては、6%減(約1,800万円)を達成しており、今後とも継続的な価格交渉を実施していくこととしている。</p> <p>(イ) 産業保健推進センターの事務所賃貸については、一律の研修室の保有を止め、利用状況に応じて研修開催日</p>	運用の方法等		平成21年度末		資産残高	構成比	有価証券	国債	3,802	3.63	地方債	2,159	2.06	譲渡性預金	41,000	39.15	小計	46,961	44.84	預金	大口定期	10,160	9.70	普通預金	47,598	45.46	小計	57,758	55.16	合計		104,719	100.00
運用の方法等		平成21年度末																																		
		資産残高	構成比																																	
有価証券	国債	3,802	3.63																																	
	地方債	2,159	2.06																																	
	譲渡性預金	41,000	39.15																																	
	小計	46,961	44.84																																	
預金	大口定期	10,160	9.70																																	
	普通預金	47,598	45.46																																	
	小計	57,758	55.16																																	
合計		104,719	100.00																																	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																															
			<p>の都度、外部の貸会議室を借り上げるとともに、利用者の利便性に配慮しつつ、賃借料の安価な物件に移転するなど事務所面積の縮減及び経済的合理性を図った結果、平成20年度に3センター（石川、兵庫、鹿児島）、平成21年度に19センター（北海道、岩手、宮城、秋田、山形、茨城、栃木、埼玉、千葉、富山、長野、静岡、愛知、三重、京都、大阪、岡山、広島、愛媛）の事務所が移転し、平成21年度において約109百万円の経費を節減できた。</p> <p>(2) 不要財産となったものの内容とその処分方針について 整理合理化計画に基づき、処分することとしていた3物件（労災リハビリテーション北海道作業所、職員宿舎及び労災リハビリテーション広島作業所）については、売却した上で国庫納付することとした。</p> <p>(3) 債権の回収状況と関連法人への貸付状況</p> <p>ア 医業未収金については、請求先が個人に係る未収金と保険者（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）によるものと分けられ、平成21年度末の医業未収金427億円のうち393億円については、保険者に係るものであり請求後1～2か月後には必ず支払われるものである。残りの34億円については個人未収金であり未収金対策マニュアルに基づき回収を行うとともに、発生後4か月以上の債権について民間事業者に支払案内等業務を委託している。 なお、回収については、決算時における個人未収金の残高比較により検証しており、貸倒懸念債権・破産更生債権等とも前年度より減少している。</p> <p>(参考) (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">保険者</th> <th colspan="3">個人未収金</th> <th rowspan="2">小計</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>一般債権</th> <th>貸倒懸念債権</th> <th>破産更生債権等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年度</td> <td>37,403</td> <td>1,406</td> <td>416</td> <td>1,682</td> <td>3,504</td> <td>40,907</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>39,313</td> <td>1,410</td> <td>380</td> <td>1,626</td> <td>3,416</td> <td>42,729</td> </tr> <tr> <td>差(-)</td> <td>1,910</td> <td>4</td> <td>36</td> <td>56</td> <td>88</td> <td>1,822</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 未払賃金立替払事業にかかる代位取得した賃金債権について、平成21年度に7,538百万円を回収した。</p>	区分	保険者	個人未収金			小計	合計	一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等	20年度	37,403	1,406	416	1,682	3,504	40,907	21年度	39,313	1,410	380	1,626	3,416	42,729	差(-)	1,910	4	36	56	88	1,822
区分	保険者	個人未収金				小計	合計																											
		一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等																														
20年度	37,403	1,406	416	1,682	3,504	40,907																												
21年度	39,313	1,410	380	1,626	3,416	42,729																												
差(-)	1,910	4	36	56	88	1,822																												
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>1 労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、収支相償を目指してきたこれまでの取組を更に前進させ、診療体制・機能の整備により無理なく自前収入による機器整備、増改築を行</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効果的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善する。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者数の確保、平均在院日数の適正化、新たな施設基準の取得等による収入の確保、診療報酬の動向等に対応した人件費の縮減、後発医薬品の採用拡大、労災病院間の共同購入等による物</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた年度計画を作成した。年度計画に基づく業務運営の結果は、平成21年度財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>(1) 労災病院については、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくために、自己資金による今後の増改築工事と計画的な機器整備を、安定した経営基盤のもとに確実に実施していく必要があることから、中期目標、中期計画、年度計画の達成に向けて「平成21年度機構運営方針（労災病院編）」を策定・指示するとともに、それを踏まえて様々な取組を行った。 特に平成21年度は、第2期中期目標期間の初年度に当たり、あらかじめ病院長との個別協議を重ね、機器整備等の投資的経費についても計画的な執行を図るとともに、より効率的で活発な医療の提供を呼びかけた。その結果、各病院の収支差合計（現金ベース）は、機器整備等の投資前で133億円、投資後においても33億円を確保した。</p>																															

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																												
<p>うことができるような経営基盤の強化を図るとともに、整理合理化計画及び勧告の方向性を踏まえ、経済状況に関する事情を考慮しつつ、平成28年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、投資の効率化、人件費の適正化その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>また、労災病院の保有資産のうち、中期目標期間又は前中期目標期間中において、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。</p>	<p>品調達コストの縮減、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備すること等により当期利益の確保に努める。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、中期目標期間又は前中期目標期間中において、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。</p>	<p>一方、損益においては、平成19年度に発生したサブプライムローン等の影響による厚生年金基金資産の運用利回りの悪化に伴う年金資産の減少相当額を、退職給付費用として24億円を計上(影響額170億円のうち平成21年度計上分が24億円)したことに加えて、平成20年度においても世界的な経済・金融危機の影響により厚生年金基金資産の運用利回りの悪化が加速したことから更に25億円を計上(影響額177億円のうち平成21年度計上分が25億円)し、合計49億円の退職給付費用を年金資産減少分に見合う費用として計上した。</p> <p>このため、平成21年度の当期損益は、平成20年度の43億円に比べて51億円と、8億円の悪化となったが、これら平成19年度以降に発生した年金資産の減少分に見合う費用計上を除いた医業活動に限って見れば4億円の経常利益であり、当期損益でも2億円と、平成20年度の7億円に比べて5億円改善しており、医業活動上の努力は着実に成果を上げている。</p> <p>なお、繰越欠損金については、平成21年度末現在で384億円を計上しており、その解消に向けては、今後、当期利益を継続的に確保していく必要があるが、平成20年度及び平成21年度に欠損金を計上した主な要因は、金融危機に影響された厚生年金基金資産の減少分の費用計上に伴うものである。したがって、本格的な繰越欠損金解消計画を策定するためには、今後の景気動向の見通し、金融情勢の将来の見通しを踏まえる必要があるが、平成21年度は医業活動に限って見れば4億円の経常利益、2億円の当期損失まで改善しており、平成22年度は、診療報酬改定に伴う大幅な増収や平成21年度の年金資産の運用実績の改善により退職給付費用も圧縮される見込みであり、今後とも医業活動を通じた計画的な経営改善に加え、給与カーブのフラット化による人件費の抑制効果も見込めることから、繰越欠損金の解消に向けて計画的な歩みを進めることができる見通しである。</p> <p>労災病院の損益</p> <table border="1" data-bbox="1567 884 2083 1045"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期損失</td> <td>43億円</td> <td>51億円</td> </tr> <tr> <td>経常損益</td> <td>41億円</td> <td>45億円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td>333億円</td> <td>384億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当期損益(外的要因を除いた医業活動に限る)</p> <table border="1" data-bbox="2139 884 2804 1045"> <thead> <tr> <th colspan="2">20年度</th> <th colspan="2">21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常損益</td> <td>5億円</td> <td>経常損益</td> <td>4億円</td> </tr> <tr> <td>臨時損益</td> <td>2億円</td> <td>臨時損益</td> <td>6億円</td> </tr> <tr> <td>当期損益</td> <td>7億円</td> <td>当期損益</td> <td>2億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>労災病院に対する経営指導・支援</p> <p>ア 年度計画を策定するに当たり、「施設別病院協議(全病院長を対象とした病院ごとの協議)」において、業務諸費全般について見直しを図り、計画額の約8%を削減した。</p> <p>イ 本部の「経営改善推進会議」において、労災病院の経営改善に向けて新たな施設基準の取得、高点数の施設基準取得や経費縮減方策を検討し実施した。</p> <p>ウ 「施設別病院協議」において決定した個々の病院の運営計画と年度前半の結果を照らし合わせ、患者数・診療単価等の経営指標に基づく下半期の経営目標を策定させるとともに、毎月フォローアップに努め、必要に応じて支出の繰延べや投資的経費の支出凍結を指示。</p> <p>収入確保及び支出削減対策の主な取組</p> <p>ア 診療収入の確保</p> <p>全労災病院に対して収入確保対策の助言・指導等を行い、医療連携強化、上位施設基準の取得、高度・専門的医療の推進等を図り診療収入の確保に努めた。</p> <p>(ア) 医療連携強化・上位施設基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院の取得 5病院 計17病院(3億円) ・DPC導入病院への移行 11病院 計30病院(50億円) ・一般病棟入院基本料(7対1)の取得 4病院 計9病院(11億円) <p>(イ) 高度・専門的医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な手術の増、検査・画像診断料の増 (21億円) ・外来化学療法等の増による注射・投薬料収入の増 (15億円) <p>(ウ) 保険外収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・特定保健指導件数の増 (1億円) ・有料室増床及び有料室料金改定による増 (3億円) ・治験研究件数の増 (1億円) 	区分	20年度	21年度	当期損失	43億円	51億円	経常損益	41億円	45億円	繰越欠損金	333億円	384億円	20年度		21年度		経常損益	5億円	経常損益	4億円	臨時損益	2億円	臨時損益	6億円	当期損益	7億円	当期損益	2億円
区分	20年度	21年度																													
当期損失	43億円	51億円																													
経常損益	41億円	45億円																													
繰越欠損金	333億円	384億円																													
20年度		21年度																													
経常損益	5億円	経常損益	4億円																												
臨時損益	2億円	臨時損益	6億円																												
当期損益	7億円	当期損益	2億円																												

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>2 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、確実な償還を行うこと。</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、確実な償還を行う。</p> <p>2 予算（人件費の見積もりを含む。）</p> <p>別紙2のとおり</p> <p>3 収支計画</p> <p>別紙3のとおり</p> <p>4 資金計画</p> <p>別紙4のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への当年度償還計画を確実に実行する。</p> <p>また、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額303百万円を回収する。</p> <p>2 予算（人件費の見積もりを含む。）</p> <p>別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画</p> <p>別紙2のとおり</p> <p>4 資金計画</p> <p>別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p>	<p>(工) 医療制度改革により減収となった項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均在院日数短縮等による入院患者数の減 (16 億円) ・病診連携の推進等に伴う外来患者数の減 (15 億円) <p>イ 給与費</p> <p>退職不補充による事務職員の削減及び期末手当の0.25月カット等を実施するも、医師の処遇改善に伴う医師初任給調整手当の引き上げや医療の質の向上と安全のための医師、看護師等の増員により、24億円の増加。</p> <p>ウ 経費</p> <p>医師、看護師の過重労働軽減を図るため、嘱託医師・嘱託看護師の増員による医師等謝金の増が避けられない中で、徹底的な設備管理のもと燃料費及び光熱水費の削減、予算執行の繰延べ・凍結による印刷製本費及び通信運搬費の削減。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費及び光熱水費の減 8 億円 ・印刷製本費の減 0.4 億円 ・通信運搬費の減 0.1 億円 ・謝金の増 9 億円 <p>エ 退職給付費用の増</p> <p>平成19年度以降に発生したサブプライムローン等の影響による厚生年金基金資産の運用利回りの悪化に伴う年金資産の減少相当額を、退職給付費用として24億円を計上（影響額170億円のうち平成21年度計上分が24億円）したことに加えて、平成20年度においても世界的な経済・金融危機の影響により厚生年金基金資産の運用利回りの悪化が加速したことから更に25億円を計上（影響額177億円のうち平成21年度計上分が25億円）し、合計49億円の退職給付費用を年金資産減少分に見合う費用として計上。</p> <p>(2) 労働安全衛生融資については、13年度をもって新規貸付を中止して以降、貸付債権の管理・回収業務のみを行ってきた。財政投融資については平成21年度償還期限が到来したことから、償還を完了した。</p> <p>また、一部の債権について全額繰上償還等が発生したことにより、目標額を上回る正常債権426百万円を回収した。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	<p>1 限度額</p> <p>4,038百万円(運営費交付金年間支出の12分の3を計上)</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「4 保有資産の見直し」に基づき、次のア及びイに掲げる保有資産を速やかに処分するため、売却業務を民間等に委託するなど具体的方策を講じ、中期目標期間の最終年度までに処分が完了するよう努める。</p> <p>ア 病院</p> <p>青森労災病院付添者宿泊施設、岩手労災病院職員宿舎、岩手労災病院付添者宿泊施設、東京労災病院職員宿舎、旭労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地、関西労災病院職員宿舎跡地、九州労災病院移転後跡地、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎、霧島温泉労災病院、霧島温泉労災病院職員宿舎、福井総合病院労災委託病棟</p> <p>イ 病院以外の施設</p>	<p>1 限度額</p> <p>4,038百万円(運営費交付金年間支出の12分の3を計上)</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>中期計画に掲げる重要な財産の処分に当たり、平成21年度は売却する財産を選定するとともに、翌年度以降の処分に向け、土地、建物の測量・登記及び不動産鑑定評価を実施する。</p>	<p>1 限度額</p> <p>短期借入金の実績なし。</p> <p>第5 重要な財産の譲渡</p> <p>1 譲渡物件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 霧島温泉労災病院用地(寄付地)及び鉱泉地(寄付地)について、寄付者と平成21年8月26日に土地の無償譲渡契約を締結した(平成21年9月10日付けで所有権移転)。 ・ 霧島温泉労災病院職員宿舎用地(寄付地)について、寄付者と平成21年12月21日に土地の無償譲渡契約を締結した(平成22年1月7日付け、平成22年2月24日付けで所有権移転)。 ・ 別府湯のもりパレスについて、平成22年2月24日に土地・建物の譲渡契約を締結した(平成22年3月1日付けで所有権移転)。 <p>2 上記物件以外についても、平成22年度に一般競争入札等が実施できるよう、土地、建物の測量・登記及び不動産鑑定評価を実施した。</p> <p>3 不要資産の売却促進の観点から、平成21年度より不動産売買の専門知識を有する業者に委託するとともに、一般競争入札公告における「最低売却価格」を公表することとした。</p> <p>4 保有資産利用実態調査を実施し、本部において、処分可否等について評価・検討を行った結果、新たに2物件について売却処分することを決定した。</p>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績												
	<p>労災リハビリテーション北海道作業所、労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、労災リハビリテーション広島作業所、水上荘、恵那荘、別府湯のもりパレス</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の抑制を図る。</p> <p>(2) 人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進する。</p>	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、期首の職員数(720人)以内とする。</p>	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>平成21年度における剰余金の計上はない。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 人事について</p> <p>ア 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1567 1150 2279 1234"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>800人</td> <td>786人</td> <td>780人</td> <td>745人</td> <td>720人</td> <td>720人</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成21年度の運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成20年度期首と同数の720人で配置した。 (参考)平成22年度期首は平成21年度末に海外勤務健康管理センター及び労災リハビリテーション工学センターを廃止したため29人の691人となる見込である。</p> <p>イ 国家公務員の再就職者ポストの見直しについて 役員ポストの公募については、理事(2名)、常勤監事及び非常勤監事のポストについて平成22年3月に実施した。 なお、廃止するよう指導されている嘱託ポストは無い。</p> <p>ウ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しについて 高齢者の安定した雇用を確保するため、定年後再雇用制度を導入しており、定年を迎えた職員が希望する場合は継続雇用に努めている。</p> <p>(2) 人事に関する取組 柔軟な人事交流を推進するために、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度を平成17年度に創設。それにより平成18年度から従前の対象となっていなかった管理職以外の看護師や医療職を中心に人事異動を行い、職員の活性化を図った。 (参考)平成21年度適用者</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	800人	786人	780人	745人	720人	720人
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度										
800人	786人	780人	745人	720人	720人										

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績										
	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 施設名</p> <p>総合せき損センター、千葉労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校、熊本労災看護専門学校</p> <p>イ 予定額</p> <p>総額 14,310百万円(特殊営繕、機器等整備を含む。)</p>	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、前年度に引き続き浜松労災病院、和歌山労災病院及び九州労災病院の施設整備を進める。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 施設名</p> <p>総合せき損センター、千葉労災看護専門学校、熊本労災看護専門学校</p> <p>イ 予定額</p> <p>総額 2,747百万円(特殊営繕、機器等整備を含む。)</p>	<p>・派遣交流制度適用者数 35人 ・転任推進制度適用者数 76人 また、両制度の更なる積極的活用を促すため、全国会議等で周知を図り、職員の啓発に努めた。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金での施設整備から自己資金での施設整備をすることとし、引き続き浜松労災病院、和歌山労災病院及び九州労災病院の施設整備を行った。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設については、施設整備費補助金により、総合せき損センター、千葉労災看護専門学校及び熊本労災看護専門学校の施設整備を行っている。また、施設整備中の看護専門学校を除いた、看護専門学校等に対しては建物補修工事、冷暖房設備等の改修工事を行った。</p> <p>ア 施設名</p> <p>総合せき損センター、千葉労災看護専門学校、熊本労災看護専門学校</p> <p>イ 実績見込額</p> <p>労災病院以外に係る施設整備費補助金 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1596 1413 2445 1493"> <thead> <tr> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,439</td> <td>2,494</td> <td>2,913</td> <td>2,959</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 適切な保全業務の徹底</p> <p>建物等の「安全・安心・快適性」を確保するために、日常点検等による予防保全の指導及び法令点検の実施状況について調査・指導を行うとともに、営繕工事全般について工物件引渡後における経年検査の徹底を図り、契約条項に従って補修請求する等、完全な工事目的物の取得に努めた。また、施設管理担当者を対象として、適切な保全業務及び建築・電気設備・機械設備関係の設計・積算等の研修を行い、適切な保全業務の徹底を図った。</p> <p>(4) 総合的エネルギー対策の推進</p> <p>平成18年度に関連機器の更新等を行い、平成19年4月から運用を開始した旭労災病院におけるE S C O事業</p>	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	1,439	2,494	2,913	2,959	2,600
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度									
1,439	2,494	2,913	2,959	2,600									

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績						
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>整理合理化計画及び勧告の方向性を踏まえ、次のことについて計画的に取り組むこと。</p> <p>1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止</p> <p>労災リハビリテーション工学センターについては、せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発機能を、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門に移管した上で、廃止すること。</p> <p>また、海外勤務健康管理センターについては、利用状況や同様の業務が他の実施主体により実施されていること等を踏まえ、廃止すること。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止</p> <p>(1) 労災リハビリテーション工学センターについては、せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発機能を、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門に移管した上で、平成21年度末までに廃止する。</p> <p>(2) 海外勤務健康管理センターについては、平成21年度末までに廃止する。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止</p> <p>(1) 労災リハビリテーション工学センターについては、せき損患者に対する日常生活支援機器に係る研究開発機能について医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門への移管を進めるとともに、労災リハビリテーション工学センター廃止に向けた業務を的確かつ計画的に進めることにより、平成21年度末までに廃止する。</p> <p>(2) 海外勤務健康管理センターについては、これまで積み上げてきた知見の活用が図られるよう、以下の取組を行いつつ、平成21年度末までに廃止する。</p> <p>ア 研修については、これまでの資料等を整理し、他の機関においても活用できるよう取りまとめる。</p> <p>イ 海外医療情報は、継続的に情報提供が維持可能な機関への移管に努める。</p>	<p>については削減効果を得ている。</p> <p>旭労災病院の光熱水費削減効果(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="1558 367 2062 445"> <thead> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18,186</td> <td>21,825</td> <td>22,193</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止</p> <p>(1) 労災リハビリテーション工学センターについては、平成22年3月31日付けで廃止した。自力で立ち上がり可能な、不全頸損及びせき損、脳血管障害の片麻痺患者を対象に、体重の一部を支えることにより歩行練習させるトレッドミルの研究開発など、せき損患者に対する日常生活支援機器に係る研究開発機能については医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門へ移管した。</p> <p>(2) 海外勤務健康管理センターについては、これまで積み上げてきた知見の活用が図られるよう、以下の取組を行いつつ、平成22年3月31日付けで廃止した。</p> <p>ア 過去の研修時に使用した資料をとりまとめた「健康管理の手引き」を平成22年1月に3,000部作成し、海外進出企業の産業保健担当者あて配布すると共に、ホームページに掲載した。なお、本内容は平成22年3月に労働者健康福祉機構本部ホームページに移管した。</p> <p>イ 海外医療情報については、平成22年3月に労働者健康福祉機構本部ホームページにデータ移管を行った。また「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」については、「日本渡航医学会」に継承を行った。</p>	19年度	20年度	21年度	18,186	21,825	22,193
19年度	20年度	21年度							
18,186	21,825	22,193							

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止</p> <p>労災リハビリテーション作業所については、新規入所者数の減少、在所者の長期滞留化・高齢化が進んでおり、社会復帰までの通過型施設としての機能の発揮が困難になっていることから、国の関連施策と連携し、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止すること。</p>	<p>2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止</p> <p>労災リハビリテーション作業所については、在所年齢の上限の徹底等を図るとともに、国の関連施策と連携し、在所者の意向の把握、退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止する。</p>	<p>ウ FAX・メール相談は、他の機関においても活用できるよう事例集として取りまとめる。</p> <p>エ 海外勤務者の健康管理に関する研究についての成果物を作成するとともに、他の機関でも利用できるよう研究データベースの整備を行う。</p> <p>2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止</p> <p>労災リハビリテーション作業所については、平成21年4月から在所年齢の上限を設定し、その定着を図るとともに、高齢在所者について、退所先の確保を図りつつ、強力かつきめ細かな退所勧奨に取り組む。</p>	<p>ウ FAX・メール相談の内容をとりまとめた「FAXおよびメールによる海外相談事例集」を作成し、海外進出企業あてに平成21年4月に配布した。</p> <p>エ 海外勤務者の健康管理に関する研究をまとめた調査研究については最終的な取り纏めを行っており、その成果をホームページに掲載することとしている。 なお、本内容は平成22年3月に労働者健康福祉機構本部ホームページに移管した。</p> <p>2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止</p> <p>在所者に対して、退所先の確保を図りつつ退所勧奨に努めた結果、18名が退所した。 また、平成23年度末をもって労災リハビリテーション千葉作業所を廃止することを決定した。</p>